

第2期

養老町子ども・子育て支援事業計画

すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち



令和2年度～令和6年度

はじめに

子どもの育ちと子育てを支援する取組としては、平成27年度に策定しました「養老町子ども・子育て支援事業計画」に沿って進めてきたところです。認定こども園への移行・整備、留守家庭児童教室の利用対象年齢の引き上げ、児童発達支援の充実、情報提供の充実などに取り組んでまいりました。



しかし、全国的に少子化に歯止めはかからず、人口減少が進んできています。また、児童虐待やいじめ、子どもを巻き込んだ犯罪など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、多くの課題が顕在化しています。養老町においても出生数は減少し、核家族化が進んでいます。子どもを健やかに育成することは保護者が第一義的責任を負うものですが、子どもを産み育てやすい環境を整備していくことは行政の役割であり、少子化対策、子ども・子育て支援は本町の重要課題の一つです。

さらに、働き方改革が叫ばれ、子育て環境や保育ニーズの多様化が進んでいます。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、経済面だけでなく保護者の視点に立ち、家庭における不安や負担、孤立感を和らげ、安心して子育てができる環境づくりが重要となっています。

このような状況の中、更なる子ども・子育て支援を推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期養老町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画においては、「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」の基本理念の実現をめざし、子どもたちがいきいきと活動し夢を育める環境づくり、親が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進していきます。そのために、「子どもが健やかに生まれ育つまち」、「安心して子育てのできるまち」、「配慮が必要な子どもと家庭を支えられるまち」、「子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまち」、「子どもにやさしいまち」の5つの基本目標を掲げ、子どもたちに関わる全ての関係者が連携し、子どもの成長と自立を支援していくことが未来への投資であると考えます。具体的には、ニーズの高まりが予測される3歳未満児の受け入れのため小規模保育所の整備、留守家庭児童教室の充実などを盛り込んでいます。

計画の推進にあたり、子ども・子育ての支援は、行政はもちろん、地域のみなさまの協力が必要不可欠となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました子ども・子育て会議の委員のみなさま、アンケートにご協力いただきました住民のみなさまに対し、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

養老町長 大橋 孝

<もくじ>

計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の性格	4
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4

第1章 養老町の現状

1	人口構造	7
2	出生の動向	10
3	世帯の状況	12
4	女性の就業状況	15
5	婚姻の動向	17

第2章 子育て支援サービスの現状

1	教育・保育サービス	19
2	認可保育園・幼稚園・認定こども園の利用率	22
3	その他の保育サービス	23
4	小中学校	25
5	健全育成	27
6	母子保健サービス	29
7	子育て支援・相談	33
8	経済的支援	36
9	障がい児支援	37

第3章 ニーズ・課題

1	就学前児童保護者調査	39
2	小学生保護者調査	53

第4章 基本的な考え方

1	計画の基本的視点	61
2	基本理念	63
3	基本目標	64
4	施策の体系	65

第5章 子ども・子育て支援事業

1	教育・保育提供区域	67
2	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策	67
(1)	子ども数の推計	68
(2)	幼児期の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育園）の量の見込みと確保策	69
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	71
(1)	延長保育事業	71
(2)	認定こども園・幼稚園の一時預かり（預かり保育）および一時保育（一時預かり）	71
(3)	病児・病後児保育事業	72
(4)	ファミリー・サポート・センター事業	73

(5) 留守家庭児童教室事業	73
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	74
(7) 地域子育て支援拠点事業	74
(8) 利用者支援事業	75
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	75
(10) 養育支援訪問事業	75
(11) 妊婦健康診査	76

第6章 基本計画

基本目標1 子どもが健やかに生まれ育つまち／77

(1) 妊娠・出産への支援	77
(2) 乳幼児期の子どもの発達支援	77
(3) 小児医療等の充実	78
(4) 食育の推進	79

基本目標2 安心して子育てのできるまち／79

(5) 幼児教育・保育サービス	79
(6) 一時的な預かりサービスの充実	80
(7) 留守家庭児童教室の充実	80
(8) 相談・親子が集える場の提供	81

基本目標3 配慮が必要な子どもと家庭を支えられるまち／82

(9) 障がいのある子どもへの支援	82
(10) 多胎児への支援	83
(11) ひとり親家庭・貧困家庭への支援	83
(12) 経済的負担の軽減	84
(13) 児童虐待の防止	85

基本目標4 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまち／85

(14) 学校教育の充実	85
(15) 文化・スポーツ活動の推進	87

基本目標5 子どもにやさしいまち／87

(16) 防犯・交通安全・防災の推進	87
(17) 子育て家庭にやさしい公共施設等の整備促進	88
(18) 地域の子育て支援	88
(19) 子育て意識の醸成	89
(20) 職業生活と家庭生活の調和	89

計画の推進	90
-------	----

資料

1 計画の策定経過	91
2 養老町子ども・子育て会議	92
(1) 養老町子ども・子育て会議条例	92
(2) 養老町子ども・子育て会議委員名簿	93
3 子育て支援関係施設の配置図	94

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 少子化の動向

平成24年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

図表1 近年の少子化対策・子育て支援施策の動向

平成15年	7月 次世代育成支援対策推進法および児童福祉法改正法の成立 7月 少子化社会対策基本法の成立
平成16年	6月 少子化社会対策大綱の決定 12月 子ども・子育て応援プラン（少子化社会対策会議）
平成19年	12月 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章および仕事と生活の調和推進のための行動指針（仕事と生活の調査推進官民トップ会議） 12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議）
平成20年	2月 新待機児童ゼロ作戦（厚生労働省） 5月 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方（社会保障審議会少子化対策特別部会） 7月 仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項（仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議） 7月 5つの安心プラン ・未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を提示 12月 「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布 ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業等の法定化 12月 「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（少子化社会対策会議）
平成22年	1月 「子ども・子育てビジョン」閣議決定 4月 次世代育成支援後期行動計画スタート
平成24年	8月 子ども・子育て関連3法成立
平成25年	6月 「少子化危機突破のための緊急対策」決定（少子化社会対策会議）「子育て支援」「働き方の改革」「結婚・妊娠・出産支援」の「三本の矢」 「待機児童解消加速化プラン」を安倍首相が発表
平成26年	7月 「放課後子ども総合プラン」策定
平成27年	3月 「少子化社会対策大綱」閣議決定 4月 第1期子ども・子育て支援事業計画スタート
平成28年	4月 子ども・子育て支援法の改正（仕事・子育て両立支援事業の新設） 6月 「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定。「希望出生率1.8」の実現を目標
平成29年	3月 「働き方改革実行計画」の策定 6月 「子育て安心プラン」の公表（12月に前倒しを決定） 12月 「新しい経済政策パッケージ」の策定（幼児教育の無償化・待機児童の解消など、平成31年10月の消費税引き上げなど）
平成30年	3月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」公布 ・事業主拠出金の率の引き上げ、事業主拠出金の充て当対象の拡大、待機児童解消等の取り組みの拡大等 6月 少子化克服戦略会議提言「少子化一静かなる有事へのさらなる挑戦」

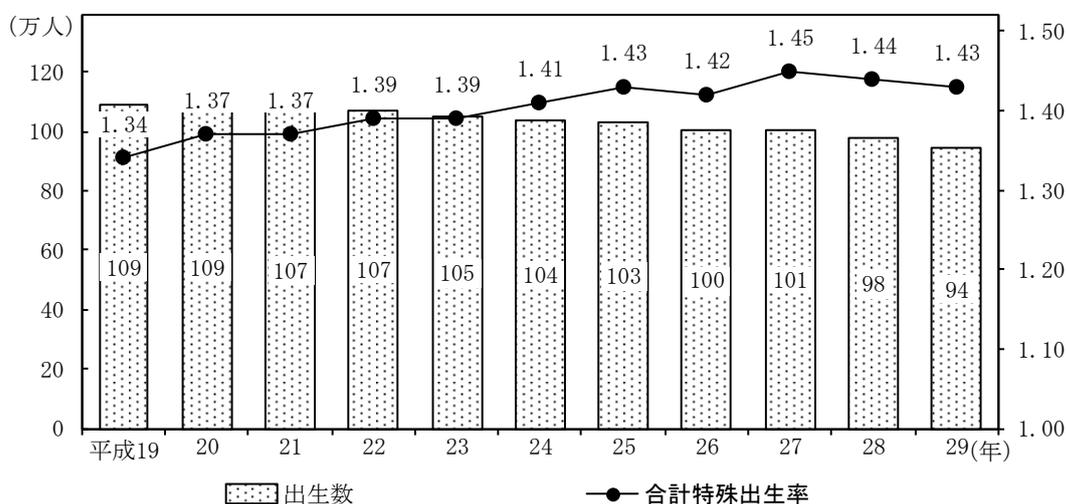
また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」および児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村には市町村子ども・子育て支援事業計画を、都道府県には都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務づけられました。

第1期子ども・子育て支援事業計画がスタートした平成27年以降についてみると、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、一億総活躍社会を実現する施策の一つとして「夢をつむぐ子育て支援」のもとに「希望出生率1.8」を目標に掲げ、女性の活躍を支える保育の受け皿整備やそれを担う保育人材確保の対策等を進めています。特に受け皿整備を加速化するため「子育て安心プラン」を前倒して、待機児童の解消を図ることにより女性（25～44歳）の就業率を引き上げることを目標としています。経済・財政と社会保障の一体的な改革という大きな視点からの施策として進められています。

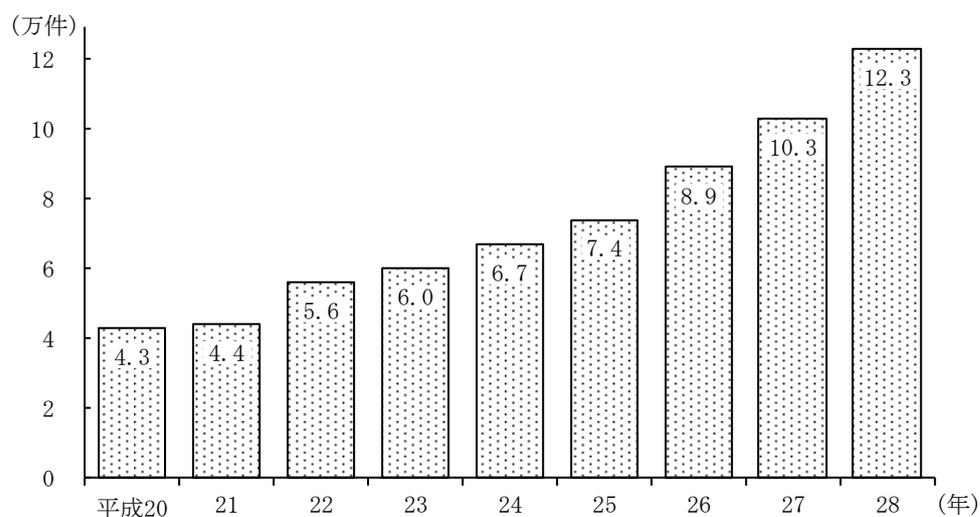
しかし、わが国の出生数は減少を続けており、平成28年、平成29年は100万人を割り込みました。合計特殊出生率は、過去最低を記録した平成17年の1.26からは上昇傾向にありましたが、平成27年の1.45をピークに下降に転じています。今後合計特殊出生率が少々上昇したとしても、第2次ベビーブーム世代が40代後半に入り、出産適齢期の女性の数が減少していくことから、短期間で出生数の増加は難しくなっています。

図表2 出生数と合計特殊出生率の推移（全国）



一方、子ども・子育てをめぐる環境は、核家族化と共働き家庭の増加など家族の変化、地域のつながりの希薄化、働き方の多様化などを背景に厳しくなっています。孤立感をもつ親も増えており、児童虐待の相談は増加しています。また、貧困家庭の子どもへの支援が課題となっています。“健やかな成長・発達、自立を保障される権利を有し、その最善の利益が優先される”という改正児童福祉法の理念を基本として、「子どもの育ち」と「子育て」を支援し、子どもたちが健やかに心豊かに育ち、子育てがしやすい環境を整備していくことが求められます。

図表3 児童相談所での児童虐待相談対応件数（全国）



(2) 本町の取組

本町においては、平成27年3月に「すべての子どもが健やかに みんなで子育てできるまち」を基本理念とする「養老町子ども・子育て支援事業計画〈第1期計画〉」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、この計画にそって、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりを進めてきたところです。

具体的には、認定こども園への移行促進、留守家庭児童教室の対象年齢の拡大、児童発達支援の充実、子育て応援サイト「ようろうっこ」の充実、母子保健型の利用者支援事業などに取り組みました。

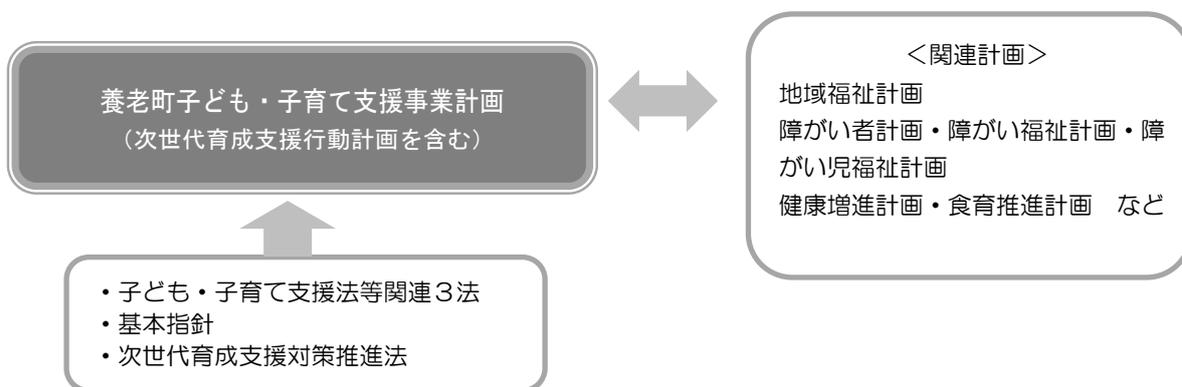
〈第1期計画〉が平成31（令和元）年度に目標年度を迎えることから、計画の進捗状況の把握・評価、新たな課題やニーズの把握を行い、法改正等を踏まえて〈第2期計画〉を策定します。

2 計画の性格

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

この計画は、養老町総合計画を上位計画とし、養老町地域福祉計画、養老町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康ようろう21（健康増進計画・食育推進計画）など、町の関連計画との整合性を図るとともに、国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を参考として策定しました。

図表4 他計画との関係



3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。

年度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
第1期計画	→									
第2期計画				見直し	→					

4 計画の策定体制

(1) 養老町子ども・子育て会議

子どもの保護者、学識経験者、福祉・保健・医療・教育など子ども・子育てに関する関係者、公募委員の20人で構成する「養老町子ども・子育て会議」を設置し、計画について審議しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画策定に先立ち、就学前児童のいる世帯および小学生のいる世帯を対象としてアンケートを実施し、サービスの利用状況や利用意向、子育ての不安や悩みなどについてたずねました。

◎調査方法・回収結果等

就学前児童保護者調査	調査対象者	就学前児童の保護者。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人（一番下の児童）を対象児童とした	
	調査方法	就園児童は園にて配布・回収。未就園児童は郵送配布・郵送回収	
	調査基準日	平成31年1月1日	
	調査期間	平成31年1月8日～1月25日	
	回収結果	配布数	回収数（回収率）
829 うち郵送は216		649（78.3%） うち郵送は99（45.8%）	
小学生保護者調査	調査対象者	小学生の保護者（就学前児童のいる世帯は除く）。ただし、小学生が2人以上いる世帯は1人（一番下の児童）を対象児童とした	
	調査方法	小学校にて配布・回収	
	調査基準日	平成31年1月1日	
	調査期間	平成31年1月8日～1月25日	
	回収結果	配布数	回収数（回収率）
1,099		751（68.3%）	



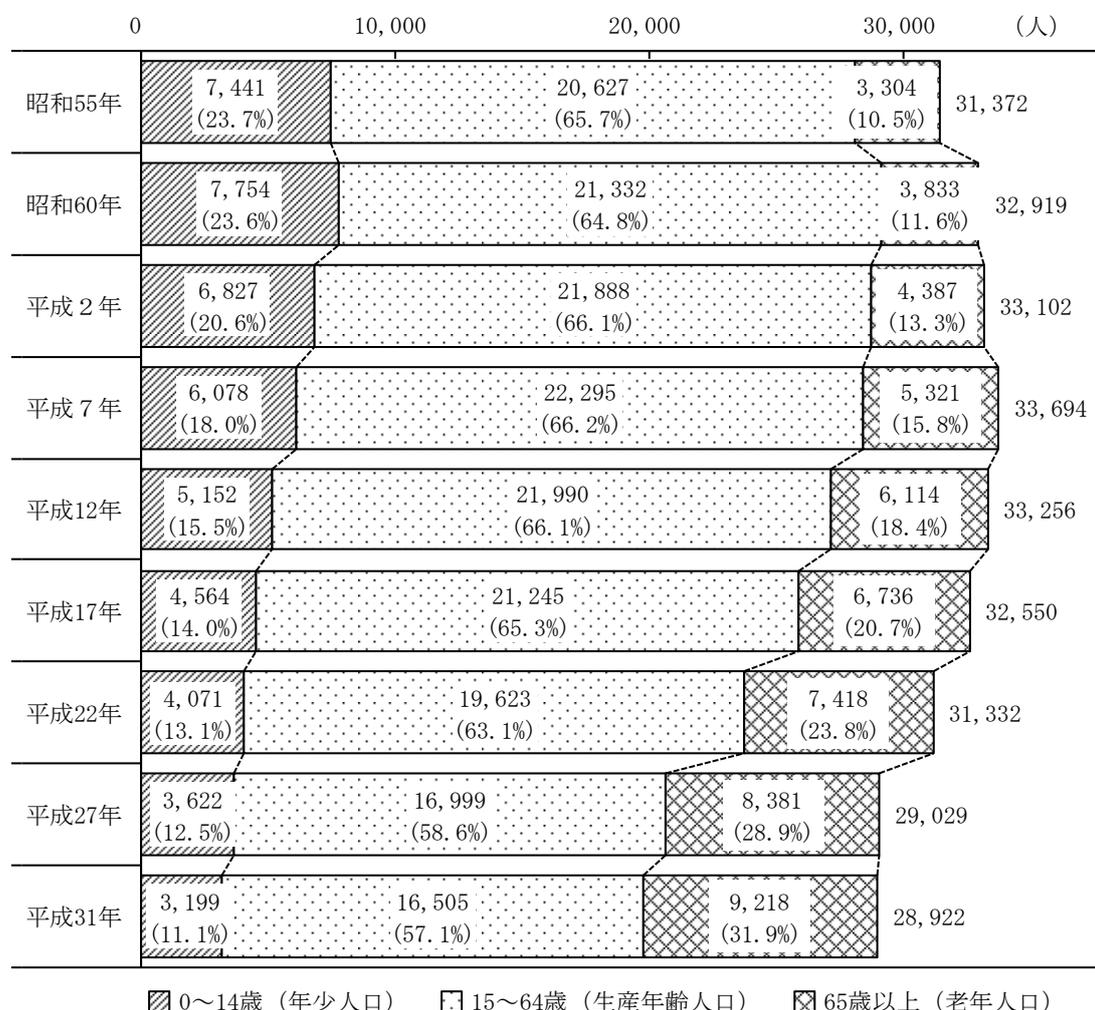
第1章 養老町の現状

1 人口構造

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成31年4月1日現在28,922人です。国勢調査による総人口の推移をみると、平成7年をピークに減少に転じています。年齢別にみると、65歳以上人口が5年ごとに大幅な増加を示しているのに対して、0～14歳人口は平成2年以降、年々減少しています。平成12年には人口・構成比とも65歳以上が0～14歳を上回り、その後は急速に少子・高齢化が進んでいます。

図表1-1 人口の推移

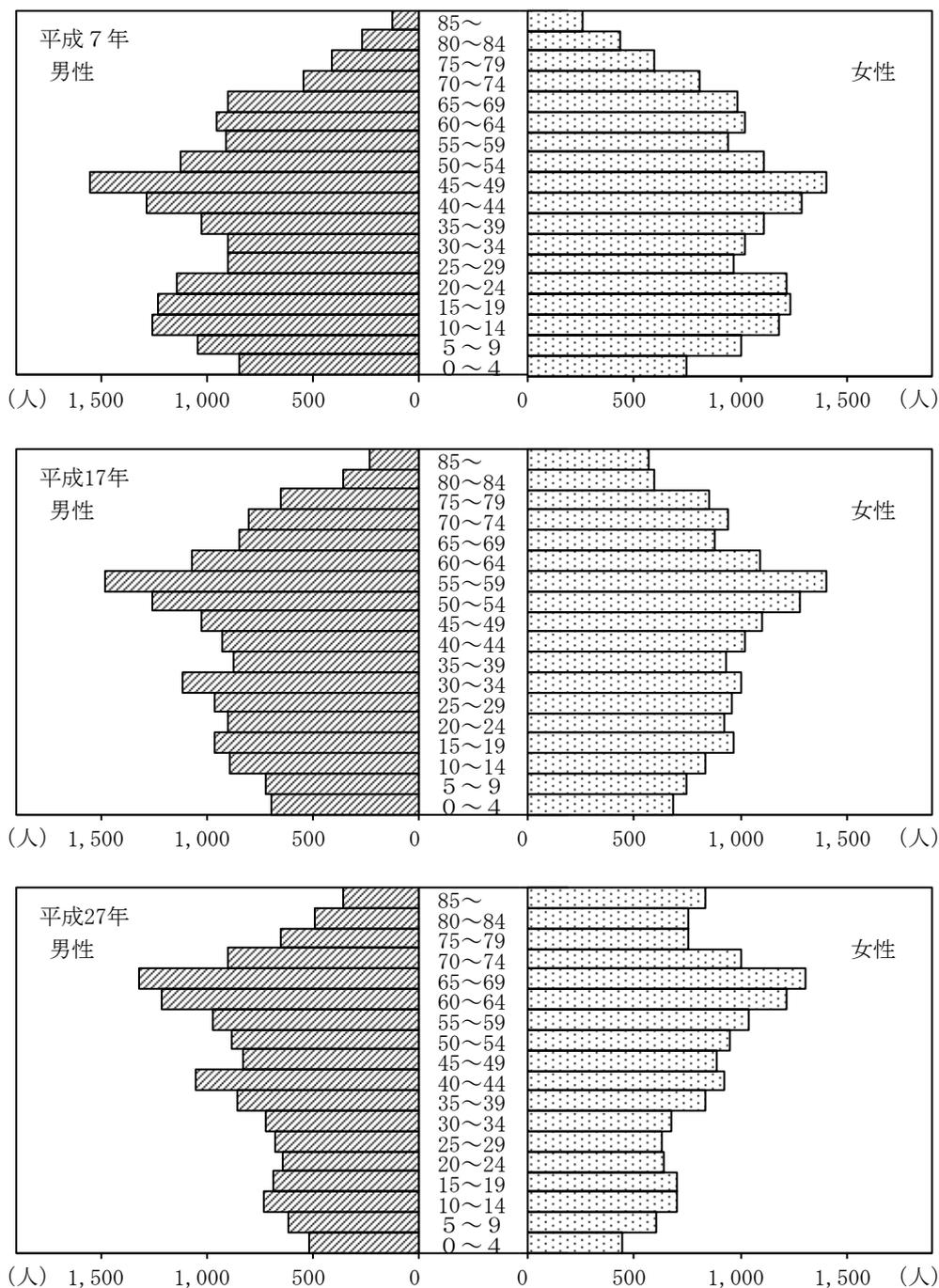


(注) 総人口は年齢不詳（昭和50年1人、平成17年5人、平成22年220人、平成27年27人）を含めた数値。
 資料：昭和55～平成27年は「国勢調査」、平成31年は4月1日現在の住民基本台帳人口。住民基本台帳人口はその時点で町内に居住していなくてもカウントされるため、本町では国勢調査人口よりも多くなる傾向にあります。

(2) 人口ピラミッド

平成7年、平成17年、平成27年の人口ピラミッドをみると、団塊世代と団塊ジュニアが突出したひょうたん型が、徐々に裾がすぼまるつぼ型へと変化しています。

図表 1-2 人口ピラミッド



資料：「国勢調査」

(3) 子ども数の推移

平成31年4月1日現在の本町の子ども数（18歳未満人口）は、4,080人となっています。年齢別にみると、年齢が下がるほど少なくなる傾向にあり、17歳が313人と最も多く、5～16歳は200人台、4歳以下は200人を下回っています。合計では年ごとに減少してきており、平成27年の4,691人から4年間で611人減少しています。

図表1-3 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	159	167	148	117	134
1歳	202	167	169	156	138
2歳	202	206	171	167	153
0～2歳	563	540	488	440	425
3歳	234	202	206	176	169
4歳	231	233	199	208	185
5歳	257	230	231	205	206
3～5歳	722	665	636	589	560
6歳	251	257	233	231	202
7歳	257	248	254	232	232
8歳	265	252	249	255	232
6～8歳	773	757	736	718	666
9歳	269	260	255	248	256
10歳	279	265	260	252	247
11歳	283	280	261	259	249
9～11歳	831	805	776	759	752
12歳	300	273	278	258	258
13歳	317	300	272	279	258
14歳	294	316	298	274	280
12～14歳	911	889	848	811	796
15歳	273	291	313	296	272
16歳	279	272	286	316	296
17歳	339	280	269	285	313
15～17歳	891	843	868	897	881
合 計	4,691	4,499	4,352	4,214	4,080

資料：各年4月1日現在の住民基本台帳および外国人登録人口

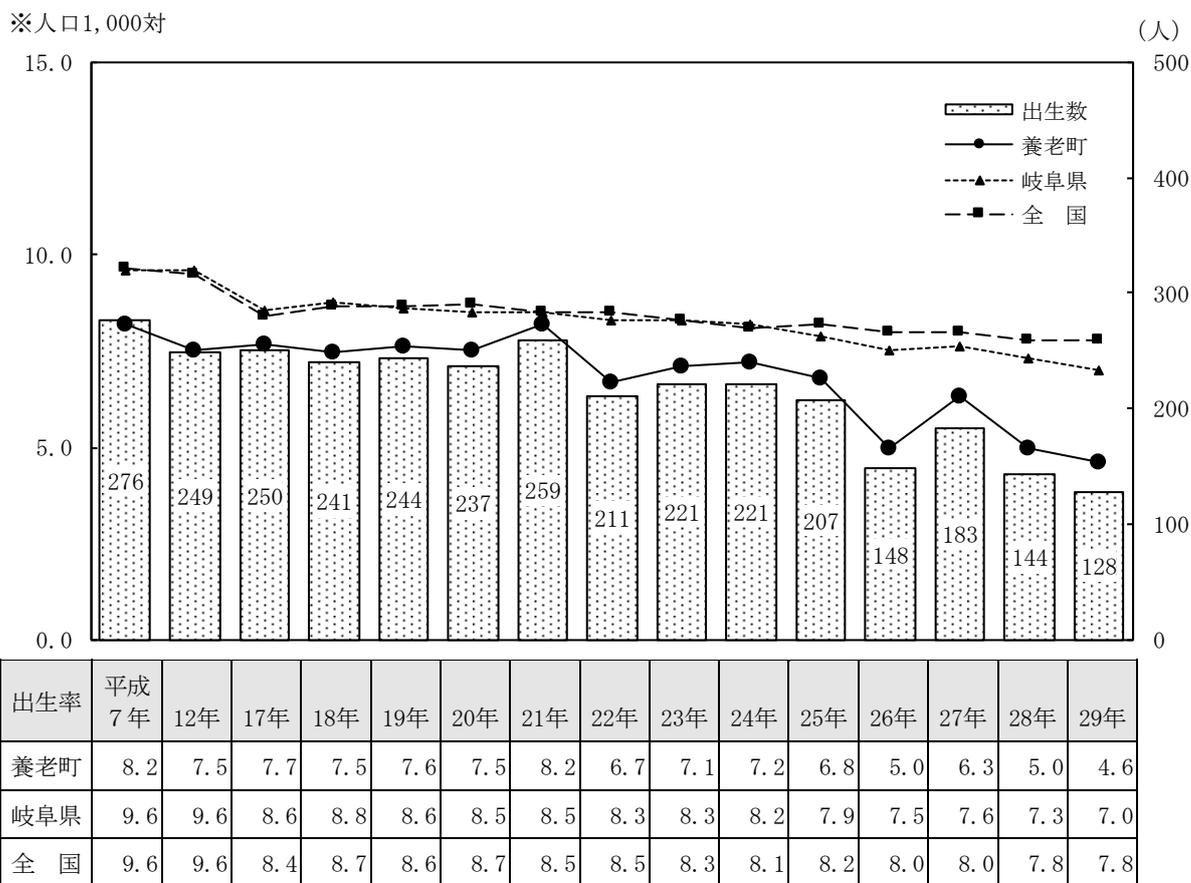
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本町における平成29年の出生数は128人です。平成21年までは250人前後で推移していましたが、平成22年に211人と減少し、さらに平成26年には148人と大きく減少しました。

出生率（人口1,000対）についてみると、本町は岐阜県および全国より低い率で推移しています。

図表1-4 出生数および出生率（人口1,000対）の推移



資料：「西濃地域の公衆衛生」

(2) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢別出生数をみると、25～29歳、30～34歳の年齢層が多く、両者で60%以上を占めています。35歳以上の占める割合は24～29%台で推移しています。

図表1-5 母親年齢5歳階級ごとの出生数および構成比

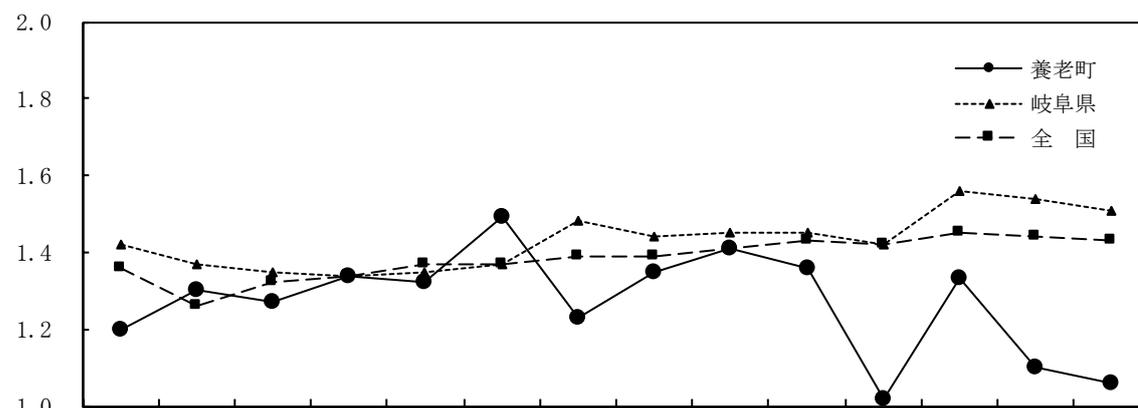
母親の年齢	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	出生数(人)	構成比(%)								
15～19歳	3	1.4	3	2.0	-	-	2	1.4	2	1.6
20～24歳	25	12.1	13	8.8	26	14.2	15	10.4	11	8.6
25～29歳	60	29.0	45	30.4	47	25.7	41	28.5	48	37.5
30～34歳	68	32.9	44	29.7	66	36.1	49	34.0	36	28.1
35～39歳	44	21.3	38	25.7	36	19.7	29	20.1	23	18.0
40～44歳	7	3.4	5	3.4	7	3.8	8	5.6	8	6.3
45～49歳	-	-	-	-	1	0.5	-	-	-	-
計	207	100.0	148	100.0	183	100.0	144	100.0	128	100.0

資料：「西濃地域の公衆衛生」

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は人口規模の関係からかなりばらつきがあり、1.0台の低い年もあれば1.49と高い年もあります。この10年についてみれば、1.3台が4か年、1.4台と1.0台が2か年ずつ、1.2台と1.1台が1か年ずつです。

図表1-6 合計特殊出生率の推移



区分	平成12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
養老町	1.20	1.30	1.27	1.34	1.32	1.49	1.23	1.35	1.41	1.36	1.02	1.33	1.10	1.06
岐阜県	1.42	1.37	1.35	1.34	1.35	1.37	1.48	1.44	1.45	1.45	1.42	1.56	1.54	1.51
全国	1.36	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

資料：「西濃地域の公衆衛生」

(4) 乳児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡といい、通常、出生1,000対の乳児死亡率でみます。本町は、平成12年、17年、18年、21年、24年にそれぞれ1人、20年、28年に2人の死亡があり、率は3.9～13.9となっています。その他の年は乳児の死亡はありません。

図表1-7 乳児死亡率・新生児死亡率の推移

区 分		平成7年	12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
乳 児 死 亡 率	養老町	-	4.0	4.0	4.1	-	8.4	3.9	-	-	4.5	-	-	-	13.9	-
	岐阜県	3.7	2.6	3.0	3.3	2.4	3.3	2.2	2.4	2.9	1.6	2.5	2.4	1.9	2.4	2.1
	全 国	4.3	3.2	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9

資料：「西濃地域の公衆衛生」

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

本町の平成27年の一般世帯は9,366世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は2,463世帯となっています。18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに減少を続けています。

子どものいる世帯の割合は、本町はこれまで岐阜県、全国に比べて高い率で推移してきましたが、平成27年の6歳未満親族のいる世帯の割合は、岐阜県を下回りました。

図表1-8 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
養 老 町		8,137	8,656	9,077	9,418	9,523	9,366
	18歳未満親族のいる一般世帯	4,410 (54.2)	4,406 (50.9)	3,548 (39.1)	3,194 (33.9)	2,822 (29.6)	2,463 (26.3)
	6歳未満親族のいる一般世帯	1,637 (20.1)	1,425 (16.5)	1,256 (13.8)	1,192 (12.7)	1,080 (11.3)	874 (9.3)
岐 阜 県		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18歳未満親族のいる一般世帯	(44.5)	(37.1)	(32.9)	(29.8)	(27.4)	(25.1)
	6歳未満親族のいる一般世帯	(16.0)	(14.1)	(13.5)	(12.3)	(10.9)	(9.7)
全 国		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18歳未満親族のいる一般世帯	(38.5)	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)
	6歳未満親族のいる一般世帯	(14.2)	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)

資料：「国勢調査」

(2) 家族類型

図表1-9は平成27年の国勢調査から子どものいる世帯の家族類型をみたものです。核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が56.2%（平成22年50.3%）、6歳未満親族のいる世帯が60.6%（同52.0%）となっています。

本町の子どものいる核家族世帯の割合は、全国（18歳未満83.0%・6歳未満86.2%）はもちろん、比較的核家族世帯の割合が低い岐阜県（同72.5%・同77.2%）よりもかなり低くなっています。言い換えれば、本町は祖父母等との同居世帯が多いことが特徴となっています。

本町のひとり親世帯（他の世帯員がいる世帯は除く）は、母子世帯が115世帯、父子世帯が16世帯です。

図表1-9 一般世帯の家族類型

単位：世帯（%）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族世帯	その他の親族世帯			母子世帯	父子世帯
養 老 町	9,366 (100.0)	5,391 (57.6)	2,341 (25.0)	44 (0.5)	1,586 (16.9)	115 (1.2)	16 (0.2)
18歳未満親族の いる世帯	2,463 (100.0)	1,385 (56.2)	1,071 (43.5)	6 (0.2)	1 (0.0)	108 (4.4)	14 (0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	874 (100.0)	530 (60.6)	342 (39.1)	2 (0.2)	- (-)	19 (2.2)	- (-)
岐 阜 県	(100.0)	(58.1)	(15.3)	(0.7)	(25.8)	(1.4)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(72.5)	(26.8)	(0.4)	(0.3)	(5.0)	(0.5)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(77.2)	(22.4)	(0.4)	(-)	(2.4)	(0.1)
全 国	(100.0)	(55.8)	(8.6)	(0.9)	(34.5)	(1.4)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(83.0)	(16.2)	(0.5)	(0.4)	(6.0)	(0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(86.2)	(13.4)	(0.4)	(0.0)	(2.9)	(0.1)

(注) 1 一般世帯数は分類不詳を含みます。そのため合計が100%にならない場合があります。

2 母子世帯、父子世帯は他の世帯員がいる世帯は除いています。

資料：「国勢調査」平成27年

(3) 平均世帯人員

平成27年における本町の子どもがいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.86人、6歳未満親族のいる世帯が4.74人となっています。前項に記したとおり、本町は比較的同居世帯が多いことから、平均世帯人員は、全国、岐阜県を大きく上回っています。しかし、徐々に世帯の規模が縮小していく傾向は、全国、岐阜県と同じです。

図表 1-10 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
養 老 町	4.05	3.88	3.65	3.43	3.26	3.07
18歳未満親族のいる一般世帯	5.11	5.11	5.07	4.94	4.86	4.86
6歳未満親族のいる一般世帯	5.39	5.31	5.21	5.10	4.96	4.74
岐 阜 県	3.40	3.22	3.07	2.92	2.78	2.65
18歳未満親族のいる一般世帯	4.70	4.70	4.60	4.47	4.35	4.28
6歳未満親族のいる一般世帯	4.94	4.77	4.55	4.41	4.35	4.25
全 国	2.99	2.82	2.66	2.55	2.42	2.33
18歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.35	4.24	4.13	4.04	4.03
6歳未満親族のいる一般世帯	4.50	4.34	4.18	4.10	4.06	3.98

資料：「国勢調査」

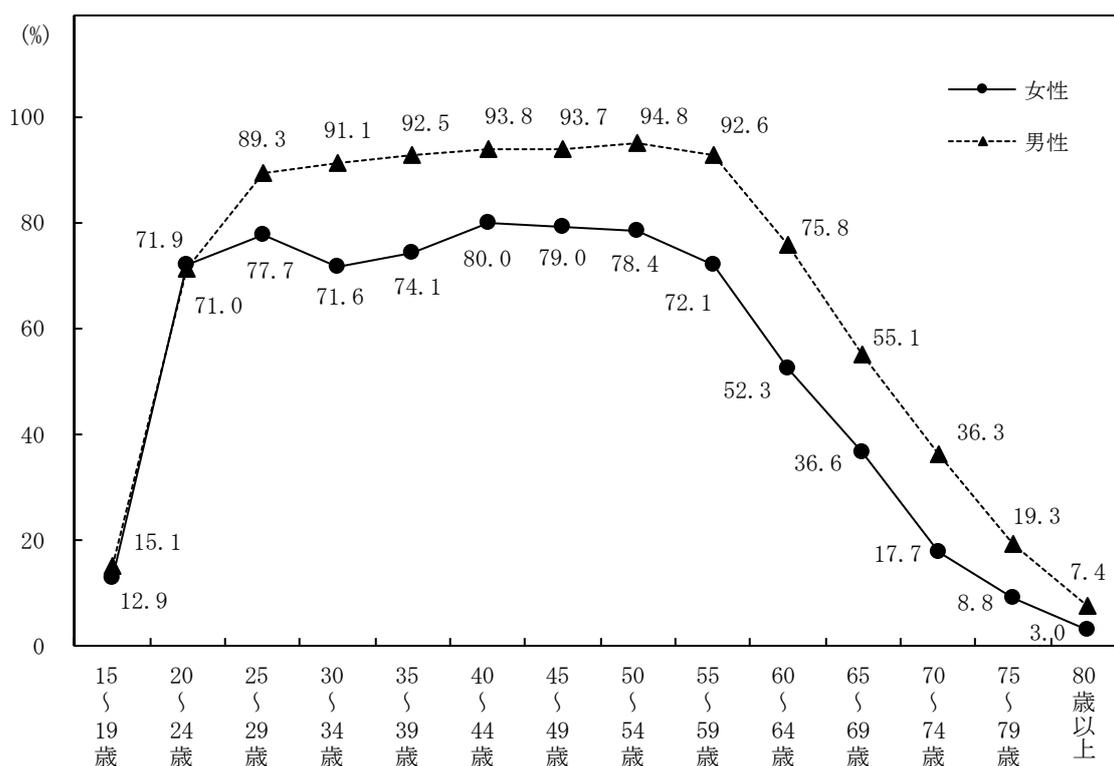
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

男性の就業率は、25～29歳で90%近くとなり、その後も上昇し50～54歳が94.8%と最も高くなっています。55～59歳はわずかに低下し、定年退職を迎える60歳代から急激に低下していきます。これに対し女性は、20歳代、30歳代は70%台で推移し、40歳代は約80%と高くなり、60歳代から急激に低下していきます。25～29歳から30～34歳にかけて6.1ポイント低下していますが、それでも70%を上回っており、出産、子育てによっていったん低下するM字曲線は緩やかになってきています（図表1-11）。

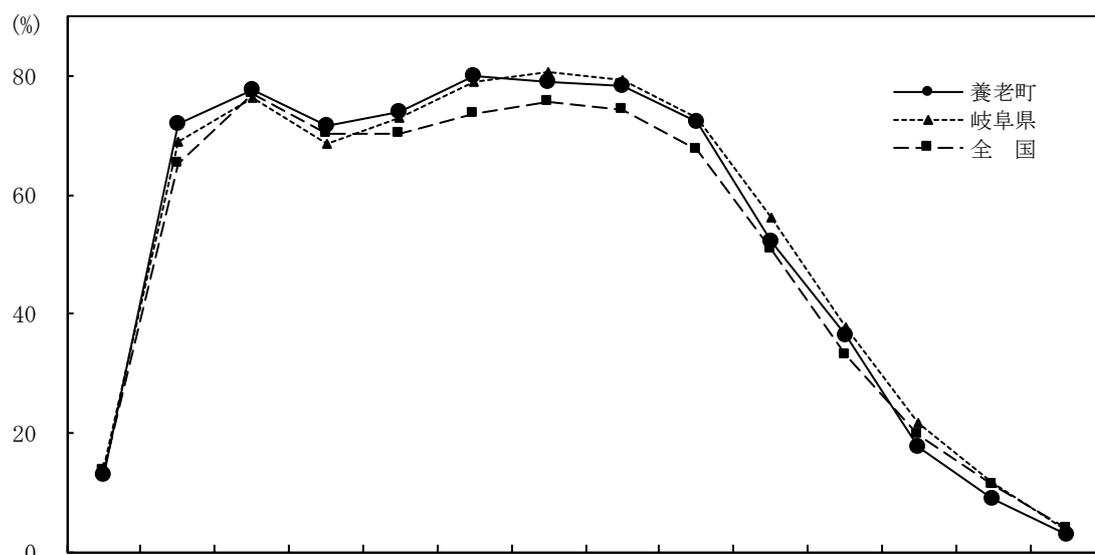
女性の年齢別の就業率について、岐阜県および全国と比較すると、ほぼ同様のラインを描いています。本町の20歳～44歳の年齢層は全国、岐阜県よりも高くなっています（図表1-12）。

図表1-11 性別の年齢別就業率



資料：「国勢調査」平成27年

図表 1-12 女性の年齢別就業率



区分	15 ~ 19 歳	20 ~ 24 歳	25 ~ 29 歳	30 ~ 34 歳	35 ~ 39 歳	40 ~ 44 歳	45 ~ 49 歳	50 ~ 54 歳	55 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	65 ~ 69 歳	70 ~ 74 歳	75 ~ 79 歳	80歳 以上
養老町	12.9	71.9	77.7	71.6	74.1	80.0	79.0	78.4	72.1	52.3	36.6	17.7	8.8	3.0
岐阜県	14.4	69.1	76.3	68.7	72.9	78.9	80.7	79.2	72.8	56.0	37.9	21.9	11.6	3.8
全国	13.8	65.3	77.1	70.3	70.1	73.5	75.5	74.2	67.7	50.8	33.2	19.6	11.4	4.1

資料：「国勢調査」平成27年

(2) 女性の産業別就業状況

平成27年の国勢調査で本町の15歳以上の女性就業者を産業別にみると、「製造業」が21.2%と最も高く、「医療、福祉」「卸売・小売業」も20%前後と高くなっています。全国、岐阜県との比較では、本町は「製造業」が高いことが特徴としてあげられます。

図表 1-13 産業別にみた女性の就業者の割合

単位：(%)

区分	農業	林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	水道業	電気・ガス・熱供給・情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	分類不能の産業
養老町	2.8	0.0	-	0.0	3.6	21.2	0.2	0.6	3.7	19.4	2.8	0.5	1.2	6.8	4.6	5.0	20.4	0.9	3.7	1.6	1.1	
岐阜県	2.7	0.0	0.0	0.0	2.9	18.1	0.2	0.8	2.1	18.5	2.9	1.0	2.0	8.2	5.3	5.6	19.6	0.8	4.3	2.0	2.9	
全国	3.2	0.0	0.1	0.0	2.7	11.4	0.2	1.7	2.3	18.2	3.1	1.8	2.5	7.8	4.8	5.9	20.6	0.7	5.3	2.2	5.3	

資料：「国勢調査」平成27年

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

性・年齢別に未婚率の推移をみると、平成7年から平成27年にかけて、女性の25～29歳、30～34歳、男性の30～34歳、35～39歳が急激に上昇しています。平成27年だけについて言えば、この年齢の未婚率は本町が全国、岐阜県を上回っています。少子化の要因の一つとして晩婚化や結婚しない人の増加があげられます。

図表1-14 未婚率の推移

単位：%

区 分		女 性					男 性				
		平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
20 ～ 24 歳	養老町	87.6	90.3	88.5	88.7	93.1	92.5	92.6	92.8	92.7	95.9
	岐阜県	87.6	88.0	88.0	88.6	91.4	93.2	92.6	92.9	93.1	95.0
	全 国	86.4	87.9	88.7	87.8	91.4	92.6	92.9	93.4	91.4	95.0
25 ～ 29 歳	養老町	41.5	53.0	57.9	63.0	66.7	65.1	69.8	70.8	75.5	79.7
	岐阜県	44.3	50.7	55.0	55.6	58.4	65.0	66.8	68.8	69.4	72.0
	全 国	48.0	54.0	59.0	58.9	61.3	66.9	69.3	71.4	69.2	72.7
30 ～ 34 歳	養老町	11.3	18.2	26.9	34.9	38.2	28.7	37.0	44.7	47.6	53.9
	岐阜県	14.0	21.0	26.2	29.3	30.1	31.9	37.8	42.5	44.4	45.4
	全 国	19.7	26.6	32.0	33.9	34.6	37.3	42.9	47.1	46.0	47.1
35 ～ 39 歳	養老町	3.2	7.4	11.9	16.6	21.7	13.1	18.8	26.9	35.3	37.9
	岐阜県	6.1	9.5	14.4	18.0	19.7	17.3	21.5	27.5	31.9	33.2
	全 国	10.0	13.8	18.4	22.7	23.9	22.6	25.7	30.0	34.8	35.0

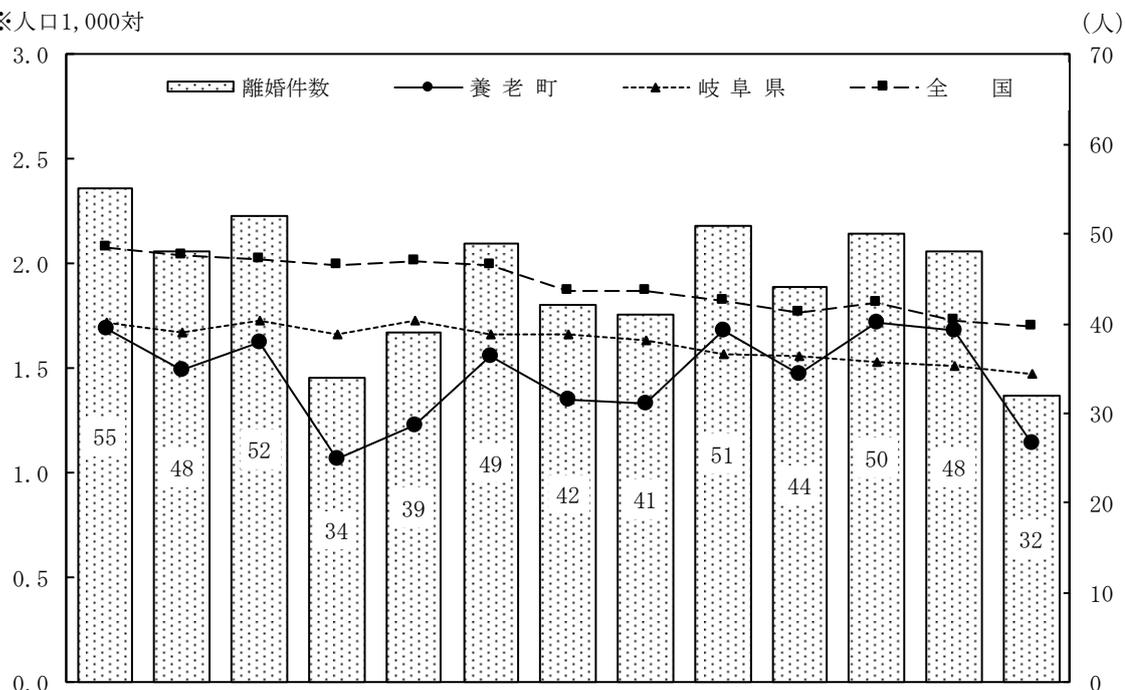
資料：「国勢調査」

(2) 離婚件数の推移

本町における離婚件数は、年によってばらつきがありますが、30～50件台で推移しています。離婚率（人口1,000対）も件数と同様にばらつきが見られますが、全国よりも低い率で推移しています。

図表 1-15 離婚件数の推移

※人口1,000対



離婚率	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
養老町	1.69	1.50	1.62	1.07	1.23	1.56	1.35	1.33	1.68	1.47	1.72	1.68	1.14
岐阜県	1.72	1.67	1.73	1.66	1.73	1.66	1.66	1.63	1.57	1.56	1.53	1.51	1.47
全国	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.82	1.77	1.81	1.73	1.70

資料：「西濃地域の公衆衛生」

第2章 子育て支援サービスの現状

1 教育・保育サービス

(1) 認可保育園

平成31年4月1日現在、本町における認可保育園は私立の3園となっており、180人の子どもが利用しています。

公立の保育園は、すべて認定こども園に移行しました（養北こども園は平成30年度から、その他は平成29年度から、上多度こども園は平成30年度廃園）。私立の池辺保育園も平成30年度から認定こども園に移行し、その他3園の私立保育園は廃園となりました。

図表2-1 認可保育園別入園児童数

単位：入園率は%、その他は人

区分	定員	入園児童数							入園率	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	総数		
私立	よろろ保育園	30	2	6	5	5	5	0	23	76.7
	めぐみ保育園	50	0	3	2	8	14	16	43	86.0
	下笠保育園	110	7	7	20	21	25	30	110	100.0
広域入所		1	2	1	0	0	0	4		
計	190	10	18	28	34	44	46	180	94.7	

(注) 平成31年4月1日現在

図表2-2 年齢別認可保育園入園児童数の推移

単位：人

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成27年	7	79	115	215	225	17	658
平成28年	12	56	120	190	221	14	613
平成29年	7	40	51	112	88	25	323
平成30年	7	22	29	43	63	28	192
平成31年	10	18	28	34	44	46	180

(注) 各年4月1日現在

図表2-3 保育時間・入園年齢等の状況（平成31年度）

区分	入園年齢		保育時間		備考
			平日	土曜日	
私立	よろろ保育園	6か月～4歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30
	めぐみ保育園	3か月～5歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30
	下笠保育園	4か月～5歳	通常延長	7:00～18:30	7:00～18:30

(2) 認定こども園

平成31年4月1日現在、本町における認定こども園は公立6園、私立1園となっており、516人の子どもが利用しています。公立はすべて幼保連携型認定こども園であり、池辺こども園は保育所型認定こども園です。

図表2-4 認定こども園別入園児童数

単位：入園率は%、その他は人

区分	定員	入園児童数							入園率	入園年齢
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	総数		
公立	1号	0	0	0	9	8	4	21	90.0	3～5歳
	2・3号	0	0	0	20	23	44	87		
	計	0	0	0	29	31	48	108		
	1号	0	0	0	1	1	1	3	90.0	0～5歳
	2・3号	0	4	7	17	14	18	60		
	計	0	4	7	18	15	19	63		
1号	0	0	0	3	4	1	8	82.5	0～5歳	
2・3号	1	2	14	11	19	11	58			
計	1	2	14	14	23	12	66			
1号	0	0	0	4	5	6	15	88.2	4～5歳	
2・3号	1	11	11	20	14	25	82		0～3歳	
計	1	11	11	24	19	31	97			
1号	0	0	0	0	2	0	2	76.0	0～4歳	
2・3号	0	11	8	7	10	0	36			
計	0	11	8	7	12	0	38			
1号	0	0	0	2	1	2	5	76.0	4～5歳	
2・3号	0	6	9	10	14	13	52		0～3歳	
計	0	6	9	12	15	15	57			
私立	1号	0	0	0	8	5	9	22	91.2	0～5歳
	2・3号	1	8	15	13	13	15	65		
	計	1	8	15	21	18	24	87		
計	1号	0	0	0	27	26	23	76	86.0	
	2・3号	3	42	64	98	107	126	440		
	計	3	42	64	125	133	149	516		

(注) 平成31年4月1日現在

図表2-5 年齢別認定こども園入園児童数の推移

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成29年	1	24	42	83	83	147	380
平成30年	5	45	61	127	135	169	542
平成31年	3	42	64	125	133	149	516

図表2-6 保育時間・入園年齢等の状況（平成31年度）

区分	入園年齢		保育時間		備考	
			平日	土曜日		
公立	養老こども園	3歳～5歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
	広幡こども園	10か月～5歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
	船附こども園	10か月～5歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
	養北こども園	10か月～5歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
	こばとこども園	10か月～4歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
	日吉こども園	10か月～5歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
私立	池辺こども園	6か月～5歳	通常延長	7:30～18:30	7:30～18:30	

(3) 幼稚園

認定こども園への移行により町内の幼稚園はなくなりました。

図表2-7 幼稚園入園児童数の推移

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入園児童数（5歳）	233	209	71	0

（注）各年5月1日現在

2 認可保育園・幼稚園・認定こども園の利用率

平成31年の利用率を平成26年と比べると、0～3歳が高くなり、特に1歳児では12.3ポイント上昇しています。なお、年度途中の入所により、年度末の0・1歳は高くなります。

図表2-8 保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況（平成30年度末）

区分	総数 a	1号認定		2号認定		3号認定		計	
		人数 b(人)	割合 $b \div a$ (%)	人数 c(人)	割合 $c \div a$ (%)	人数 d(人)	割合 $d \div a$ (%)	人数 b+c+d (人)	割合 $(b+c+d) \div a$ (%)
0歳	117					23	17.2	23	17.2
1歳	156					71	51.4	71	51.4
2歳	167	3	2.0	0	0	92	60.1	95	56.9
3歳	176	21	11.9	151	85.8			172	97.7
4歳	208	20	9.6	173	83.2			193	92.8
5歳	205	25	12.2	168	82.0			193	94.1
計	1,029	69	6.7	492	47.8	186	18.1	747	72.6

(注) 平成31年3月31日現在

図表2-9 保育所・幼稚園の利用状況（平成26年）

区分	総数 a	保育園		幼稚園		計	
		人数 b(人)	割合 $b \div a$ (%)	人数 c(人)	割合 $c \div a$ (%)	人数 b+c(人)	割合 $(b+c) \div a$ (%)
0歳	196	10	5.1			10	5.1
1歳	202	63	31.2			63	31.2
2歳	225	121	53.8			121	53.8
3歳	234	207	88.5	0	0	207	88.5
4歳	254	248	97.6	0	0	248	97.6
5歳	253	17	6.7	229	90.5	246	97.2
計	1,364	666	48.8	229	90.5	895	65.6

(注) 保育園は平成26年4月1日現在、幼稚園（町内）は平成26年5月1日現在

図表2-10 保育所・認定こども園の利用状況（平成31年）

区分	総数 a	1号認定		2号認定		3号認定		計	
		人数 b(人)	割合 $b \div a$ (%)	人数 c(人)	割合 $c \div a$ (%)	人数 d(人)	割合 $d \div a$ (%)	人数 b+c+d (人)	割合 $(b+c+d) \div a$ (%)
0歳	134					13	9.7	13	9.7
1歳	138					60	43.5	60	43.5
2歳	153	0	0	0	0	92	60.1	92	60.1
3歳	169	27	16.0	132	78.1			159	94.1
4歳	185	26	14.1	151	81.6			177	95.7
5歳	206	23	11.2	172	83.5			195	94.7
計	985	76	7.7	455	46.2	165	16.8	696	70.1

(注) 平成31年4月1日現在

3 その他の保育サービス

(1) 各種保育サービス

① 乳児保育

乳児（0歳児）保育は、受け入れ月齢は異なりますが、養老こども園を除く、すべての認可保育園、認定こども園で実施しています。

② 延長保育

11時間を超える延長保育を私立保育園の1園が実施しています。

③ 一時保育

一時保育は、ふだんは家庭で保育している子どもを、親の病気や育児疲れの時に預かるサービスです。すべての園で実施する体制を整備しています。

④ 障がい児保育

集団生活が可能であると認められる障がい児を受け入れ保育する障がい児保育は全園で実施しています。

図表2-11 各種保育サービスの利用状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育	実施か所数（か所）	3	1	1	1
	利用者数（人）	20	0	0	0
一時保育	実施か所数（か所）	3	3	3	3
	延べ利用者数（人）	467	393	311	367
障がい児保育	実施か所数（か所）	5	4	4	4
	利用者数（人）	5	4	5	6

(2) 一時預かり（預かり保育）

幼稚園または認定こども園（1号認定）を利用している場合に、正規の教育時間終了後に、延長して預かるサービスです。平成29年度、平成30年度に大幅に利用が減少しているのは、認定こども園への移行により、幼稚園の預かり保育が減少したためです。

図表2-12 預かり保育の実施状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数（か所）	6	6	7	7
延べ利用者数（人）	23,226	15,925	6,386	213

(3) 事業所内保育施設

町内には、2か所の事業所内保育施設があり、定員は3人です。

図表 2-13 事業所内保育施設の状況

区 分	定 員	入所児童数	保育時間	設置主体
西美濃厚生病院院内保育所	3	-	8:30~17:15	西美濃厚生病院
ヤクルト保育ルーム	-	-	-	平成29年4月20日付休止届

(注) 平成31年4月1日現在

(4) 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、近隣市の施設に業務を委託して実施しています。

図表 2-14 病後児保育の年齢別登録者数

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	計
登録者数(人)	1	1	6	5	4	5	8	4	34

(注) 平成31年4月1日現在

実施施設：駒野保育園（海津市）、病児保育室かみなりくん（羽島市）、病児保育室Peek-A-Boo（ピーカブー、大垣市）

(5) 子育て短期利用事業（ショートステイ）

保護者が病気や仕事で子どもを家庭で見られない場合、児童養護施設等で、一時的に預かるショートステイは、2歳未満児については「乳幼児ホームまりあ（岐阜市）」、2歳以上は「樹心寮（大野町）」、「大野慈童園（大野町）」に委託し実施しています。利用実績は平成28年度が2人、平成30年度が1人です。

4 小中学校

(1) 小学校

町内には小学校が7校あり、規模はさまざまです。

令和元年5月現在で、1,406人の児童が通学していますが、児童数は、年々減少する傾向にあり、平成27年の1,584人から178人減少しています。

図表2-15 小学校児童数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
養老小学校	55	72	64	77	68	90	426
広幡小学校	15	17	12	18	17	11	90
上多度小学校	26	22	32	19	21	33	153
池辺小学校	22	23	26	39	26	14	150
笠郷小学校	43	41	48	51	49	39	271
養北小学校	27	29	26	29	31	37	179
日吉小学校	14	27	21	21	30	34	137
計	202	231	229	254	242	248	1,406

(注) 令和元年5月1日現在

図表2-16 小学校学年別児童数の推移

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
平成27年度	248	252	264	264	279	277	1,584
平成28年度	255	245	248	259	261	280	1,548
平成29年度	230	252	247	251	258	259	1,497
平成30年度	230	230	254	245	248	258	1,465
平成31年度	202	231	229	254	242	248	1,406

(注) 各年5月1日現在

(2) 中学校

町内には中学校が2校あり、令和元年5月現在で788人の生徒が通学しています。生徒数は減少傾向にあり、平成27年の898人から110人減少しています。

図表 2-17 中学校生徒数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	計
高 田 中 学 校	145	136	148	429
東 部 中 学 校	108	119	132	359
計	253	255	280	788

(注) 令和元年5月1日現在

図表 2-18 中学校学年別生徒数の推移

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	計
平成27年度	298	311	289	898
平成28年度	266	298	311	875
平成29年度	278	265	296	839
平成30年度	254	279	268	801
平成31年度	253	255	280	788

(注) 各年5月1日現在

(3) 不登校

年間30日以上 of 長期欠席者のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状態にある者（病気や経済的理由によるものを除く）」を不登校といいます。平成30年度の本町の不登校児童・生徒数は小学生が14人（0.96%）、中学生が14人（1.75%）でした。

不登校等に対する相談指導のために、2人のスクールカウンセラーが配置されています。

なお、不登校の子どもに学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした教育機会確保法が平成29年に完全施行となりました。これまでの学校復帰を前提にした不登校対策を転換するものと言われています。

図表 2-19 不登校児童・生徒数の推移（30日以上 of 欠席）

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養老町	小学校（人）	7	3	5	13	14
	比 率（%）	0.43	0.19	0.42	0.87	0.96
	中学校（人）	19	21	14	15	14
	比 率（%）	2.20	2.34	1.60	1.79	1.75
岐阜県	小学校比率（%）	0.50	0.51	0.56	0.56	0.78
	中学校比率（%）	3.17	3.00	3.08	3.37	3.73
全 国	小学校比率（%）	0.39	0.42	0.47	0.54	0.70
	中学校比率（%）	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65

図表2-20 スクールカウンセラー（平成30年度）

区 分	人 数	相談時間
スクールカウンセラー	2人	450時間

5 健全育成

(1) 留守家庭児童教室

留守家庭児童教室は、共働きなどの事情で昼間子育てができない家庭の小学生を放課後等に預かるものです。町内には7か所の教室があり、平成31年4月現在、212人が登録しています。登録児童数は減少する傾向にありましたが、平成30年度から対象学年が4年生に拡大され、200人以上に増加しています。

なお、幼稚園児の利用については、幼稚園の認定こども園への移行にともない終了しています。

図表2-21 留守家庭児童教室（のぞみ教室）の登録児童数

単位：人

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	計
養老小学校留守家庭児童教室	14	15	12	13	54
広幡小学校留守家庭児童教室	2	9	2	2	15
上多度小学校留守家庭児童教室	13	8	6	3	30
池辺小学校留守家庭児童教室	1	5	4	2	12
笠郷小学校留守家庭児童教室	20	14	15	10	59
養北小学校留守家庭児童教室	8	8	4	6	26
日吉小学校留守家庭児童教室	1	8	1	6	16
計	59	67	44	40	212

(注) 平成31年4月1日現在

図表2-22 留守家庭児童教室（のぞみ教室）の登録児童数の推移

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
養老小学校留守家庭児童教室	59	56	52	61	54
広幡小学校留守家庭児童教室	14	13	13	17	15
上多度小学校留守家庭児童教室	21	20	17	18	30
池辺小学校留守家庭児童教室	24	28	30	19	12
笠郷小学校留守家庭児童教室	53	54	47	56	59
養北小学校留守家庭児童教室	15	18	23	22	26
日吉小学校留守家庭児童教室	7	8	7	14	16
計	193	197	189	207	212

(注) 各年4月1日現在

(2) 児童館

町内には、児童館が1か所整備されています。楽しい教室、移動児童館、親子手作りランド、絵本の読み聞かせ等を行っています。

図表2-23 児童館等の整備状況

区 分	利用者数 (人)	規模・休館日等	事業内容等
平成26年度	4,347	開館時間：8:30～17:15 休 館 日：日曜日・年末年始・ 祝祭日の翌日	楽しい教室 移動児童館 親子手作りランド 絵本の読み聞かせ 地域とのふれあい交流会
平成27年度	3,844		
平成28年度	5,366		
平成29年度	4,924		
平成30年度	4,355		

6 母子保健サービス

(1) 健康診査

疾病や障がいの予防・早期発見のために、妊婦健康診査、3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行っています。

妊婦健康診査の受診率は70～80%台で推移しています。3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の受診率は100%近くと高くなっています。

図表2-24 妊婦一般健康診査受診状況

区分	受診票発行 実人数 (人)	受診状況		有所見状況	
		受診延人数 (人)	受診率 (%)	有所見者延 人数(人)	有所見率 (%)
平成26年度	211	1,977	68.7	38	1.9
平成27年度	178	1,963	81.0	36	1.8
平成28年度	163	1,869	84.5	43	2.3
平成29年度	153	1,487	73.1	28	1.9
平成30年度	150	1,594	79.3	50	3.1

図表2-25 乳児(3～4か月児)健康診査実施状況

区分	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	健診結果(人)				
				異常なし	既医療	要観察	要精検	要医療
平成26年度	164	159	97.0	91	—	44	10	14
平成27年度	177	172	97.2	81	—	61	11	19
平成28年度	153	151	98.7	92	—	45	8	6
平成29年度	137	134	97.8	91	2	36	5	0
平成30年度	129	125	96.9	93	0	31	1	0

図表2-26 10か月児健康診査実施状況

区分	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	健診結果(人)				
				異常なし	既医療	要観察	要精検	要医療
平成26年度	196	194	99.0	101	—	76	2	15
平成27年度	169	168	99.4	104	—	51	4	9
平成28年度	165	159	96.4	107	—	50	2	0
平成29年度	154	152	98.7	101	1	50	0	0
平成30年度	122	119	97.5	87	0	30	2	0

図表 2-27 1歳6か月児健康診査実施状況

区 分	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	健 診 結 果 (人)					歯科健診結果	
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	う歯のある 幼児 (人)	一人あたり う歯数 (本)
平成26年度	204	201	98.5	110	—	83	2	6	4	0.03
平成27年度	178	175	98.3	104	—	67	2	2	3	0.05
平成28年度	169	167	98.8	104	—	57	4	2	4	0.06
平成29年度	165	164	99.4	107	1	50	1	5	0	0
平成30年度	155	154	99.4	92	2	56	3	1	2	0.02

図表 2-28 3歳児健康診査実施状況

区 分	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	健 診 結 果 (人)					歯科健診結果	
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療	う歯のある 幼児 (人)	一人あたり う歯数 (本)
平成26年度	249	235	94.4	178	—	55	2	0	30	0.5
平成27年度	212	209	98.6	173	—	27	5	4	29	0.44
平成28年度	204	199	97.5	152	—	41	6	0	26	0.41
平成29年度	174	170	97.7	132	1	26	8	3	34	0.59
平成30年度	174	171	98.3	111	3	52	3	2	16	0.34

図表 2-29 2歳児歯科健康診査実施状況

区 分	歯科健診実施状況				
	対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	う 歯 の あ る 児 童 (人)	一 人 あ た り う 歯 数 (本)
平成26年度	210	187	89.0	8	0.1
平成27年度	205	185	90.2	7	0.1
平成28年度	164	143	87.2	5	0.08
平成29年度	178	156	87.6	3	0.06
平成30年度	160	136	85.0	2	0.04

(2) 訪問指導

保健師が、産婦、乳幼児等を対象として訪問指導を行っています。

乳児については、母子健康手帳交付時に、訪問の了解を得られた人を対象に実施しています。平成30年度の訪問実人数は207人、延べ訪問回数は291回となっています。

図表2-30 訪問指導の実施状況

区 分		妊 婦	産 婦	乳 児	幼 児	計
平成26年度	実人数(人)	0	89	92	7	188
	延べ訪問回数(回)	0	105	109	11	225
平成27年度	実人数(人)	1	87	90	9	187
	延べ訪問回数(回)	3	105	107	17	232
平成28年度	実人数(人)	3	120	105	13	241
	延べ訪問回数(回)	8	129	133	26	296
平成29年度	実人数(人)	3	88	87	11	189
	延べ訪問回数(回)	5	103	104	17	229
平成30年度	実人数(人)	7	90	94	16	207
	延べ訪問回数(回)	9	124	126	32	291

(3) 母親学級・育児相談等

保健センターにおいて、初産婦を対象とした母親学級を実施しています。

育児相談については随時受け付けていますが、子どもの発達や育児に不安を持つ人を対象として、毎月2回定期的に行っています。

図表2-31 母親学級の実施状況

区 分	実施回数(回)	延べ参加人数(人)	備 考
平成26年度	8	45	場所：保健センター 実施日：前期…6・9・12・3月 後期…8・11・2・5月 内容：前期…妊娠中の過ごし方、 妊娠中の栄養について、など 後期…お産の兆候やすすみ方、 沐浴・オムツ交換実習、など
平成27年度	7	82	
平成28年度	8	73	
平成29年度	8	51	
平成30年度	8	76	

図表2-32 育児相談の実施状況

区 分	実施回数(回)	延べ相談件数(件)	備 考
平成26年度	24	511	場所：保健センター 実施日：毎月第2・4火曜日 内容：保健指導・身体計測 乳幼児の発達・発育・育児に不安・悩みをもつ人を対象として実施
平成27年度	24	481	
平成28年度	24	330	
平成29年度	24	286	
平成30年度	24	280	

(4) フッ素塗布

2歳児歯科健康診査時に、2歳児および2歳6か月児を対象として、フッ化物の塗布を、毎月1回実施しています。

図表2-33 フッ素塗布の実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ参加人数 (人)	291	301	231	233	220

(5) 予防接種

本町では、次の予防接種を実施しています。接種率は減少傾向にあります。

図表2-34 予防接種

区 分				平成27 年 度	平成28 年 度	平成29 年 度	平成30 年 度
個別 接 種	ヒブ	2～60か月未 満	対象者数 (人)	718	682	622	607
			接種者数 (人)	716	624	557	513
			接 種 率 (%)	99.7	91.5	89.5	84.5
	小児の肺炎 球菌	2～60か月未 満	対象者数 (人)	723	691	625	606
			接種者数 (人)	719	623	560	517
			接 種 率 (%)	99.4	90.2	89.6	85.3
	B型肝炎	2～12か月未 満	対象者数 (人)	/	288	472	439
			接種者数 (人)		261	415	366
			接 種 率 (%)		90.6	87.9	83.4
	ジフテリ ア・百日 咳・ 破傷風・不 活化ポリオ (四種混合)	3～90か月未 満	対象者数 (人)	781	737	640	627
接種者数 (人)			746	652	560	521	
接 種 率 (%)			95.5	88.5	87.5	83.1	
B C G	3～12か月未 満	対象者数 (人)	182	168	171	131	
		接種者数 (人)	170	152	150	112	
		接 種 率 (%)	93.4	90.5	87.7	85.5	
麻しん 風しん	1期：12～24 か月未満 2期：小学校 就学前1年間	対象者数 (人)	425	429	410	367	
		接種者数 (人)	404	378	365	324	
		接 種 率 (%)	95.1	88.1	89.0	88.3	
水痘	12～36か月未 満	対象者数 (人)	455	437	389	396	
		接種者数 (人)	407	343	306	317	
		接 種 率 (%)	89.5	78.5	78.7	80.1	
日本脳炎	1期：36～90 か月未満 2期：9～13 歳未満	対象者数 (人)	916	1,271	1,208	1,230	
		接種者数 (人)	792	820	894	864	
		接 種 率 (%)	86.5	64.5	74.0	70.2	
ジフテリ ア・破傷風 (二種混合)	11～13歳未満 (小学6年生)	対象者数 (人)	283	281	260	260	
		接種者数 (人)	214	219	198	199	
		接 種 率 (%)	75.6	77.9	76.2	76.5	

7 子育て支援・相談

(1) 地域子育て支援センター

育児不安についての相談指導、子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、下笠保育園内に地域子育て支援センターを設置しています。また、平成31年4月から、中央公民館にて「出張ひろば」を実施しています。

図表2-35 地域子育て支援センターの状況（平成30年度）

設置場所	設置年月	職員	事業内容
下笠保育園内	平成17年4月	2人	開催日：月曜日～金曜日 内容：子育て相談（面接・電話）9：30～14：30 園庭の開放／おはなしクラブ／にこにこクラブ 子育てセミナー／子育てサークル
中央公民館	平成31年4月		開催日：毎週 木曜日 時間：9：30～14：30

(2) 民間団体等の児童福祉関連活動

① 子育て支援「いちご」

子育て支援「いちご」は、子育て中の親子と一緒に楽しい時間を共有し、子育てを応援していくことを目的として立ち上げられたグループです。毎月、中央公民館等において楽しい催し物が開催されています。

図表2-36 子育て支援『いちご』開催状況(平成30年度)

基本第2水曜日

月	メイン事業名	実施日
4月	親子ふれあいサロン	4月25日（水）
5月	歯の話し・仕上げ磨き	5月23日（水）
6月	お父さんと遊ぼう	6月10日（日）
7月	With Children♥For Children	7月25日（水）
8月	いちご祭り	8月22日（水）
9月	おじいちゃんおばあちゃんと遊ぼう	9月26日（水）
10月	森の広場	10月21日（日）
11月	～手～どんぐり帽子作り	11月14日（水）
11月	オリジナルカレンダー作り	11月28日（水）
12月	クリスマス会	12月12日（水）
1月	節分	1月23日（水）
2月	～食～季節の食（ひな祭り）	2月13日（水）
2月	ひな祭り会	2月27日（水）
3月	親子でアロマタッチ	3月13日（水）

② ひよこハウス子育てサロン

社会福祉協議会では、就園前の乳幼児と保護者を対象とした子どもとの遊び場、仲間づくりや情報交換の場を提供しています。各地区の公民館や保育園、こども園を会場として、毎月第1・3木曜日の午前中を中心に開催しています。

図表2-37 ひよこハウス子育てサロンの開催状況（平成30年度）

地区名	開催場所	開催日
高田地区	高田公民館	4月18日
池辺地区	池辺幼稚園	5月2日
日吉・室原地区	日吉保育園	5月16日
上多度地区	上多度こども園	6月6日
多芸地区	こばとこども園	6月20日
高田地区	養老こども園	7月18日
小畑地区	養北こども園	8月1日
養老地区	中央公民館	9月19日
高田地区	高田公民館	10月3日
池辺地区	池辺公民館	10月17日
日吉・室原地区	日吉こども園（北園舎）	11月7日
上多度地区	上多度こども園	11月21日
多芸地区	こばとこども園	12月5日
笠郷地区	船附こども園	1月16日
養老地区	中央公民館	2月6日
広幡地区	広幡こども園	3月6日
養老地区	中央公民館	3月20日
七夕会	高田公民館	7月4日
クリスマス会	中央公民館	12月19日
ひな祭り	中央公民館	2月20日

(3) 相談事業

児童生徒への直接的な支援・相談など相談員による相談をしています。また、教育相談や障がい児の就学指導についての相談を実施しています。

図表 2-38 相談事業の状況（平成30年度）

区 分	相談内容	相談スタッフ	実施場所	回 数	時期・時間
スクール カウンセリング	児童生徒・保護者への カウンセリング コンサルテーションなど	スクール カウンセラー 2名	各学校	年間75回	通年 450時間
スクール相談	児童生徒への直接的な支 援・相談など	スクール相談員 2名	各中学校	年間60回	通年 360時間
ほほえみ相談	児童生徒への直接的な支 援・相談など	ほほえみ相談員 3名	各学校 ほほえみ教室	各学校の授業日に準じる	
町適応指導	不登校など	相談員 1名	町ほほえみ 教室	年間70回	通年 350時間
就学にかかわる 教育相談	個別教育相談など	教育支援委員 8名	養老町役場	年間1回	夏季休業中

(4) 民生委員・児童委員

平成31年4月現在、本町の児童委員は56人で、児童委員は民生委員が兼ねています。児童委員は、児童問題にかかわるさまざまな行政機関、青少年育成関係者、学校関係者と協力し、相談・援助にあたっています。児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として、主任児童委員3人が活動しています。

図表 2-39 民生児童委員

単位：人

区 分	高 田	養 老	広 幡	上 多 度	池 辺	笠 郷	小 畑	多 芸	日 吉	室 原	計
民生委員・児童委員	10	5	4	6	6	7	5	7	4	2	56
主任児童委員	1			1			1			3	

(注) 平成31年4月1日現在

(5) 子ども相談センター

西濃子ども相談センターに寄せられた児童虐待に関する相談件数は150～200件台で推移しています。平成28年度以降増加傾向にあります。

図表 2-40 子ども相談センターにおける児童虐待に関する相談件数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待に関する 相談件数（件）	197	152	188	189	218

8 経済的支援

(1) 児童手当の支給

中学校終了前の児童を養育している人に児童手当が支給されています。特例給付を除き、支給額は3歳未満の児童は月額15,000円、3歳～小学校終了前の児童は第1子および第2子が月額10,000円、第3子以降が月額15,000円、中学生は一律月額10,000円です。

図表2-41 児童手当の受給状況

単位：人

区 分	被用者	非被用者	中学生	特例給付	計
平成26年度	1,596	491	724	62	2,873
平成27年度	1,602	438	720	68	2,828
平成28年度	1,556	376	685	70	2,687
平成29年度	1,502	326	663	69	2,560
平成30年度	1,464	274	634	72	2,444

(2) 乳幼児等福祉医療助成制度

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学校卒業まで医療費を助成しています。助成は医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担分です。

図表2-42 乳児医療費の助成

区 分	受診延べ件数(件)	助成額(円)	対象年齢
平成26年度	55,865	118,733,180	中学卒業まで
平成27年度	54,023	113,300,303	中学卒業まで
平成28年度	52,638	117,534,145	中学卒業まで
平成29年度	49,487	101,080,925	中学卒業まで
平成30年度	51,739	108,755,088	中学卒業まで

(3) 保育料の軽減

本町の保育料は、国の徴収基準に対して40～50%台で軽減しています。なお、所得に応じて徴収基準が定められており、個々に軽減率は異なります。また、令和元年10月からは、幼児・教育保育の無償化に伴い、3歳～5歳児および3歳未満児の住民税非課税世帯の保育料が無料となりました。

図表2-43 保育料の軽減

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
徴収金(円)	146,812,690	133,725,970	119,943,850	106,217,630	95,449,610
保育料(円)	85,772,850	77,475,000	66,064,850	59,325,150	53,856,100
軽減率(%)	41.6	42.1	44.9	55.9	56.4

9 障がい児支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童が施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受ける児童発達支援の利用は、50人台で推移していますが、利用量は年々増加しています。平成31年4月分をみると、利用実人数は49人、1人あたりの平均利用日数は3.6日、延べ利用日数は178人日となっています。年齢別にみると、5歳の利用が多くなっています。町内には、「そよかぜ高田教室」「そよかぜ飯田教室」があり、療育の中心となっています。

図表2-44 児童発達支援の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人／月）	56	55	55	55
利用量（人日／月）	155	160	153	234

図表2-45 児童発達支援の利用状況

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
児童発達支援事業	支給決定者数（人）	0	0	3	11	13	22	0	49
	利用実人数（人）	0	0	3	11	13	22	0	49
	1人平均利用日数（日）	0	0	4.0	3.1	4.2	3.5	0	3.6
	延べ利用日数（人日）	0	0	12	34	54	78	0	178

（注）平成31年4月利用分

図表2-46 事業所別利用状況 単位：事業所

町 内	西濃圏域 (町内以外)	その他
2	1	0

（注）平成31年4月利用分

図表2-47 町営児童発達支援施設「そよかぜ教室」利用者数

単位：人

事業所名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
そよかぜ高田教室	38	41	48	43	21
そよかぜ飯田教室					20

（注）各年4月現在

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障害のある児童を対象として、放課後や夏休みなどの長期期間中に生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するサービスです。利用人数に増減はありますが、利用日数は急激に増加してきています。平成31年4月利用分をみると、利用実人数は21人、1人あたりの平均利用日数は13.7日、延べ利用日数は287人日となっています。町内に事業所がないため、圏域で支援を受けられる場を確保しています。

図表 2-48 放課後等デイサービスの実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人／月）	37	25	31	32
利用量（人日／月）	49	193	254	291

図表 2-49 放課後等デイサービスの利用状況

区 分	6歳～12歳	13歳～15歳	16歳～17歳	18歳以上	計
支給決定者数（人）	15	7	2	0	24
利用実人数（人）	13	6	2	0	21
1人平均利用日数（日）	11.8	14.5	23.5	0	13.7
延べ利用日数（人日）	153	87	47	0	287

第3章 ニーズ・課題

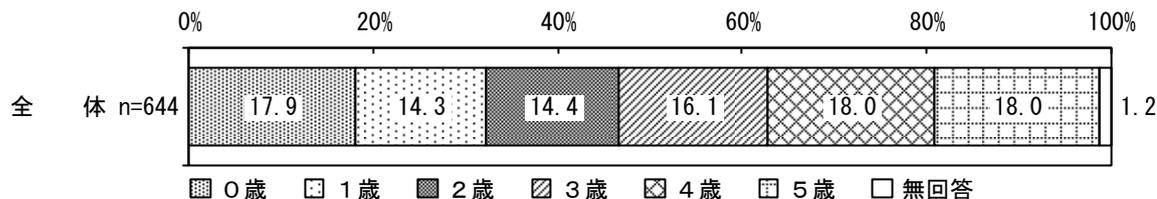
1 就学前児童保護者調査

(1) 子どもの年齢と子どもの人数

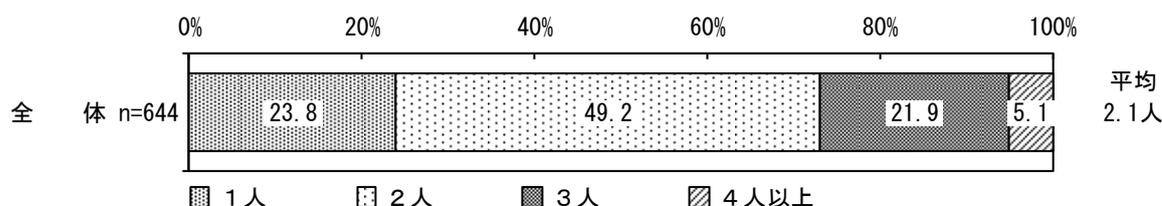
対象となった子どもの年齢は、図表3-1のとおりです。

子どもの人数は、「2人」が49.2%を占めており、平均は2.1人です（図表3-2）。

図表3-1 子どもの年齢



図表3-2 子どもの人数

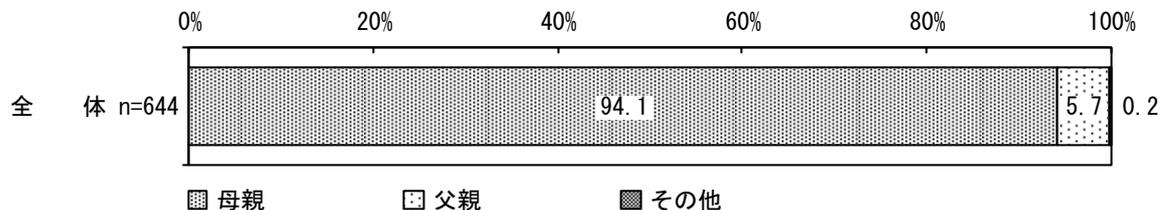


(2) 調査票の回答者

調査票の回答者は、「母親」が94.1%を占めています。

「その他」として「祖母」という記載がありました。

図表3-3 回答者



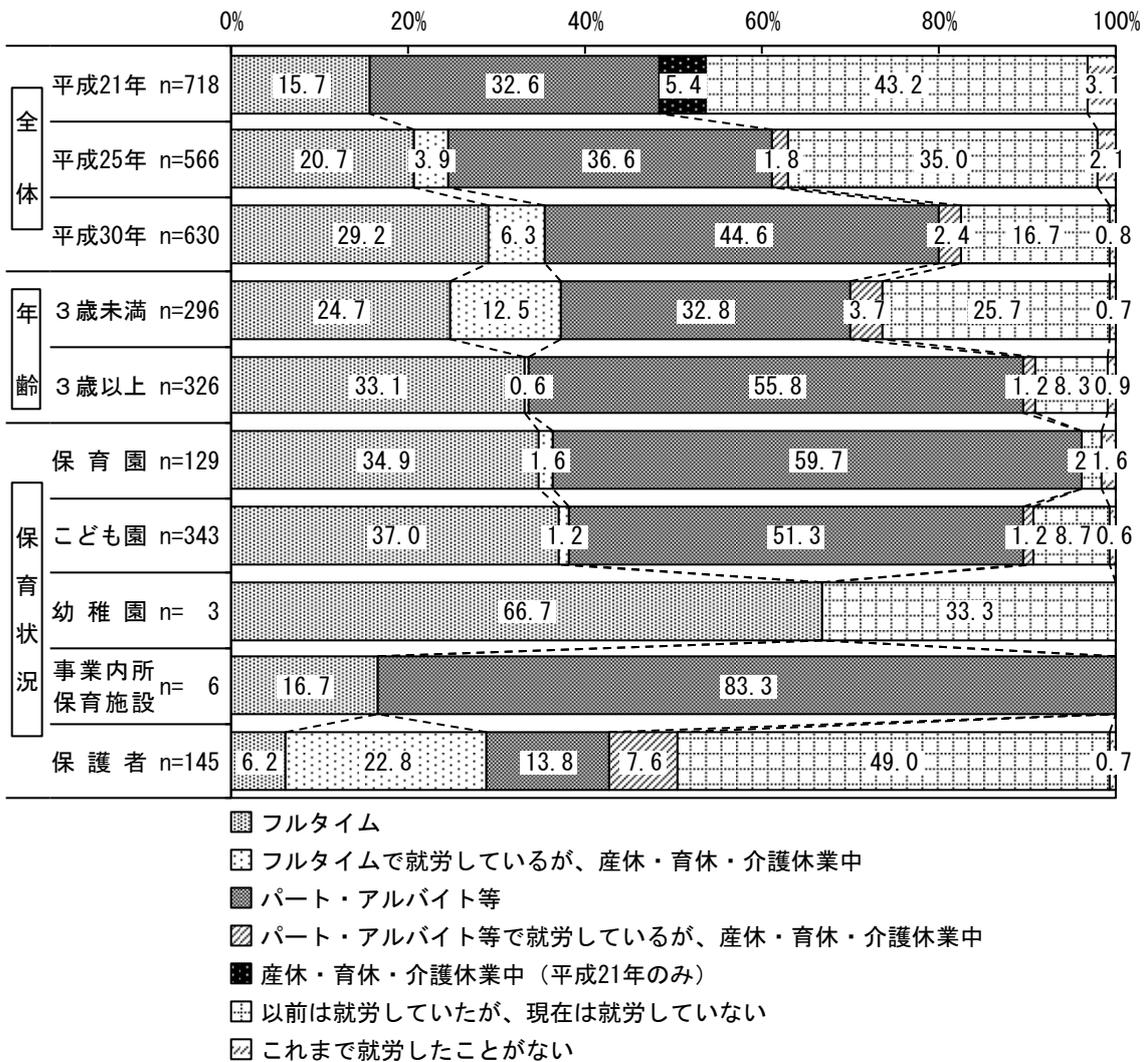
(3) 母親の就労状況・形態

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が44.6%と最も高く、次いで「フルタイム」が29.2%などとなっています。産休・育休・介護休業中は、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせると8.7%になります。平成21年および平成25年と比べると、フルタイム、パート・アルバイト等および産休・育休・介護休業中は高くなっています。

子どもの年齢別にみると、3歳未満は「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中」「以前は就労していたが、現在は就労していない」が高くなっています。

保育状況別にみると、保育サービス等を利用していない保護者は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.0%を占めています。

図表 3-4 母親の就労状況・形態

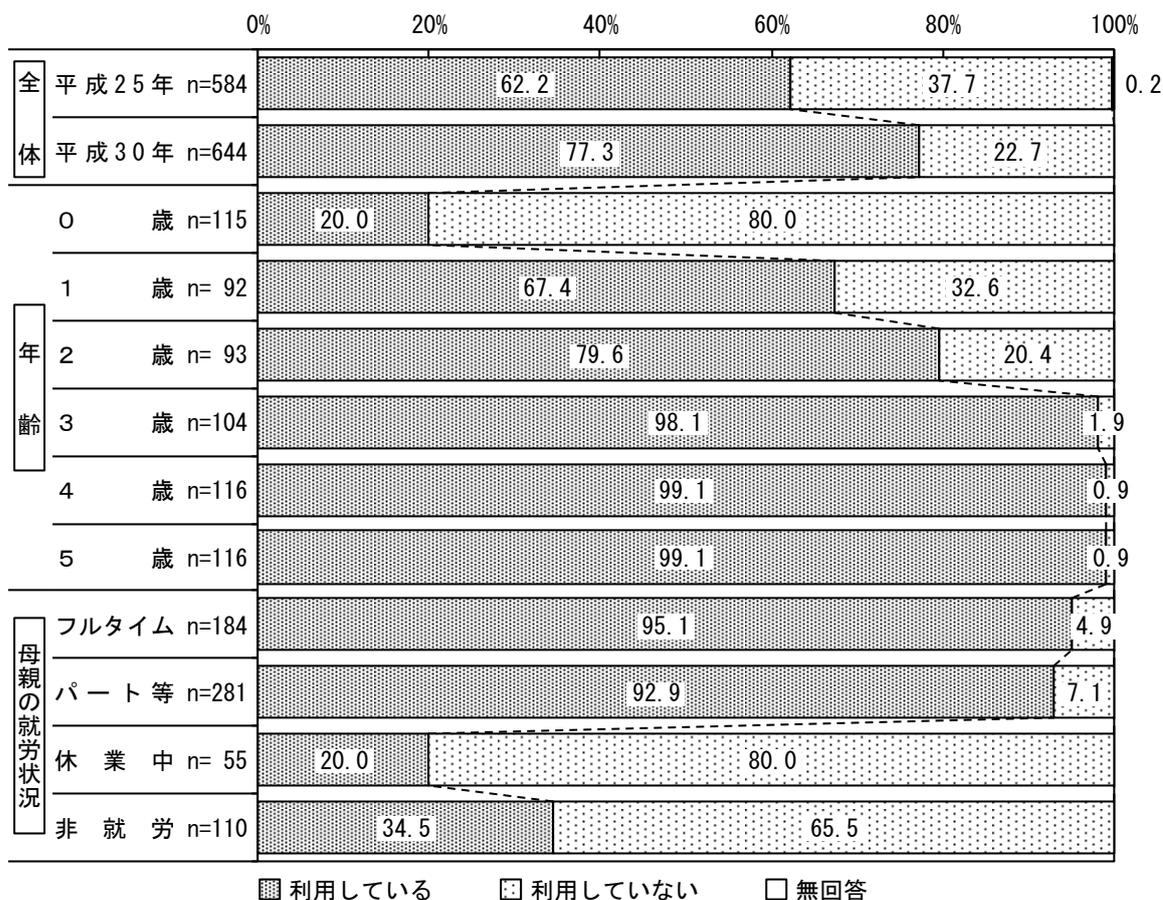


(4) 定期的な教育・保育事業の利用の有無

「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用しているサービスをいい、保育園、認定こども園、幼稚園などが該当します。定期的な教育・保育事業は、調査対象である子どもの77.3%が利用しており、平成25年と比べて15.1ポイント高くなっています。

子どもの年齢別では、3歳までは年齢が上がるにつれて「利用している」が高くなり、3歳以上ではほとんどの子どもが利用しています。母親の就労状況別に利用率をみると、フルタイムおよびパート・アルバイト等が90%台となっています。

図表3-5 定期的な教育・保育事業の利用の有無

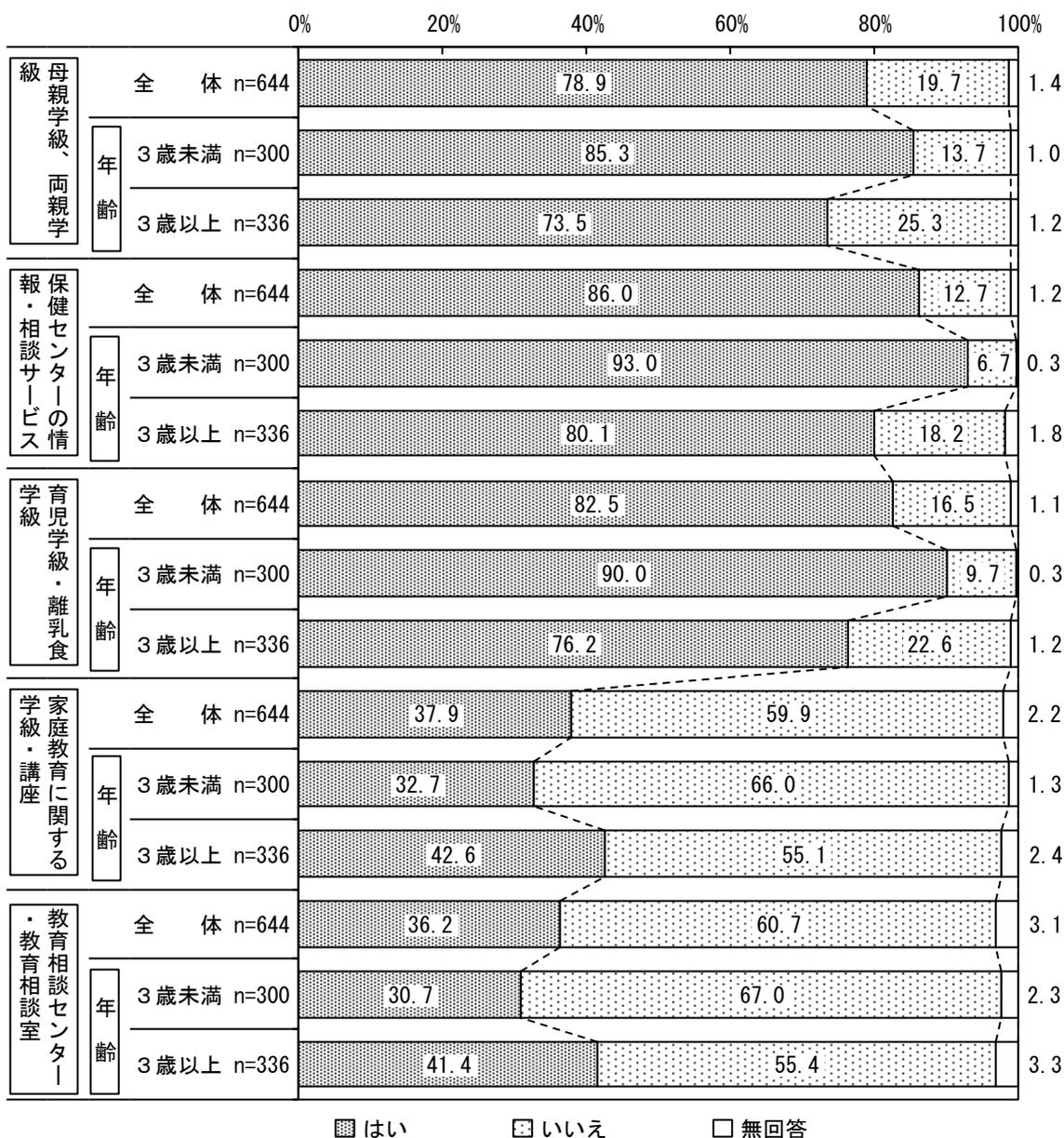


(5) 子ども・子育て支援事業の認知度

子育て支援に関連する16の施設・事業の認知度は、「保健センターの情報・相談サービス」「図書館の読み聞かせ」「育児学級・離乳食学級」が80%以上と高く、「そよかぜ教室」「子育て勉強室」「子育て応援ガイドブックのホームページ」は30%以下となっています。

年齢別にみると、3歳以上に比べて3歳未満が高いのは、「母親学級、両親学級」「保健センターの情報・相談サービス」「育児学級・離乳食学級」などで、3歳以上が高いのは「家庭教育に関する学級・講座」「教育相談センター・教育相談室」などです。

図表3-6 子ども・子育て支援事業等の認知度

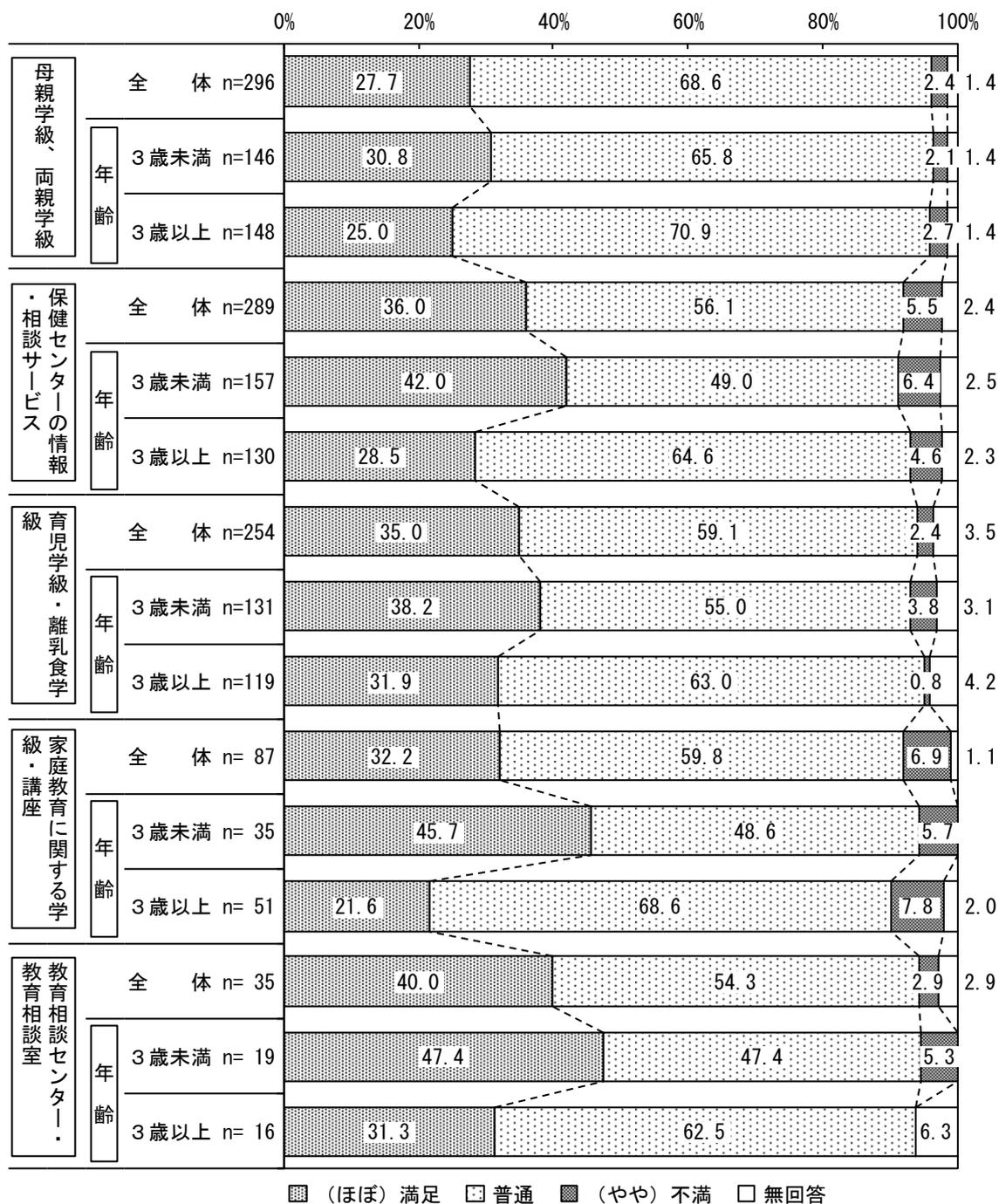


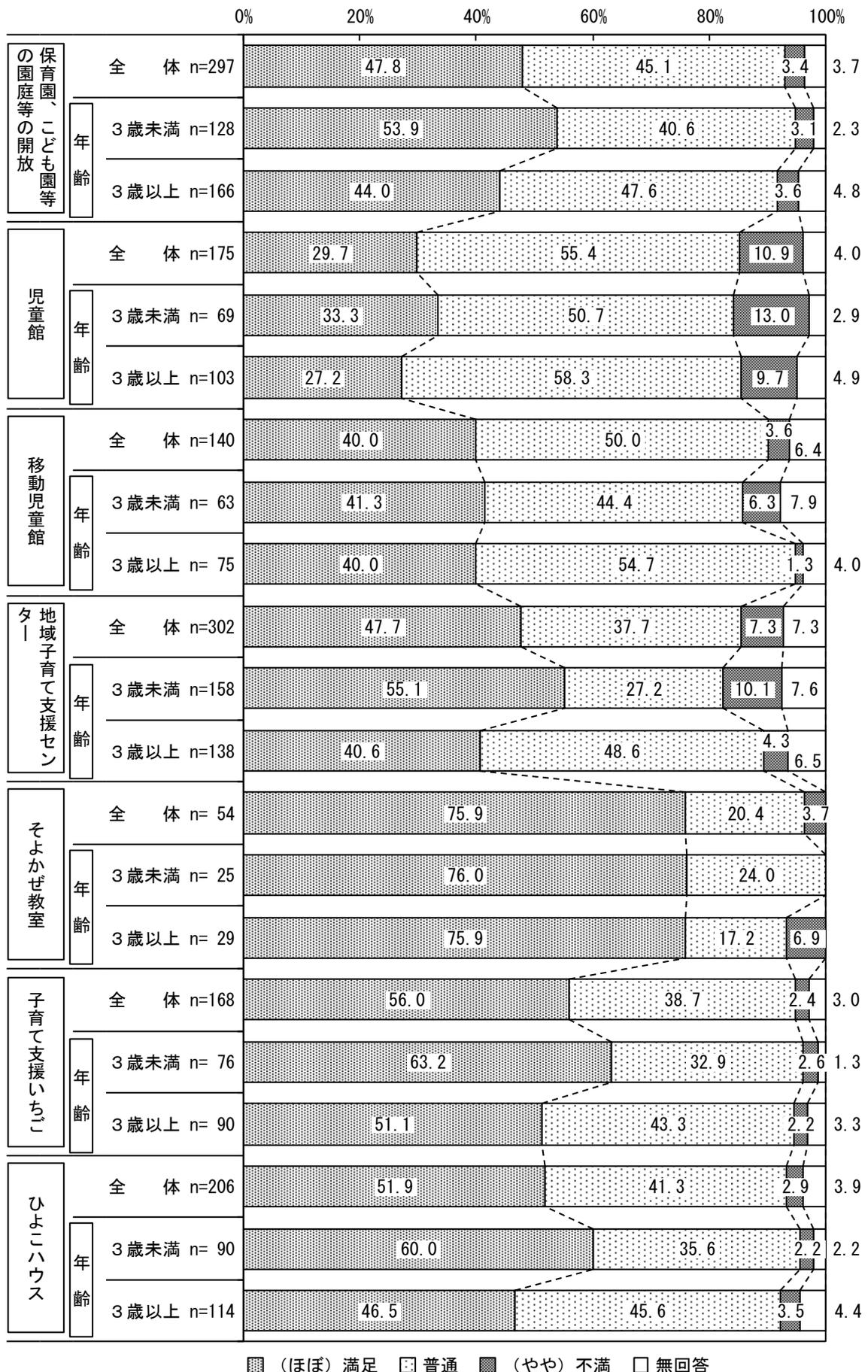
(6) 子ども・子育て支援事業の満足度

施設・事業を利用したことがある人の満足度については、「そよかぜ教室」の「(ほぼ)満足」が75.9%と突出して高く、「子育て支援いちご」「ひよこハウス」も「(ほぼ)満足」が過半数を占めます。「(やや)不満」が10%以上となっているのは、「児童館」「町民プール」の水泳教室など「子育て応援ガイドブックのホームページ」です。

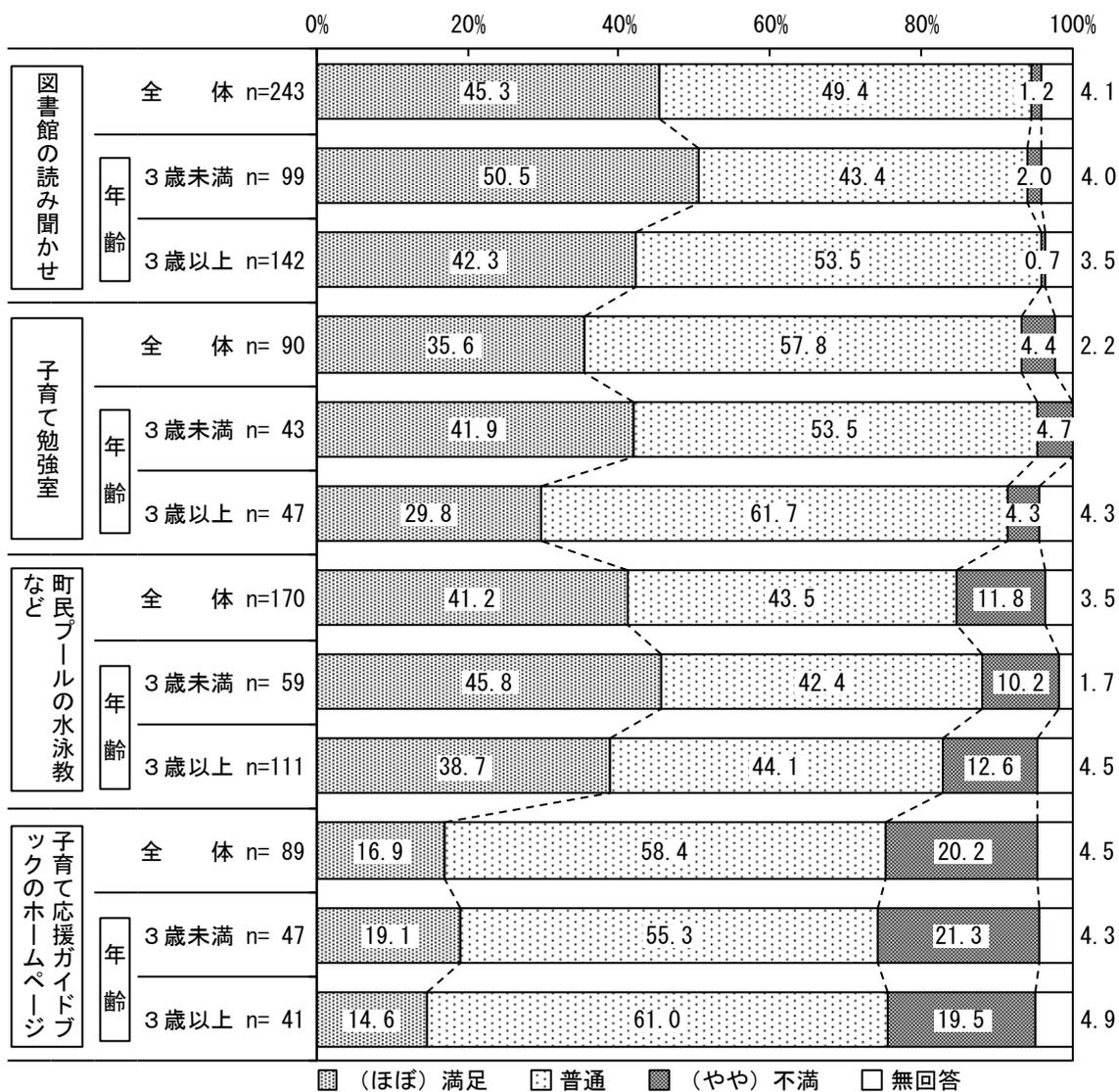
年齢別にみると、全ての施設・事業で3歳未満が高くなっています。

図表3-7 子ども・子育て支援事業等の満足度（利用経験者のみ）





(ほぼ)満足
 普通
 (やや)不満
 無回答

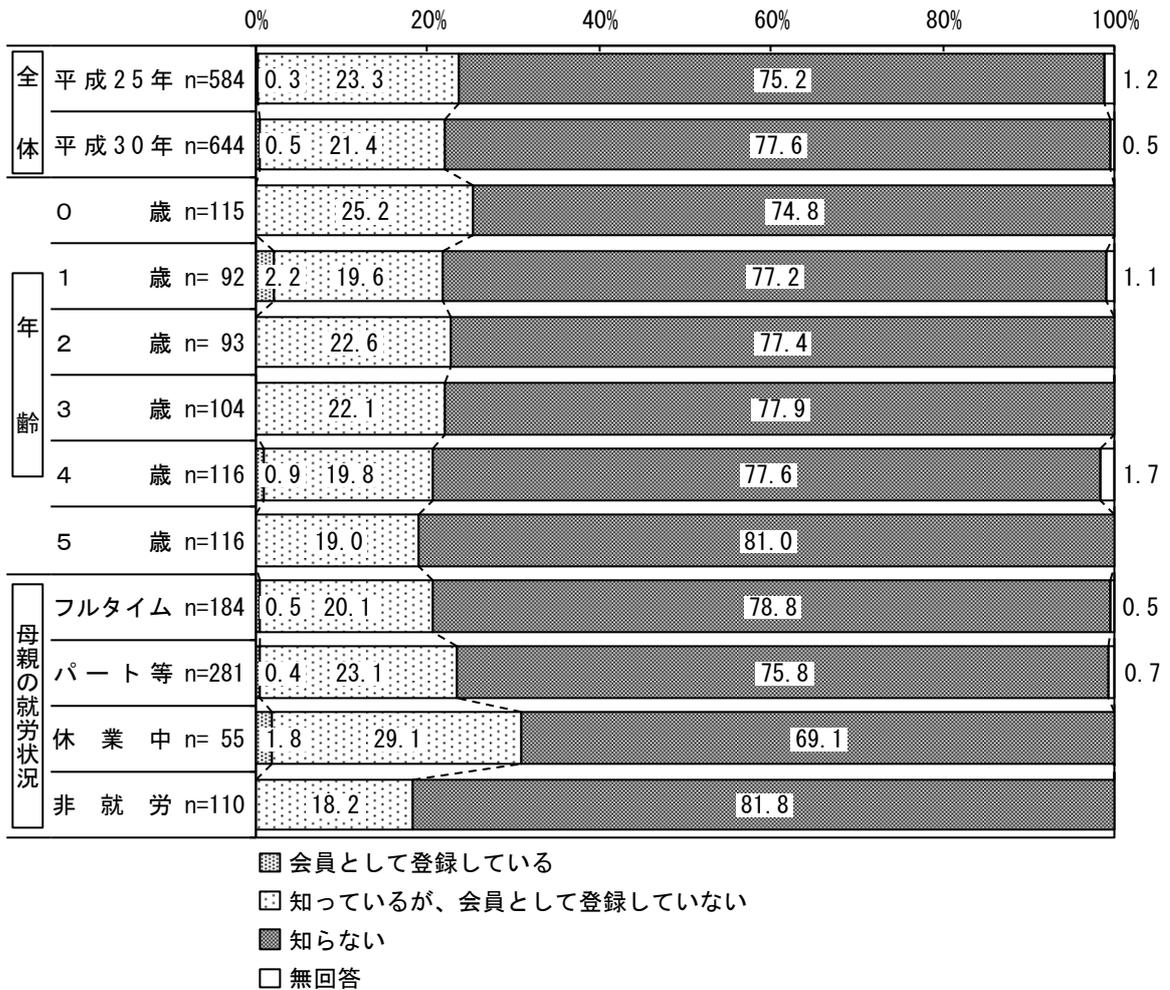


(7) ファミリー・サポート・センターの認知度

ファミリー・サポート・センターについては、「会員として登録している」(0.5%)と「知っているが、会員として登録していない」(21.4%)とを合計した<知っている>は21.9%です。平成25年と比べると、<知っている>は2.2ポイント低くなっています。

<知っている>が高いのは、子どもの年齢別では0歳、母親の就労状況別では休業中です。

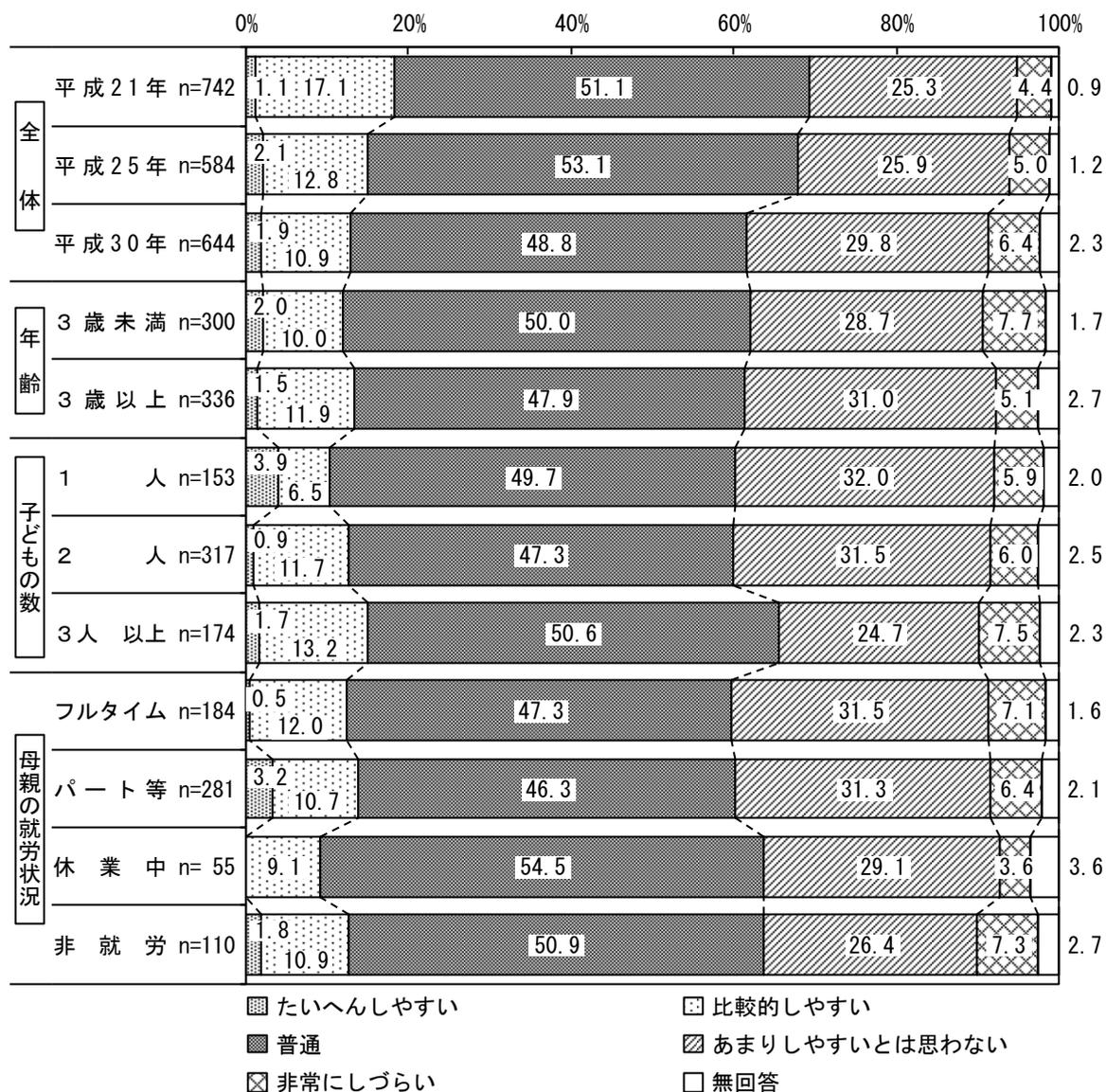
図表3-8 ファミリー・サポート・センターの認知度



(8) 養老町は子育てのしやすいまちか

「養老町は子育てのしやすいまちだと思いますか」という設問に対しては、「普通」が48.8%を占めています。「たいへんしやすい」(1.9%)と「比較的しやすい」(10.9%)を合計した<しやすい>が12.8%、「あまりしやすいとは思わない」(29.8%)と「非常にしづらい」(6.4%)を合計した<しづらい>が36.2%となっています。平成21年および平成25年と比べると、<しやすい>は低下しており、<しづらい>が高くなっています。

図表3-9 養老町は子育てのしやすいまちか

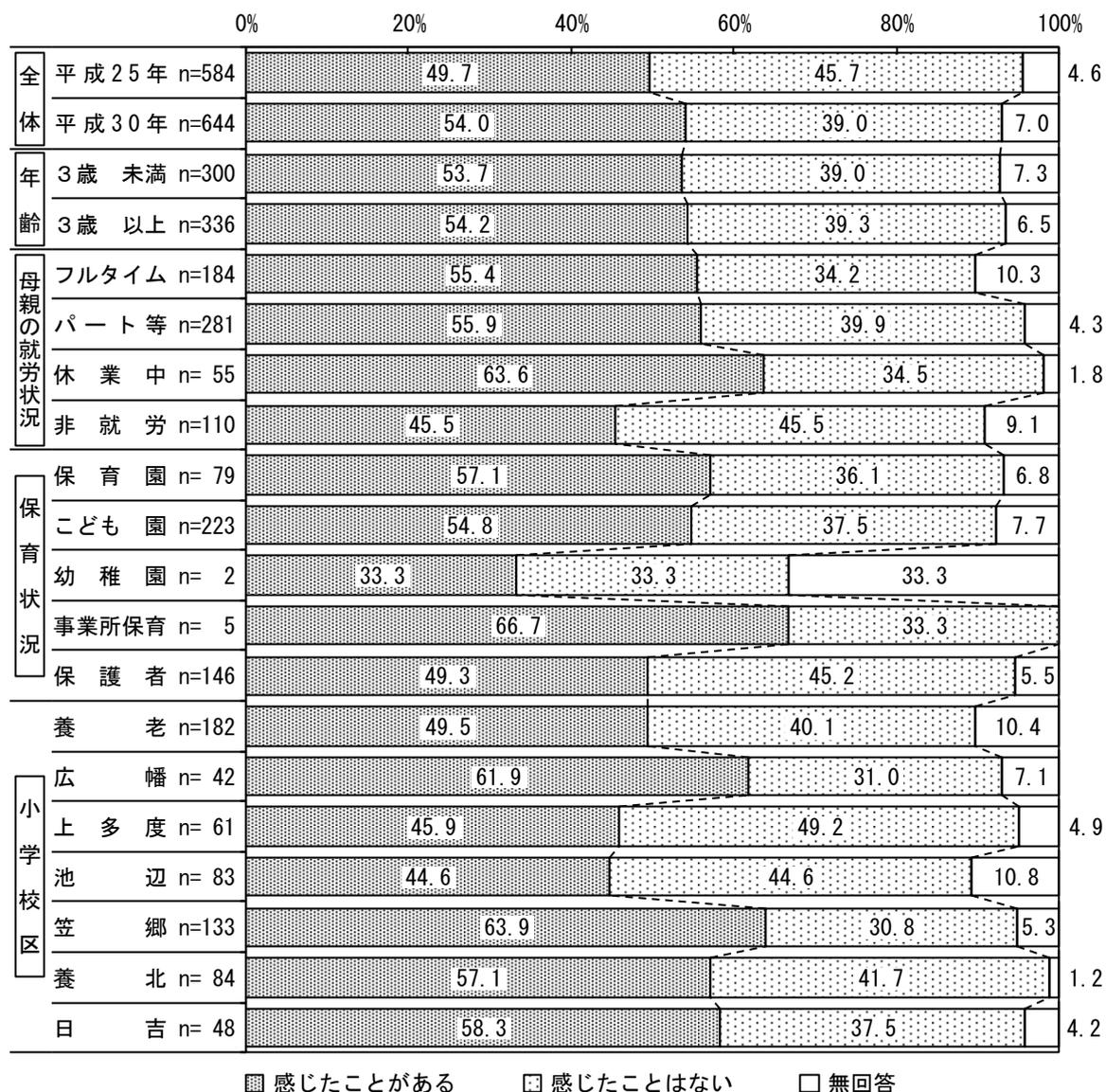


(9) 子育て支援を感じたことがあるか

地域、園、学校、職場、行政の関係施設などにおいて、子育て支援をしてもらっていると「感じたことがある」と答えているのは54.0%です。平成25年と比べると、「感じたことがある」は4.3ポイント高くなっています。

「感じたことがある」が60%以上となっているのは、母親の就労状況別の休業中、保育状況別の事業所保育（事業所内保育施設）、小学校区別の広幡、笠郷です。

図表3-10 子育て支援を感じたことがあるか

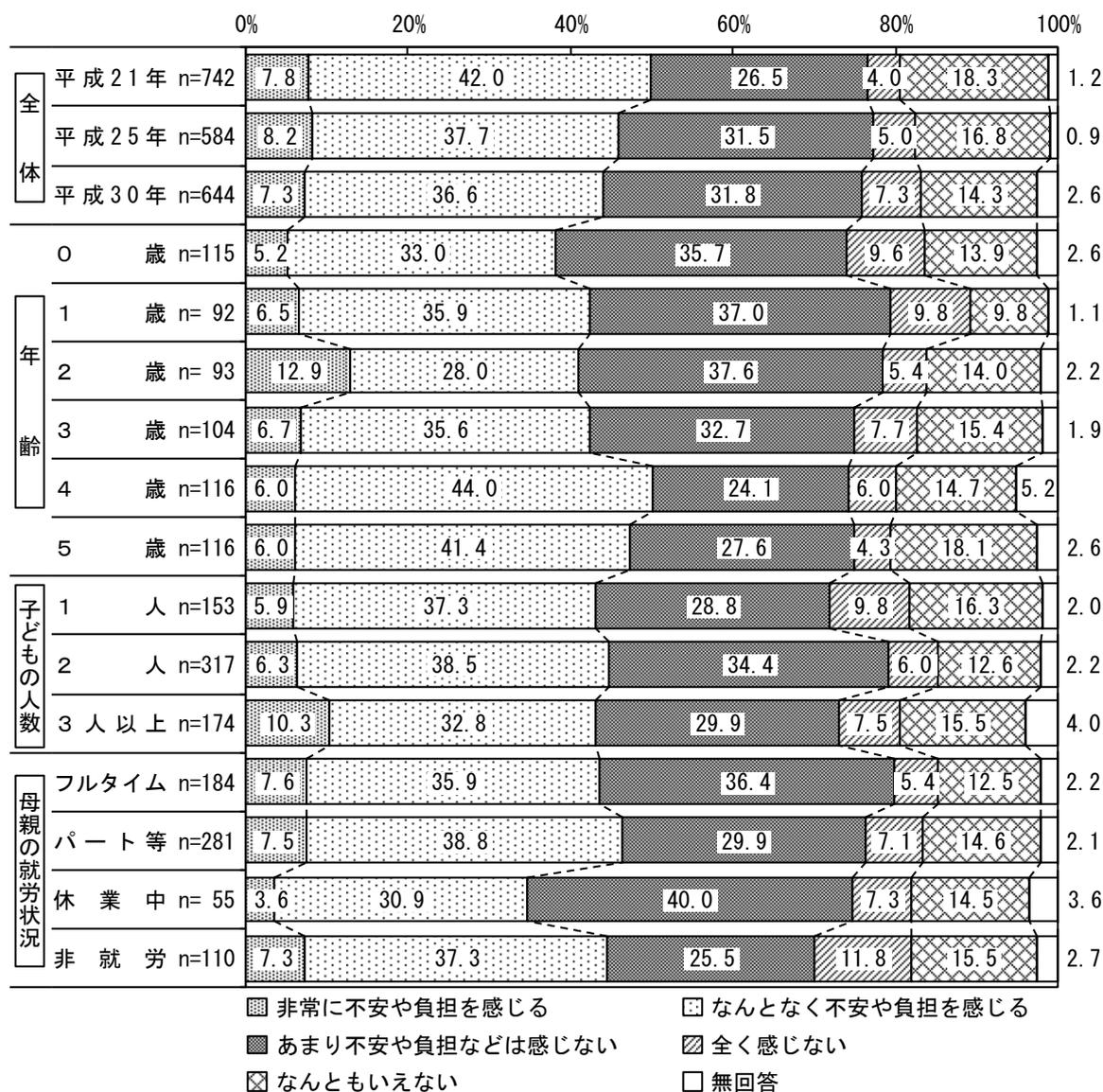


(10) 子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「非常に不安や負担を感じる」(7.3%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(36.6%)を合計したく不安や負担を感じる>が43.9%となっています。平成21年および平成25年と比べると、<不安や負担を感じる>は低下し続けています。

子どもの年齢別にみると、<不安や負担を感じる>は4、5歳が高くなっていますが、「非常に不安や負担を感じる」は2歳が12.9%と高くなっています。

図表3-11 子育てに関する不安感や負担感

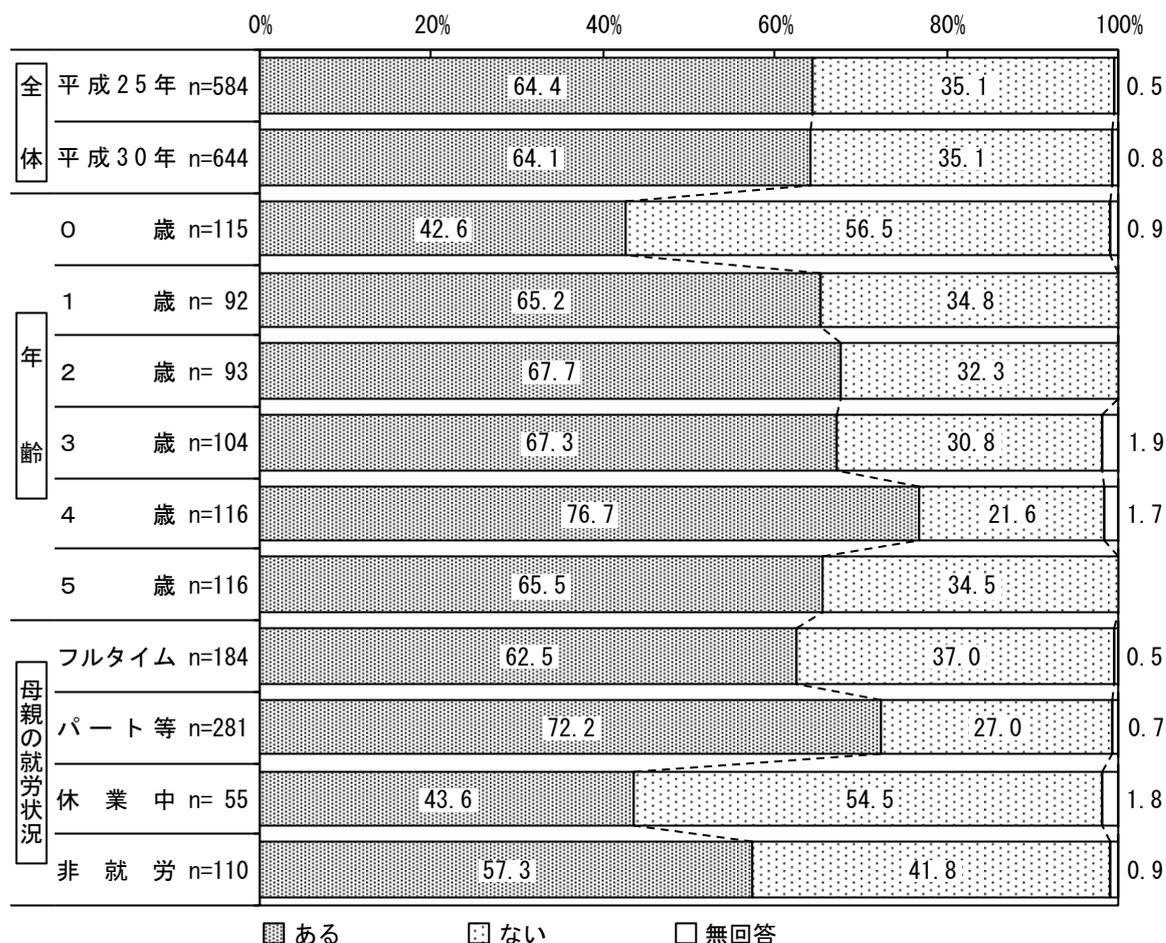


(11) 子どもに暴力をふるったことがあるか

子育てをしている中で、ストレスを感じ、感情的にたたいたり、怒鳴ったりしたことがあるかを聞いたところ、「ある」が64.1%、「ない」が35.1%となっています。平成25年と大きな変化はありません。

子どもの年齢別の4歳、母親の就労状況別のパート・アルバイト等の「ある」が高くなっています。

図表3-12 子どもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったこと

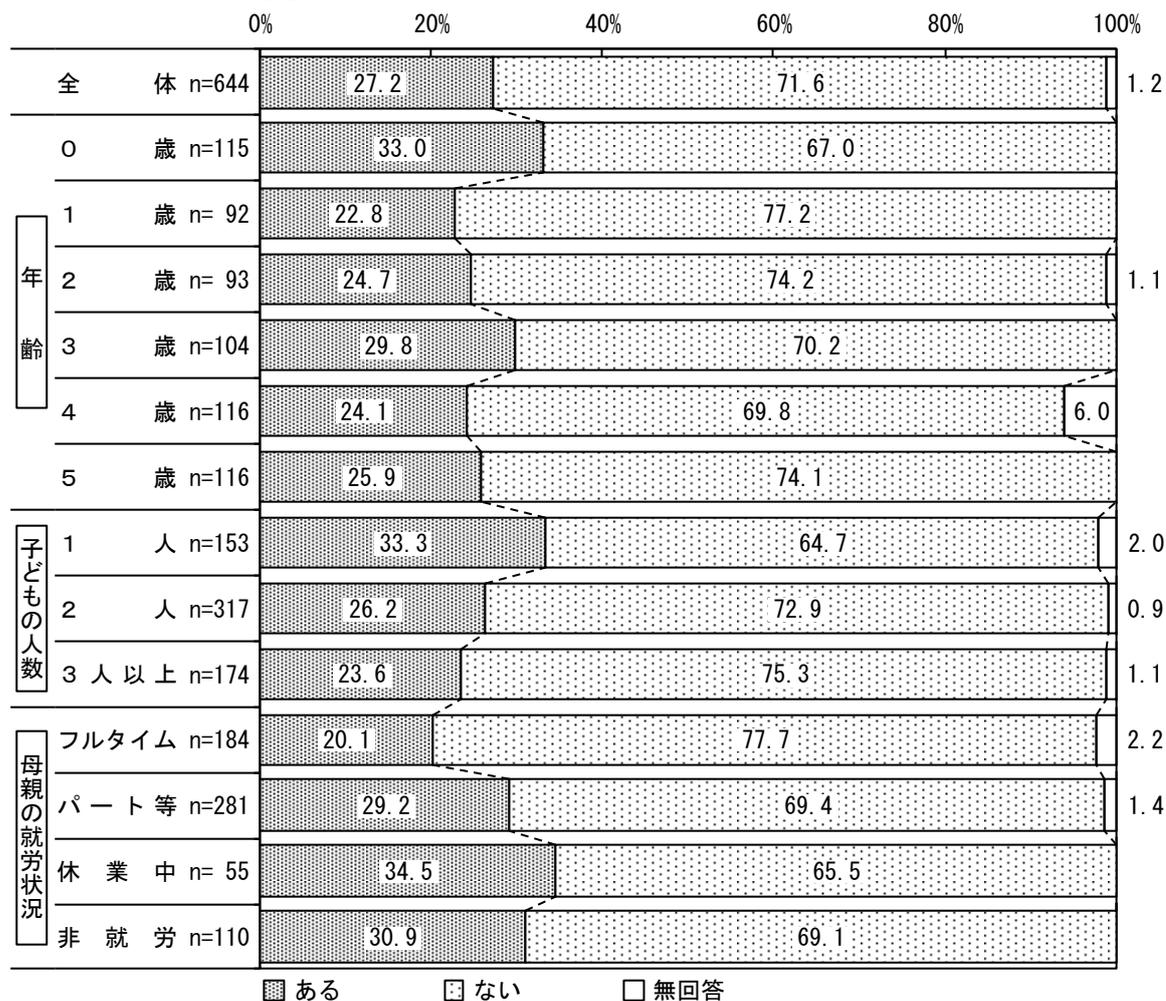


(12) 産後うつを感じたことがあるか

産後うつを感じたことが「ある」と回答した人は27.2%となっています。

産後うつを感じたことが「ある」と回答した人について、子どもの年齢別にみると、0歳が33.0%と最も高く、次いで3歳が29.8%などとなっています。子どもの人数別にみると、1人が33.3%と高く、人数が多くなるほど低くなる傾向となっています。母親の就労状況別では休業中が高くなっています。

図表3-13 産後うつを感じたことがあるか



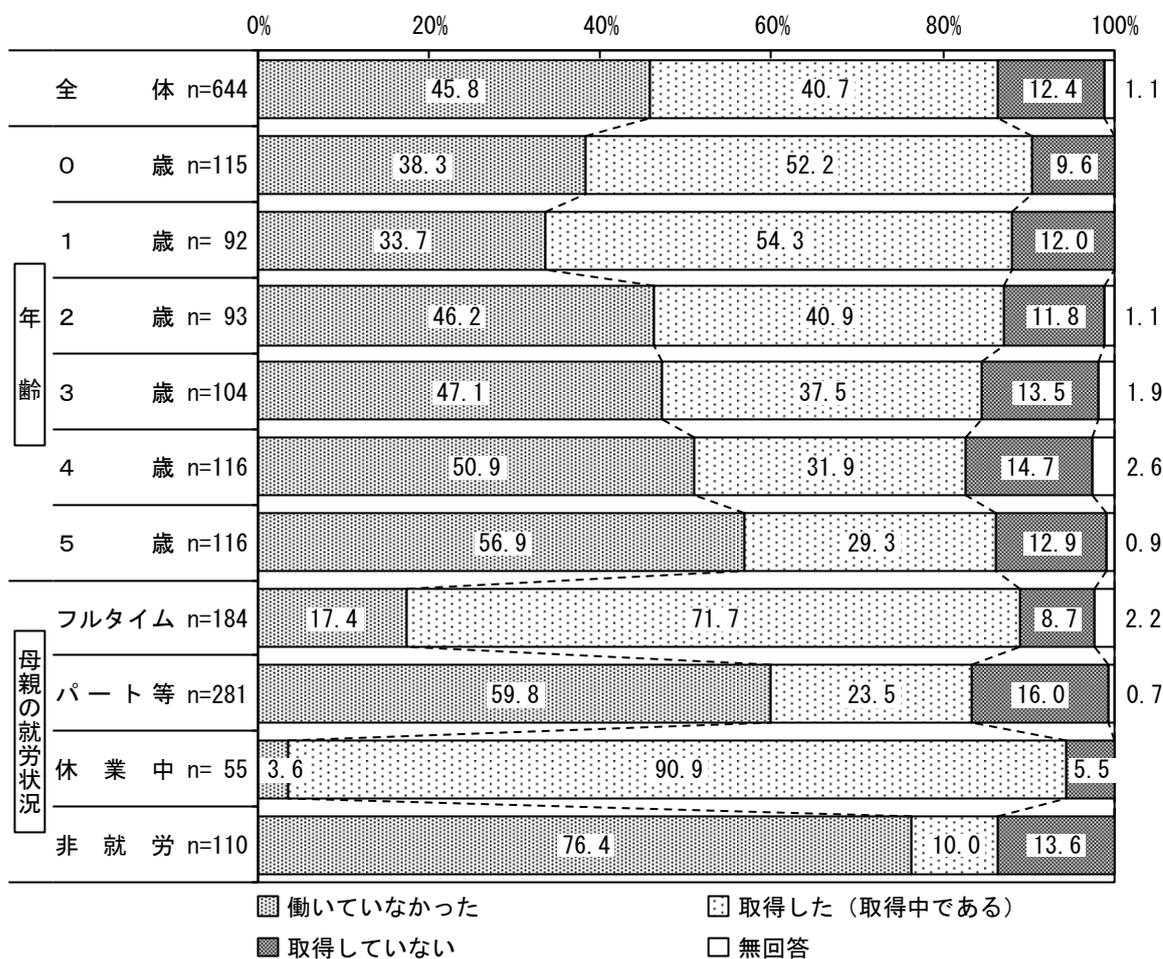
(13) 育児休業の取得

育児休業を「取得した（取得中である）」母親は 40.7%ですが、子どもの出生時に「働いていなかった」母親が 45.8%います。

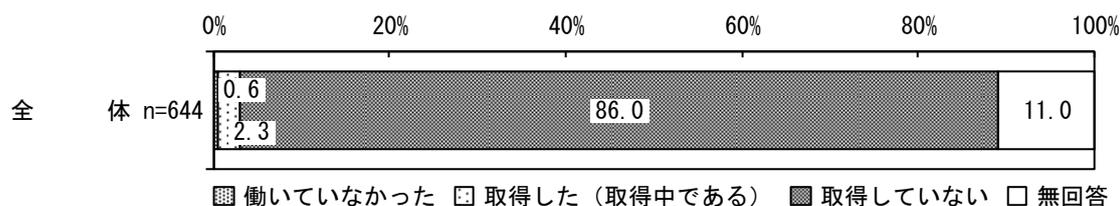
子どもの年齢別にみると、子どもの年齢が低いほど「取得した（取得中である）」が高くなる傾向がみられます。また、母親の就労状況別にみると、フルタイムでは「取得した（取得中である）」は 71.7%を占めています（図表 3-14）。

育児休業を「取得した（取得中である）」と答えた父親は、2.3%（15 人）です（図表 3-15）。

図表 3-14 母親の育児休業の取得



図表 3-15 父親の育児休業の取得



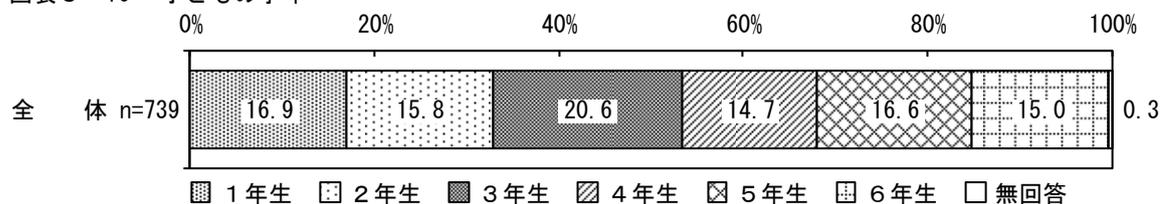
2 小学生保護者調査

(1) 子どもの学年と子どもの人数

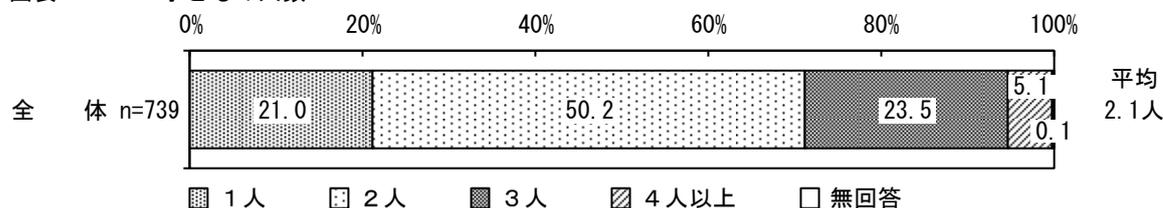
対象となった子どもの学年は、図表3-16のとおりです。

子どもの人数は、「2人」が50.2%を占めており、平均は2.1人です（図表3-17）。

図表3-16 子どもの学年



図表3-17 子どもの人数

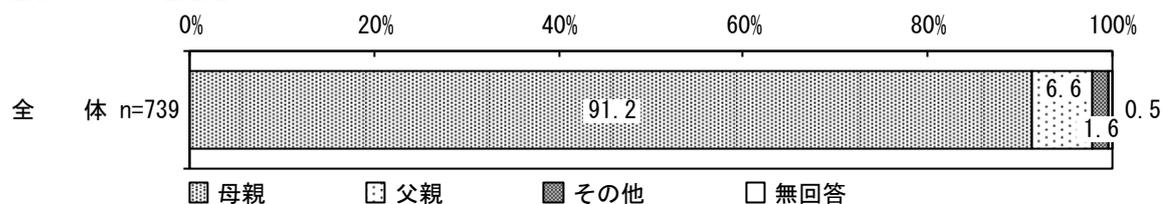


(2) 調査票の回答者

調査票の回答者は、「母親」が91.2%を占めています。

「その他」として「祖母（8件）」「祖父」「養母」という記載がありました。

図表3-18 回答者

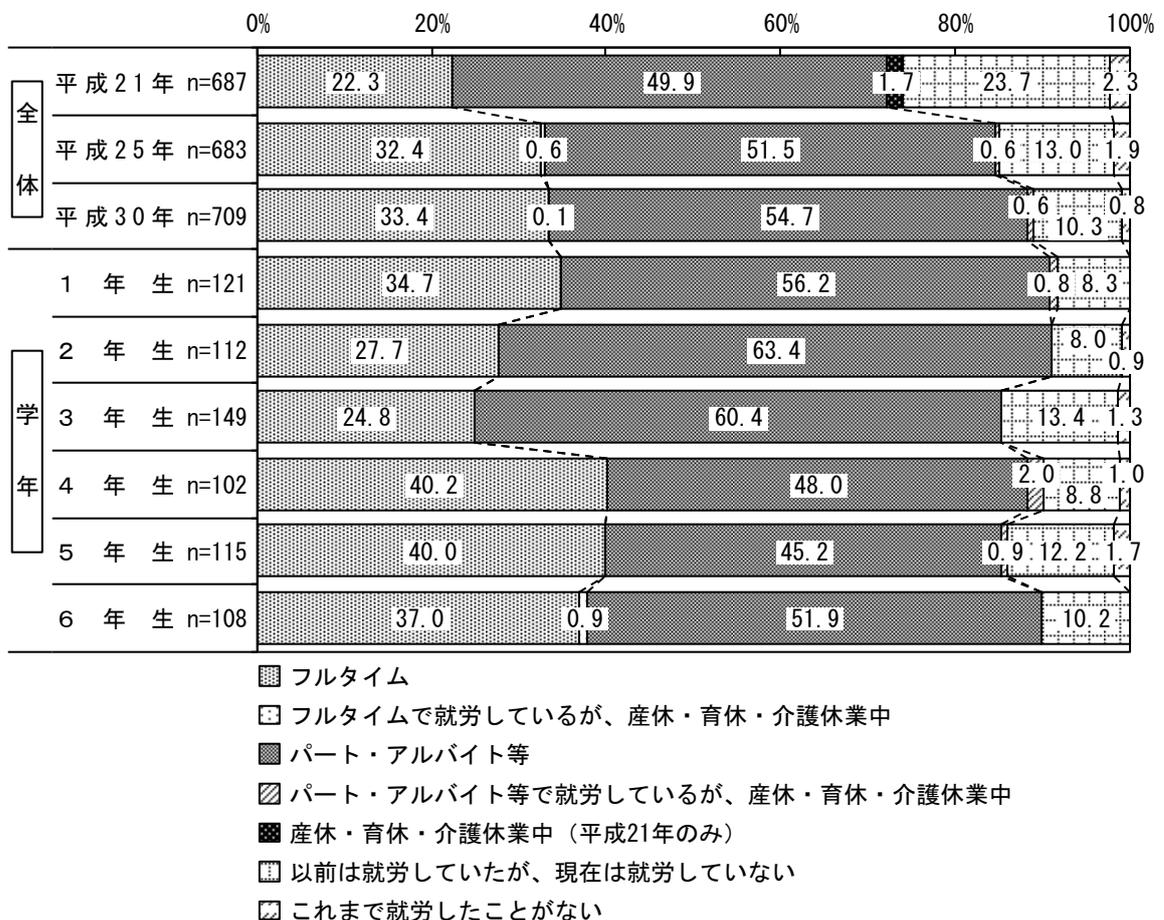


(3) 母親の就労状況・形態

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が54.7%と最も高く、次いで「フルタイム」が33.4%などとなっています。産休・育休・介護休業中は、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせると0.7%になります。平成21年および平成25年と比べると、「フルタイム」「パート・アルバイト等」はともに高くなり、働いている母親の割合が高くなってきています。

子どもの学年別にみると、1年生から3年生の間では、学年が上がるほど「フルタイム」は低下していますが、4年生から40%前後に上昇しています。

図表3-19 母親の就労状況・形態

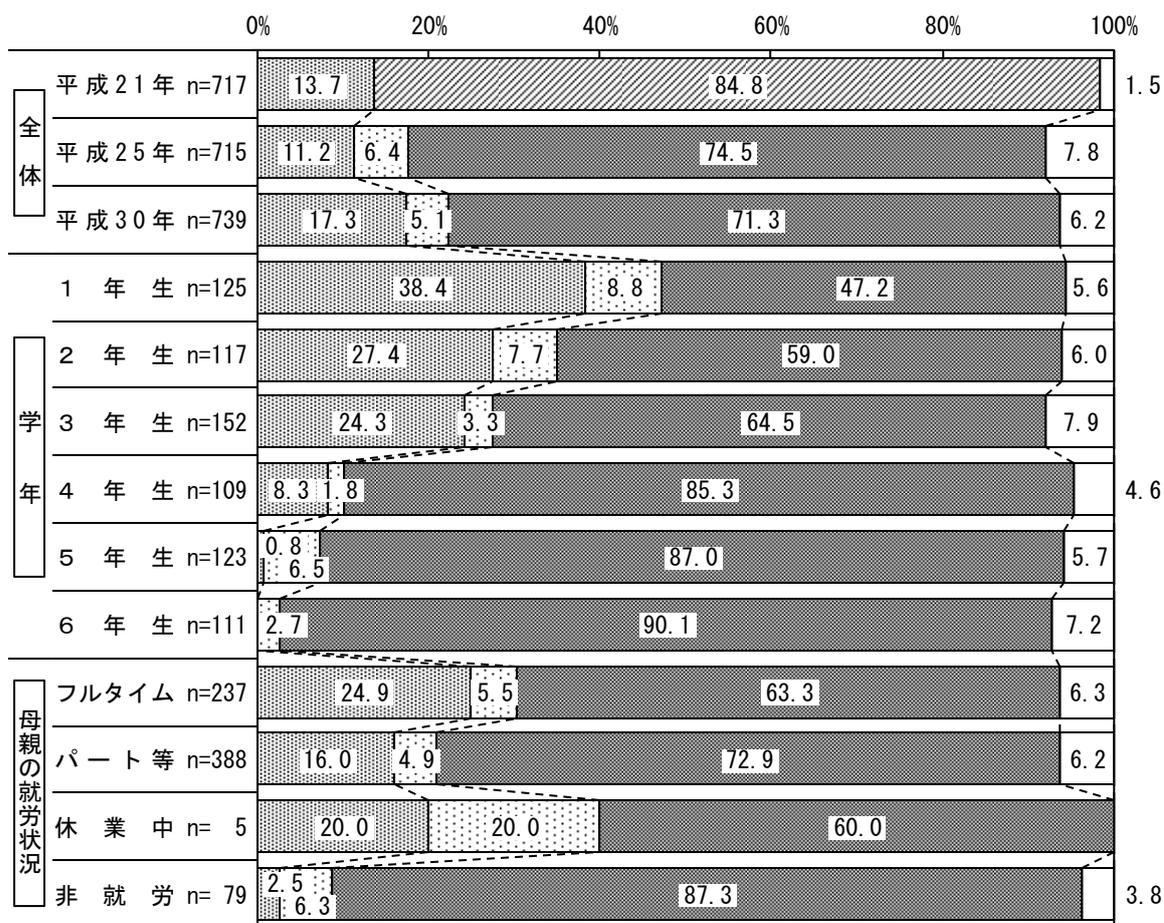


(4) 留守家庭児童教室の利用の有無

留守家庭児童教室の利用率は17.3%と、平成21年および平成25年と比べて高くなっています。子どもの学年別にみると低学年ほど高く、1年生では38.4%が利用しています。母親の就労状況別ではフルタイムが高くなっています。

「利用していないが、できれば今後利用したい」は1・2年生が高く、利用対象外である5年生も6.5%あります。

図表3-20 留守家庭児童教室の利用の有無



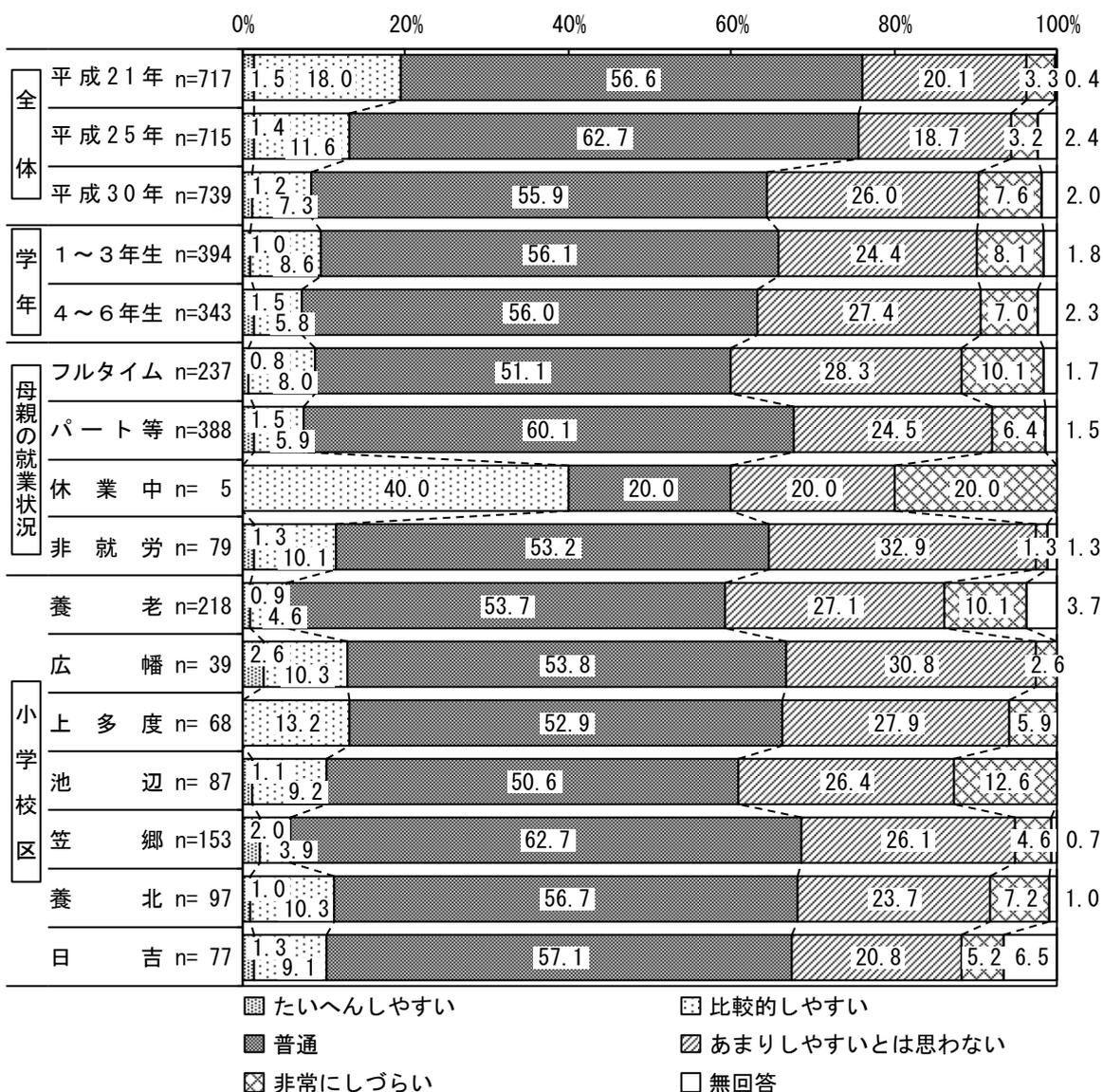
- 利用している
- ▨ 利用していないが、できれば今後利用したい
- 利用していないし、今後も利用する必要はない
- ▨ 利用していない
- 無回答

(注) 平成21年は「利用していないが、できれば今後利用したい」「利用していないし、今後も利用する必要はない」という選択肢はなく、平成25年および平成30年は「利用していない」という選択肢はなかった。

(5) 養老町は子育てのしやすいまちか

「養老町は子育てのしやすいまちだと思いますか」という設問に対しては、「普通」が55.9%を占めています。「たいへんしやすい」(1.2%)と「比較的しやすい」(7.3%)を合計した<しやすい>が8.5%、「あまりしやすいとは思わない」(26.0%)と「非常にしづらい」(7.6%)の<しづらい>が33.6%となっており、<しづらい>が<しやすい>を25.1ポイント上回っています。平成21年および平成25年と比べると、<しやすい>は低下が続いています。

図表3-21 養老町は子育てのしやすいまちか

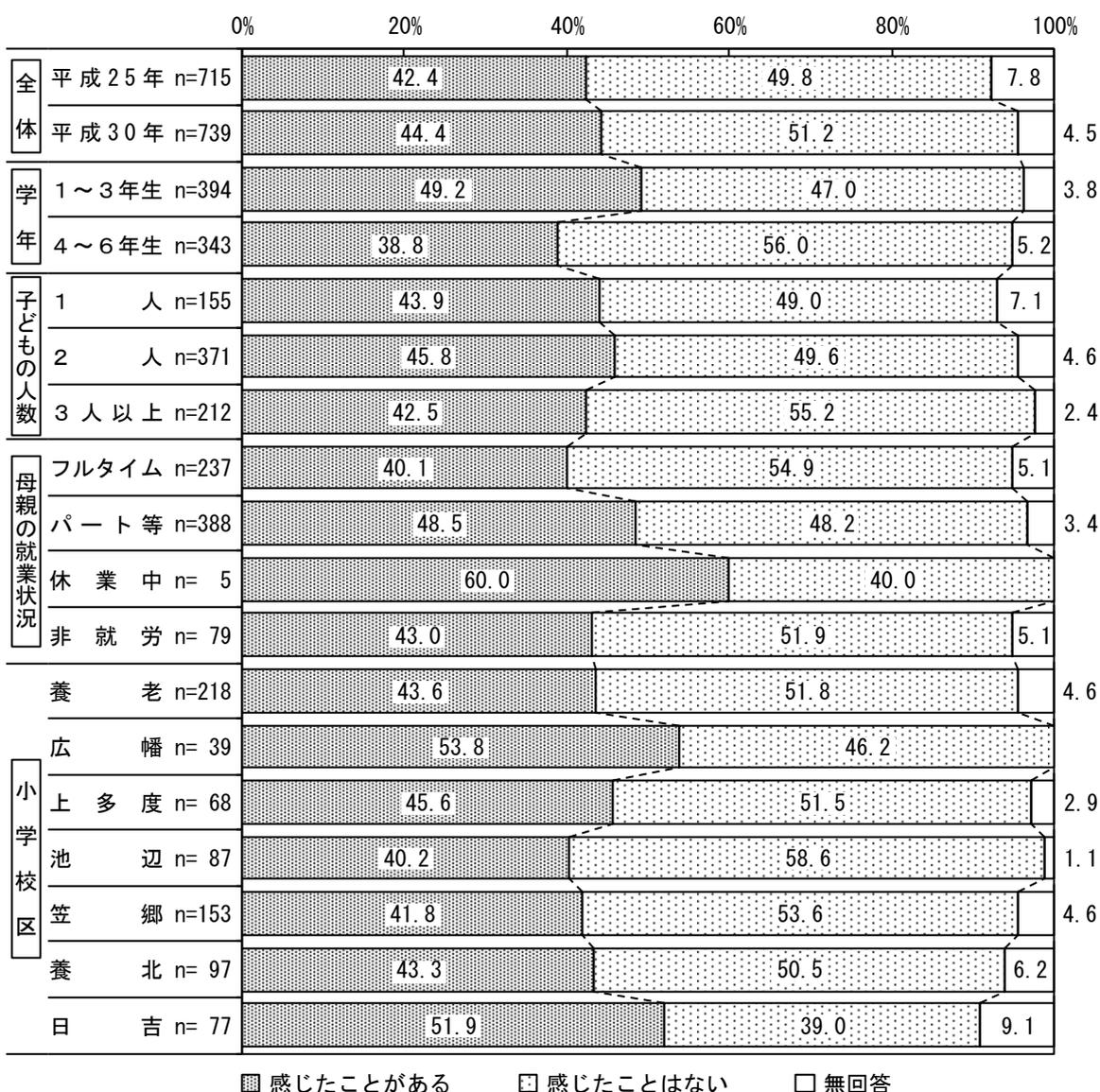


(6) 子育て支援を感じたことがあるか

図表3-22は、地域、園、学校、職場、行政の関係施設などにおいて、子育て支援をしてもらっていると感じたことがあるかたずねた結果です。「感じたことがある」と答えているのは44.4%です。平成25年と比べると、「感じたことがある」は2.0ポイント高くなっています。

「感じたことがある」が高いのは、子どもの学年別では1～3年生、子どもの人数別では2人、母親の就労状況別では基数の少ない休業中を除くとパート・アルバイト等、小学校区別では広幡、日吉です。

図表3-22 子育て支援を感じたことがあるか

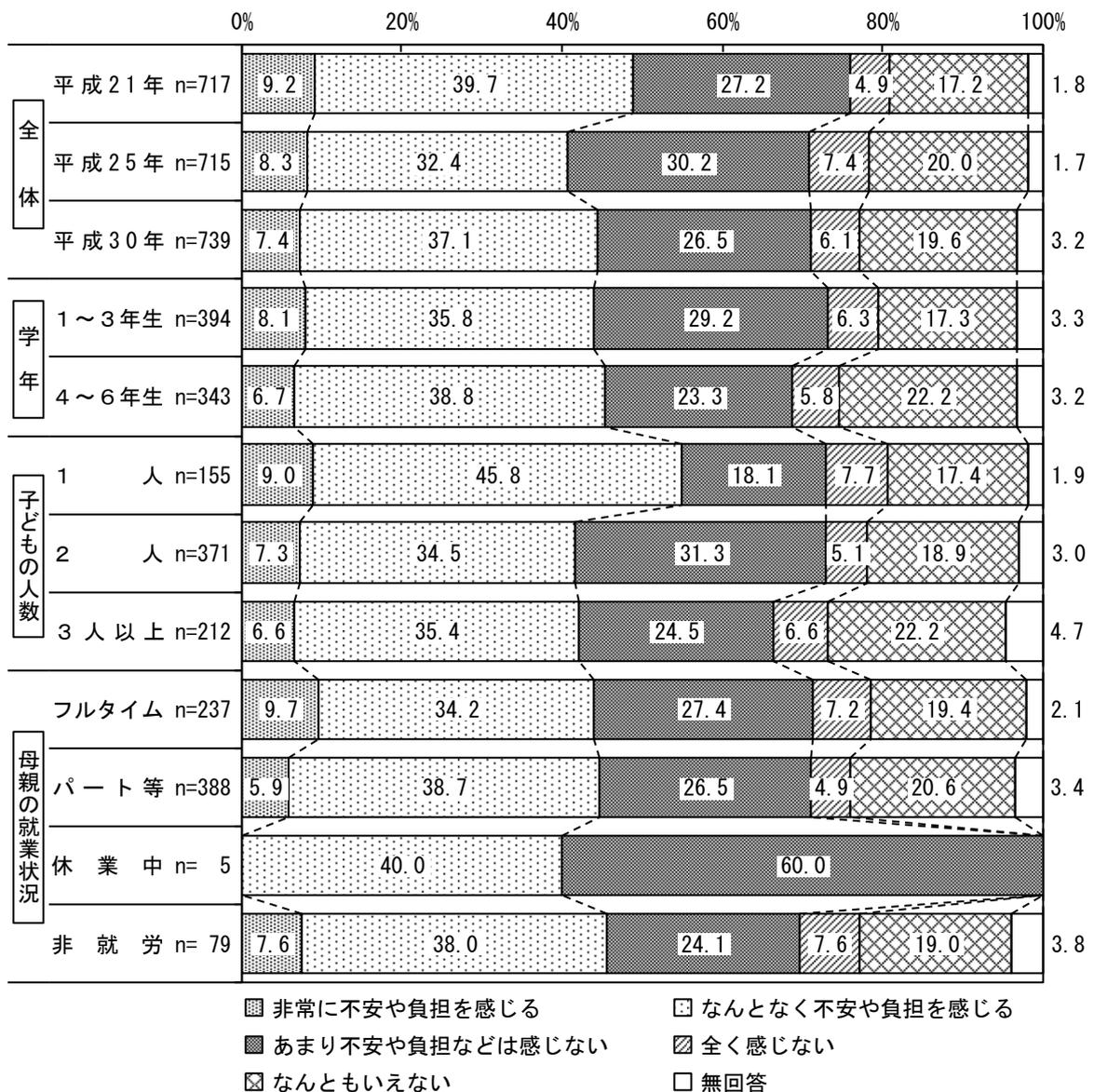


(7) 子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「非常に不安や負担を感じる」(7.4%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(37.1%)を合計した<不安や負担を感じる>は44.5%、「あまり不安や負担を感じない」(26.5%)と「全く感じない」(6.1%)を合計した<不安や負担を感じない>は32.6%となっています。<不安や負担を感じる>は、平成21年より低く、平成25年より高くなっています。「非常に不安や負担を感じる」は低下してきています。

子どもの人数別にみると、子どもの人数が1人の母親の<不安や負担を感じる>が54.8%と過半数を占めています。

図表3-23 子育てに関する不安感や負担感

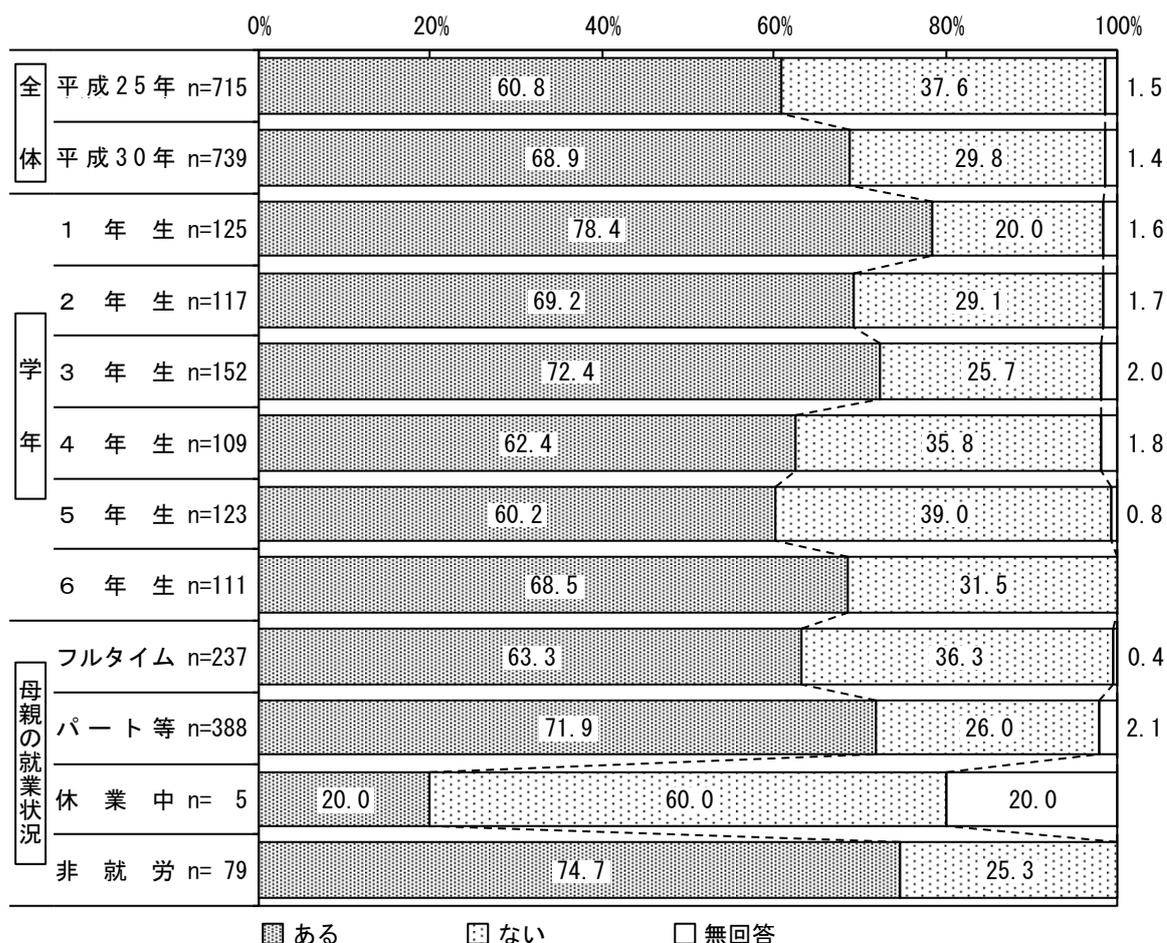


(8) 子どもに暴力をふるったことがあるか

子育てをしている中で、ストレスを感じ、感情的にたたいたり、怒鳴ったりしたことがあるかを聞いたところ、「ある」が68.9%、「ない」が29.8%です。平成25年と比べると、「ある」は8.1ポイント高くなっています。

子どもの学年別の1年生、母親の就労状況別の非就労の「ある」が高くなっています。

図表3-24 子どもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったこと





第4章 基本的な考え方

1 計画の基本的視点

(1) 子どものために

児童福祉法においては、平成28年の改正により、その理念が示されています。

- ① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- ② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- ③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

すべての子どもの権利を擁護し、子どもたちのためにという視点を常に念頭に置いて、サービスの推進、福祉に関する支援を図る必要があります。

(2) ニーズに対応したサービスの充実

本町においては、出生数が減少する中、認定こども園、保育園等の待機児童はありません。しかし、現状の子ども・子育て支援に関するサービスについては、アンケートにおいて多くの改善点や充実の要望が出されています。利用しやすく・ニーズに対応したサービスへの見直しや、新しいサービス・事業の展開を図り、子育てのしやすいまちをめざす必要があります。

(3) すべての子育て家庭への支援

働きながら子育てをしている家庭への子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化への対応といった職場をやめて子育てをしている家庭への支援も非常に重要です。特にこども園等に入園する前の子どもを育てている家庭を対象とした子育て相談や子育てサロンの充実、子育てグループの育成などが求められています。すべての子育て家庭が、安心して子育てができるようサービスの充実をめざしていく必要があります。

(4) 地域福祉の推進

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童教室、子ども食堂など子どもの育ちを支える地域活動、子どもの見守りなどについては、地域住民、ボランティア、NPO法人などの活動が必要です。これらの身近な地域でのきめ細かな、独自性のある活動が今後さらに求められます。また、地域自治町民会議、自治会、子ども会、老人クラブ、支部社会福祉協議会などは組織力があり、福祉意識が高まることによって、住民自らが参加する新しい形のサービスや活動が生まれ、その活動を通して新しい地域づくりが進むと考えられることから、関係団体と協力して、人材の育成や活動を支援していく必要があります。

(5) 次代の親の育成

核家族化の進展、きょうだいの減少などにより、子育ての知識や経験が次の世代に伝わりにくくなっています。また、自立し、家庭を築くという意識が薄れてきている若者が少なくありません。このため、若い親への子育て支援とともに、次代の親となる意識づくりや教育が求められていると言えます。

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業主においては、子育て中の労働者が、男女を問わず子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境づくり、職場復帰支援等が求められます。男女がそれぞれの多様なライフスタイルへ転換できる社会づくりに向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図ることが必要です。

2 基本理念

すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち

「すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち」、養老町はそんなまちでありたいと考えます。そのため、子どもたちがいきいきと活動し夢を育める環境づくり、親が安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進していきます。その中で、次の世代に子育てのすばらしさ、家庭の大切さを伝えていきます。すなわち、次世代の子どもと次世代の親の育ちを支援していきます。

これらの環境づくりは、子育て家庭だけでなく、行政、企業、学校、地域の人々みんなが、「子どもの育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識をもち、協働して取り組むことが重要であると考えます。子どもと子育て家庭を、地域ぐるみで温かく見守り支援し「すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち」をめざします。

3 基本目標

「すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち」の実現に向け、次の5つの基本目標を定め、それを達成するための20項目の施策を推進します。

基本目標1 子どもが健やかに生まれ育つまち

妊娠中から出産、子育てに至るまで切れ目のない支援を行い、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、母子保健サービス・医療サービス等の充実を図ります。

基本目標2 安心して子育てのできるまち

多様化する就労形態やライフスタイルに応じた子育て支援、子育ての孤立化、緊急時への対応などが問題となっており、これらの家庭への支援が求められています。幼児教育・保育サービス、子育て不安解消のための相談・情報提供・仲間づくりの場などの充実を図り、安心して子育てのできるまちをめざします。

基本目標3 配慮が必要な子どもと家庭を支えられるまち

障がいのある子どもへの早期療育の充実、ひとり親家庭や貧困家庭の自立支援や子どもへの支援、虐待の早期対応・関係機関との連携など、困難な環境にあり支援が必要な子どもや子育て家庭を支えるためのサービスや、関係機関との連携強化を図り、すべての子どもたちが健やかに成長し、すべての家庭が安心して子育てできるまちをめざします。

基本目標4 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまち

学校の教育環境の充実を図るとともに、子どもの育ちという視点から、遊び、地域活動、スポーツ・文化活動など健全育成のための施策を推進し、すべての子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをめざします。

基本目標5 子どもにやさしいまち

子育て家庭が安心して子どもを育てられるまち、子どもがのびのびと遊び回れるまち、そんなやさしいまちづくりをめざしていきます。

次代の親となる若い世代に、子育てのすばらしさや、家庭を築くことの大切さを伝えていきます。

また、子どもは地域の宝であり、若い世代が安心して夢をもって子育てができる環境を、地域・職場・学校など社会全体で整備し、子どもを見守り、子育てを支援していくという共通認識を築きます。

4 施策の体系

基本目標	基本施策	推進施策	番号
1. 子どもが健やかに生まれ育つまち	(1) 妊娠・出産への支援	・女性の健康診査の推進	No.1
		・両親学級等の充実	No.2
		・不妊相談への支援、治療費の助成	No.3
		・産後うつ病の予防	No.4
	(2) 乳幼児期の子どもの発育発達支援	・乳幼児健康診査の充実	No.5
		・乳幼児相談や教室の充実	No.6
		・乳児家庭全戸訪問の推進	No.7
		・養育支援訪問事業の推進	No.8
		・ブックスタート	No.9
	(3) 小児医療等の充実	・小児医療の充実	No.10
		・救急医療の知識の普及	No.11
		・予防接種の推進	No.12
		・フッ化物洗口の実施	No.13
	(4) 食育の推進	・離乳食学級等の開催	No.14
		・給食を通じた食育の推進	No.15
		・栽培・収穫から調理までの体験学習の実施	No.16
2. 安心して子育てのできるまち	(5) 幼児教育・保育サービス	・教育・保育内容の充実	No.17
		・幼児教育・保育サービスの確保	No.18
		・公立こども園の民間への移行促進	No.19
		・こども園等の整備	No.20
	(6) 一時的な預かりサービスの充実	・延長保育の推進	No.21
		・休日保育	No.22
		・一時預かりの推進	No.23
		・病児・病後児保育の推進	No.24
		・子育て短期支援事業の推進	No.25
		・ファミリー・サポート・センター事業の推進	No.26
	(7) 留守家庭児童教室の充実	・留守家庭児童教室の充実	No.27
		・留守家庭児童教室の障がい児の受け入れ	No.28
		・放課後子ども教室の推進	No.29
	(8) 相談・親子が集える場の提供	・地域子育て支援拠点事業の推進	No.30
		・園庭の開放	No.31
		・児童館の充実	No.32
		・子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）の推進	No.33
		・総合的な相談体制の充実	No.34
		・ようろうっこの利用促進	No.35
		・障がいの早期発見、療育の推進	No.36
3. 配慮が必要な子どもと家庭を支えられるまち	(9) 障がいのある子どもへの支援	・児童発達支援事業所（そよかぜ教室）の充実	No.37
		・障がい児保育の充実	No.38
		・保育所等訪問支援の推進	No.39
		・就学前の発達相談支援	No.40
		・放課後等デイサービスの推進	No.41
		・留守家庭児童教室の障がい児の受け入れ（再掲）	No.42
		・多胎児への継続的な支援	No.43
	(10) 多胎児への支援	・サービスの利用負担の軽減	No.44
		・ひとり親家庭の自立支援の推進	No.45
	(11) ひとり親家庭・貧困家庭への支援	・ひとり親家庭への経済的支援	No.46
		・学習支援	No.47
・子ども食堂の推進		No.48	

		・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供	No.49
		・就学援助	No.50
		・自立相談支援事業等の情報提供	No.51
		・生活福祉資金貸付制度等の情報提供	No.52
	(12) 経済的負担の軽減	・福祉医療費助成事業	No.53
		・出産祝金の支給	No.54
		・保育料の軽減	No.55
	(13) 児童虐待の防止	・児童虐待防止の啓発	No.56
		・児童虐待の早期発見・早期対応	No.57
		・子ども家庭総合支援拠点の設置（関係機関の連携）	No.58
・養育支援訪問事業の推進（再掲）		No.59	
4. 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまち	(14) 学校教育の充実	・学校教育の充実	No.60
		・インクルーシブ教育の推進	No.61
		・合理的配慮の提供	No.62
		・学校保健の充実	No.63
		・いじめや不登校などへの対応	No.64
		・児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	No.65
		・人権教育・福祉教育の充実	No.66
		・相談体制の充実	No.67
	・PTA、子ども会育成協議会のあり方についての検討	No.68	
	(15) 文化・スポーツ活動の推進	・養老スポーツクラブの充実	No.69
		・スポーツ教室の開催	No.70
		・スポーツ指導者の育成・発掘	No.71
		・文化活動の推進	No.72
		・講座・イベント等の充実	No.73
・学校等における防犯対策の推進		No.74	
5. 子どもにやさしいまち	(16) 防犯・交通安全・防災の推進	・通学路等の危険箇所の点検	No.75
		・子ども110番の家の推進	No.76
		・防犯灯などの整備	No.77
		・防災教育の推進	No.78
		・公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	No.79
	(17) 子育て家庭にやさしい公共施設等の整備促進	・見守り活動の推進	No.80
		・子育てサークル、子育て支援団体の育成支援	No.81
	(18) 地域の子育て支援	・若い世代の子育て意識の醸成	No.82
		・父親の子育ての促進	No.83
	(19) 子育て意識の醸成	・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	No.84
		・地域の子育て支援への意識啓発	No.85
	(20) 職業生活と家庭生活の調和		

第5章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本町においては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた施設利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

各年度における教育・保育の量については、概ね次のように見込みました。

①各年度の子ども数を推計します。



②ニーズ調査に基づき、子どもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

*家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。



③②で推計算出した子どもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計子ども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。



④③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等を参考に見込み量の調整を行います。

(1) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～17歳）は次のとおりです。平成27年から平成31年の4月1日の住民基本台帳人口、平成26年から平成29年の母親の年齢別出生数、男女別出生数を基に推計しています。

令和6年には令和元年の4,080人から781人減少して3,299人になると推計されます。年齢別にみると、すべての年齢で減少し、9歳以下は各年齢で200人を下回ります。

図表5-1 目標年度の子ども数（0～17歳）の推計

単位：人

区 分	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～17歳	4,080	3,902	3,734	3,588	3,438	3,299
0～2歳	425	413	407	392	374	362
0歳	134	128	121	117	109	109
1歳	138	144	138	131	124	125
2歳	153	137	143	143	131	128
3～5歳	560	508	462	438	429	421
3歳	169	154	139	143	138	133
4歳	185	169	154	140	141	145
5歳	206	185	169	155	141	143
6～8歳	666	639	591	557	506	464
6歳	202	206	185	169	156	143
7歳	232	201	205	183	167	154
8歳	232	232	201	205	183	167
9～11歳	752	735	720	667	640	590
9歳	256	233	233	203	206	183
10歳	247	256	233	233	203	206
11歳	249	246	254	231	231	201
12～14歳	796	764	751	747	731	718
12歳	258	247	245	254	231	232
13歳	258	258	247	245	254	231
14歳	280	259	259	248	246	255
15～17歳	881	843	803	787	758	744
15歳	272	277	257	256	247	245
16歳	296	271	276	256	256	245
17歳	313	295	270	275	255	254

(注) 平成31年は4月1日現在

(2) 幼児期の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育園）の量の見込みと確保策

幼児期の教育・保育については、質が高く、ニーズに応じた利用ができるよう、町立の保育園、幼稚園については、認定こども園への移行を行ったところであり、利用を希望するすべての子どもを受け入れていきます。

各年度における認定区分別に教育・保育の量を次のように見込みました。基本的には、ニーズ調査結果を基に、国のワークシートを用いて推計し、これに現状の利用状況や、これまでの利用率の変化を勘案しました。

図表5-2 幼児期の教育・保育の実績 単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1 号	-	83	105	63	77
2 号	-	393	507	501	457
3 号	-	171	166	172	169
0 歳	-	13	8	12	14
1・2 歳	-	158	158	160	155
合 計	-	647	778	736	703

図表5-3 幼児期の教育・保育の必要量の見込み 単位：人(%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 号	50	55	45	44	43
2 号（教育ニーズ）	5	5	5	5	5
2 号	453	407	392	382	374
3 号	176	172	168	160	155
0 歳	18	17	16	16	15
1・2 歳	158	155	152	144	140
合 計	684	639	610	591	577
3号の利用率・目標値	(42.6)	(42.3)	(42.9)	(42.8)	(42.8)

1号認定子ども：満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号の利用率・目標値（%）＝3号認定確保方策÷0～2歳の子どもの数×100

必要量の見込み（必要利用定員数）と供給量を一覧表にしたものが図表5-4です。基本的には、供給が需要を上回っていますが、実施施設については、少子化や老朽化を勘案し、小規模保育所（地域型保育事業）の設置を推進します。各園の受け入れ態勢が整い次第以下の通り実施する予定です。

◆令和3年度以降、こばとこども園の廃園

◆令和4年度以降、日吉こども園北園舎の閉鎖 ※実施年度は、前後する可能性があります。

図表 5-4 サービス量の見込み・確保のイメージ

単位：人

区分	年齢	①量の見込み(必要利用定員数)		②確保の内容(供給見込み)				②-①	
			計	認定こども園	保育園	地域型保育事業※1	計		
令和2年	1号	3~5歳	50	55	78	0	0	78	23
	2号(教育)		5						
	2号		453	453	407	106	0	513	60
	3号	0歳	18	18	12	14	0	26	8
		1・2歳	158	158	128	56	0	184	26
計			684	684	625	176	0	801	117
令和3年	1号	3~5歳	55	60	72	0	0	72	12
	2号(教育)		5						
	2号		407	407	377	118	0	495	88
	3号	0歳	17	17	8	10	3	21	4
		1・2歳	155	155	95	62	12	169	14
計			639	639	552	190	15	757	118
令和4年	1号	3~5歳	45	50	64	0	0	64	14
	2号(教育)		5						
	2号		392	392	337	114	0	451	59
	3号	0歳	16	16	7	9	6	22	6
		1・2歳	152	152	74	66	32	172	20
計			610	610	482	189	38	709	99
令和5年	1号	3~5歳	44	49	57	0	0	57	8
	2号(教育)		5						
	2号		382	382	300	112	0	412	30
	3号	0歳	16	16	7	8	6	21	5
		1・2歳	144	144	76	59	32	167	23
計			591	591	440	179	38	657	66
令和6年	1号	3~5歳	43	48	57	0	0	57	9
	2号(教育)		5						
	2号		374	374	288	108	0	396	22
	3号	0歳	15	15	7	8	6	21	6
		1・2歳	140	140	74	59	32	165	25
計			577	577	426	175	38	639	62

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- 私立保育園の認定こども園への移行については、各園と協議を行い、検討していきます。
- 小規模保育所を利用している子どもについて、3歳以降の受け入れがスムーズに行われるよう、小規模保育所と認定こども園との連携を図ります。
- こども園・保育園と小学校との園小連携を継続して実施し、なめらかな接続を図ります。
- 施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案するとともに、公平かつ適正な給付に努めます。
- 施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、基本的な情報についての連携を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

教育・保育の利用等に関する情報収集、相談、預かり型のサービスなど、次に示す地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、子どもの育ちと子育てを支援していきます。

各年度における量の見込みは、ニーズ調査結果を基に、国のワークシートを用いて推計しましたが、実数と乖離していると思われる事業およびニーズ調査を使用しない事業は、実数を参考に量の見込みとして、補正しました。乳児家庭全戸訪問、妊婦健康診査については、出生数（0歳児）の推計から見込みました。

(1) 延長保育事業

11時間を超える延長保育については、午後6時半以降のニーズを基に見込みました。

図表5-5 延長保育事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数（人）	20	0	0	0
実施か所（か所）	3	1	1	1

図表5-6 延長保育事業の量の見込みと確保策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）		10	10	10	10	10
確保方策	②年間実人数（人）	10	10	10	10	10
	実施か所（か所）	1	1	1	1	1
②-①（人）		0	0	0	0	0

(2) 認定こども園・幼稚園の一時預かり（預かり保育）および一時保育（一時預かり）

ア 認定こども園・幼稚園の一時預かり（預かり保育）

町内の幼稚園については、すべて認定こども園へ移行しましたが、保護者のニーズに応えるため認定こども園での一時預かり事業は継続します。

図表5-7 幼稚園の預かり保育の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数（人日）	23,226	15,925	6,386	213

図表5-8 幼稚園の預かり保育の見込みと確保策（年間）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	182	200	165	161	158
②確保方策（人日）	182	200	165	161	158
②-①（人日）	0	0	0	0	0

イ 未就園児の一時預かり事業

認定こども園、保育園での未就園児の利用割合が増加してきており、利用は低下の傾向にあります。すべての保育園、認定こども園で実施しており、必要に応じた利用が可能と考えます。

図表 5-9 未就園児の一時預かり事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数（人日）	467	393	311	367

図表 5-10 未就園児の一時預かり事業の見込みと確保策（年間）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	375	396	398	404	430
②確保方策（人日）	380	400	400	410	430
②-①（人日）	5	4	2	6	0

(3) 病児・病後児保育事業

他市町の病後児保育施設に委託して実施しています。調査からは非常に高いニーズが見られるため、町内での施設開設や児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保護者が迎えに来る間、園の看護師が保育を行う「体調不良児対応型」の実施を検討していきます。

図表 5-11 病児・病後児保育事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数（人日）	16	28	29	9
実施か所数（か所）	3	3	3	3

図表 5-12 病児・病後児保育事業の見込みと確保策（年間）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み（人日）	30	30	30	30	100	
確保方策	②延べ人数（人日）	30	30	30	30	100
	実施か所（か所）	3	3	3	3	9
②-①（人日）	0	0	0	0	0	

(4) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動事業）については、令和4年度の立ち上げに向けて取り組みます。事業はNPO法人等への委託を予定しています。

図表5-13 ファミリー・サポート・センター事業の見込みと確保策（年間）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	①延べ人数（人日）	40	38	38	34	31
確保方策	②延べ人数（人日）	—	—	50	50	50
	実施か所（か所）	—	—	1	1	1
②－①（人日）		▲40	▲38	12	16	19

(5) 留守家庭児童教室事業

ワークシートによる推計値をそのまま見込みました。通年利用者については、1年生から4年生までが利用しています。

また、対象者を6年生に拡大するため、まずは、夏休み期間中のみ6年生まで受け入れる体制を整備します。

図表5-14 留守家庭児童教室事業の登録児童数

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	1年生～4年生	193	197	189	207

図表5-15 留守家庭児童教室事業の見込みと確保策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通年	①量の見込み（人）	209	208	206	205	203
	②確保方策（人）	220	220	220	220	220
③－①（人）		11	12	14	15	17
夏休み	③量の見込み（人）	189	184	179	172	168
	④確保方策（人）	200	200	200	200	200
④－③（人）		11	16	21	28	32

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ショートステイの利用は年度によりばらつきがあります。平均、年4日として見込みました。2歳未満児については「乳幼児ホームまりあ（岐阜市）」、2歳以上は「樹心寮（大野町）」「大野慈童園（大野町）」に委託して実施していきます。

図表 5-16 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数（人日）	0	12	0	10
実施か所数（か所）	3	3	3	3

図表 5-17 子育て短期支援事業（ショートステイ）の見込みと確保策（年間）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		4	4	4	4	4
確保方策	②延べ人数（人日）	4	4	4	4	4
	実施か所（か所）	3	3	3	3	3
②-①（人日）		0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は下笠保育園に併設された子育て支援センターで実施しています。その他、類似のサービスとしては、社会福祉協議会の実施しているひよこハウス子育てサロンや、子育て支援「いちご」などもあります。

図表 5-18 地域子育て支援拠点事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数（人回）	2,477	2,595	1,918	1,964
実施か所数（か所）	1	1	1	1

図表 5-19 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保策（年間）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）		1,953	2,068	2,158	2,280	2,424
確保方策	②延べ人数（人回）	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	実施か所（か所）	2	2	2	2	3
②-①（人回）		547	432	342	220	76

(8) 利用者支援事業（母子保健型）

「子育て世代包括支援センター事業」において、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠中の心配事や不安、出産後の生活や育児、子どもの発育や発達についての相談など切れ目のない支援を実施します。

図表 5-20 利用者支援事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数（か所）	未実施	未実施	1	1

図表 5-21 利用者支援事業の見込みと確保策

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師や母子保健推進員が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行います。

図表 5-22 乳児家庭全戸訪問事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	167	140	119	135

図表 5-23 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保策（年間）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	132	121	117	114	109
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：母子保健推進員 保健師				

(10) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの結果、養育支援が必要と認められる家庭を保健師等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援などを行います。

図表 5-24 養育支援訪問事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数（人）	0	0	38	79

図表 5-25 養育支援訪問事業の見込みと確保策(年間)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	80	80	80	80	80
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師				

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、医療機関に委託して実施します。母子健康手帳交付時等において健診の受診勧奨を行い、未受診者に対しては訪問指導等を実施します。

図表 5-26 妊婦健康診査の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦届出者実人数(人)	167	155	133	133
受診票配布回数(回)	2,297	2,245	2,033	2,011

図表 5-27 妊婦健康診査の見込みと確保策(年間)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出者数(実人数)(人)	132	121	117	114	109
1人あたりの健診回数(回)	14	14	14	14	14
量の見込み(回) (配布件数×1人あたりの回数)	1,848	1,694	1,638	1,596	1,526
確保方策	実施場所：医療機関 健診時期：妊娠期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査 診査項目：超音波検査、クラミジア抗原検査、貧血検査、血糖検査 G B S 検査等				

第6章 基本計画

基本目標 1 子どもが健やかに生まれ育つまち

(1) 妊娠・出産への支援

事業・取り組み		担当課
No.1	<p>◆女性の健康診査の推進</p> <p>健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査は重要となります。健診費用助成の検査内容の充実を図るとともに、里帰り分娩などで県外医療機関・助産所において妊婦健康診査を受診する人への助成を行います。また、母子健康手帳交付時等において健診の受診勧奨を行い、未受診者に対しては訪問指導等を実施します。</p>	保健センター
No.2	<p>◆両親学級等の充実</p> <p>マタニティ教室等において、妊娠中の身体の変化、胎児の成長、子育て等について正しい知識の普及啓発を行います。また、パパママ教室において、父親が育児について学ぶ機会を設けます。</p>	保健センター
No.3	<p>◆不妊相談への支援、治療費の助成</p> <p>不妊の悩みをもつ人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。</p>	保健センター
No.4	<p>◆産後うつ病の予防</p> <p>乳幼児健康診査、育児相談、訪問事業などを通して、支援が必要な妊産婦に対して、妊娠期、出産後早期の相談支援を行い、必要な支援につなぐなど、産後うつ病の早期発見、対応に努めます。</p>	保健センター

(2) 乳幼児期の子どもの発育発達支援

事業・取り組み		担当課
No.5	<p>◆乳幼児健康診査の充実</p> <p>病気の早期発見や発達の確認を行うとともに、安心して子育てできるよう相談、指導を行い、子育て支援を行います。また、乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行い、子どもの状況確認を確実にを行います。</p>	保健センター
No.6	<p>◆乳幼児相談や教室の充実</p> <p>乳幼児相談、健康診査時の相談・保健指導については、保健師、栄養士が実施します。親子の心の健康を重視した相談体制とするとともに、ゆっくり相談ができる環境の整備に努めます。</p>	保健センター

No.7	<p>◆乳児家庭全戸訪問の推進</p> <p>保健師、母子保健推進員等により、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て相談、子育て情報の提供、養育環境の把握等を行います。支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業等につなげていきます。</p>	保健センター
No.8	<p>◆養育支援訪問事業の推進</p> <p>乳児家庭全戸訪問や健康診査、または関係機関からの連絡等により把握された、極度の育児不安がある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師等による養育に関する助言、指導等を行い、適切な養育が行われるよう支援し、虐待の予防的支援などを行います。</p>	保健センター
No.9	<p>◆ブックスタート</p> <p>10か月児健康診査に参加した親子を対象に、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達に寄与し、良好な親子の絆づくりの大切さなどを伝えていきます。</p>	図書館

(3) 小児医療等の充実

事業・取り組み		担当課
No.10	<p>◆小児医療の充実</p> <p>関係機関、団体と協力して、西濃圏域における小児夜間救急医療事業（大垣市民病院）を実施し、休日・夜間等の小児医療体制の充実に努めます。</p> <p>救急の診療までは必要ないが、適切な処置等について相談できる小児救急電話相談事業「#8000」についてPRを行います。</p>	保健センター
No.11	<p>◆救急医療の知識の普及</p> <p>乳児家庭全戸訪問において急病ハンドブックを配布するなど、人工呼吸、応急処置等に関する知識の普及に努めます。また、保育園・こども園、小中学校において救急法・普通救命講習を実施します。</p>	子ども課 教育総務課 保健センター
No.12	<p>◆予防接種の推進</p> <p>パパママ教室、乳幼児健康診査、訪問指導などの機会を通して、予防接種の知識の普及に努めます。</p>	保健センター
No.13	<p>◆フッ化物洗口の実施</p> <p>保育園・こども園の5歳児クラス及び小中学校において、歯科保健活動の一環として、むし歯予防のためフッ化物洗口を実施します。</p>	子ども課 教育総務課

(4) 食育の推進

事業・取り組み		担当課
No.14	<p>◆離乳食学級の開催</p> <p>離乳食の進め方や調理方法を学び、不安なく離乳食を進められるよう、離乳期乳児の保護者を対象として離乳食学級を開催します。</p>	保健センター
No.15	<p>◆給食を通じた食育の推進</p> <p>給食に地域の食材、献立を採り入れるなど、保育園・こども園、小中学校の給食を生きた教材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進していきます。肥満、やせ、食物アレルギーなど、食に起因する健康問題については、個々の子どもに応じたきめ細かな助言を行っていきます。</p> <p>また、毎月給食だよりを発行し、保護者への情報提供、啓発を推進します。</p>	子ども課 教育総務課
No.16	<p>◆栽培・収穫から調理までの体験学習の実施</p> <p>保育園・こども園、小中学校において、地域の協力を得ながら、野菜の栽培・収穫から調理までを経験する体験的学習などの機会を提供し、食への関心を高めていきます。</p>	子ども課 教育総務課

基本目標2 安心して子育てのできるまち

(5) 幼児教育・保育サービス

事業・取り組み		担当課
No.17	<p>◆教育・保育内容の充実</p> <p>保育園・こども園を通じた幼児教育・保育全体の質の向上を図るため、職員の研修の充実、人材の確保を図ります。また、各園が特色ある保育の充実に取り組みます。</p>	子ども課
No.18	<p>◆幼児教育・保育サービスの確保</p> <p>子ども数は減少傾向にありますが、0～2歳児の利用意向は高くなることが予測されることから、ニーズに対応できるよう体制の確保を図ります。</p>	子ども課
No.19	<p>◆公立こども園の民間への移行促進</p> <p>公立こども園の数の見直しなどを実施し、民間への移行についても検討していきます。</p>	子ども課
No.20	<p>◆こども園等の整備</p> <p>こども園等の幼児教育・保育施設については、教育・保育環境向上のため、施設の整備（修繕）を実施していきます。</p>	子ども課

(6) 一時的な預かりサービスの充実

事業・取り組み		担当課
No.21	◆延長保育の推進 住民のニーズに合わせ、11時間を超える延長保育の実施について検討します。	子ども課
No.22	◆休日保育 保護者の勤務形態の多様化に伴う日曜・休日の保育ニーズに応えられるよう、休日保育の実施について検討します。	子ども課
No.23	◆一時預かりの推進 町内すべての保育園、こども園で未就園児の一時預かり事業を実施します。	子ども課
No.24	◆病児・病後児保育の推進 他市町の病児病後児保育施設に委託して病児・病後児保育を実施します。また、病児病後児保育施設の開設やこども園等において、「体調不良児対応型」の実施について検討します。	子ども課
No.25	◆子育て短期支援事業の推進 保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭などで一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、実施施設で数日間、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を施設に委託して実施します。	子ども課
No.26	◆ファミリー・サポート・センター事業の推進 ファミリー・サポート・センターの立ち上げに向けて取り組みます。	子ども課

(7) 留守家庭児童教室の充実

事業・取り組み		担当課
No.27	◆留守家庭児童教室の充実 現在小学1年生から4年生までの監護に欠ける児童を利用対象としていますが、利用対象範囲の拡大を検討していきます。空き教室や指導員の問題も解決する必要があることから、まずは夏季休業中の利用範囲の拡大を図ります。	教育総務課
No.28	◆留守家庭児童教室の障がい児の受け入れ 実施施設のバリアフリー化、職員の専門性の向上を図り、障がい児の受け入れを実施していきます。	教育総務課
No.29	◆放課後子ども教室の推進 放課後子ども教室のニーズを把握しながら、実施について検討します。	教育総務課

(8) 相談・親子が集える場の提供

事業・取り組み		担当課
No.30	<p>◆地域子育て支援拠点事業の推進</p> <p>地域子育て支援拠点事業については、地域子育て支援センターを中心に、中央公民館でも実施していきます。また、社会福祉協議会のひよこハウス子育てサロンや、民間のグループ活動と連携・調整を図り、新たな拠点について検討し、参加しやすい環境を整備します。</p>	子ども課
No.31	<p>◆園庭の開放</p> <p>保育園・こども園の平日の園庭開放についての周知を図るとともに、休日の開放についても検討していきます。</p>	子ども課
No.32	<p>◆児童館の充実</p> <p>児童館のイベント等の情報提供を図り利用を促進します。また、施設の改修を行い充実を図ります。</p>	子ども課
No.33	<p>◆子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）の推進</p> <p>妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、すべての妊婦を対象に、母子手帳交付時に保健師が面接し、相談に応じながらプランを作成する支援を行います。また、妊娠中の心配事や不安、出産後の生活や育児、子どもの発育や発達についての相談など、保健師・管理栄養士が対応するとともに、相談内容に応じて、関係機関につなぐ等、連絡調整を行い、より一層の連携強化を図ります。</p>	子ども課 保健センター
No.34	<p>◆総合的な相談体制の充実</p> <p>関係機関とのネットワークを構築し、子どもの発達段階に合わせ、途切れなく相談に対応していきます。</p>	健康福祉課 子ども課 教育総務課 保健センター そよかぜ教室
No.35	<p>◆ようろうっこの利用促進</p> <p>養老町子育て応援「ようろうっこ」のホームページの充実を図るとともに、妊娠・出産・育児（健診、育児相談、予防接種、各教室）の情報がスマートフォンからタイムリーに得られる子育て支援アプリ「ようろうっこ」について周知を図り、いっそうの活用を促進します。</p>	子ども課 保健センター

基本目標 3 配慮が必要な子どもと家庭を支えられるまち

(9) 障がいのある子どもへの支援

事業・取り組み		担当課
No.36	<p>◆障がいの早期発見、療育の推進</p> <p>障がいの早期発見、早期療育につなげるため、乳幼児健康診査や育児相談等を実施します。経過観察の必要な子どもに対しては、育児相談や訪問指導を通して継続的な支援を行います。また、療育が必要な場合には児童発達支援、さらに専門医療機関の紹介など、障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、保健センター（子育て世代包括支援センター）、児童発達支援事業所（そよかぜ教室）、保育園・こども園、子ども相談センターなどとの連携を図り、支援していきます。</p>	子ども課 保健センター そよかぜ教室
No.37	<p>◆児童発達支援事業所（そよかぜ教室）の充実</p> <p>発達に遅れがみられる就学前児童が、施設に通いながら日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを受ける児童発達支援事業所（そよかぜ教室）については、指導の専門性を高めるなどの充実を図ります。</p>	健康福祉課 そよかぜ教室
No.38	<p>◆障がい児保育の充実</p> <p>集団生活が可能な障がい児の保育園・こども園への受け入れを推進します。このため、障がい児に対する保育士等の配置、障がい児保育に関する研修会への参加、障がい児関連施設職員との交流等により、保育士等職員の専門性を高め、障がい児保育の充実を図ります。障がい児と障がいのない児童をいっしょに保育するインクルーシブな保育を推進し、互いに認め、励まし合う仲間づくりを通じた豊かな心の育成を図ります。</p>	子ども課
No.39	<p>◆保育所等訪問支援の推進</p> <p>保育所等に通う障がい児について、専門の支援員が保育所等を訪問し、障がい児および保育士等に対して、集団生活に適応するための支援や支援の方法について指導します。</p>	健康福祉課
No.40	<p>◆就学前の発達相談支援</p> <p>就学前児童の発達に悩みをもつ親に対して、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。</p>	健康福祉課 そよかぜ教室

No.41	<p>◆放課後等デイサービスの実施</p> <p>就学している障がい児が放課後や夏休みに施設等に通り、生活能力向上のための訓練を受け、社会との交流の促進、その他必要な支援を受けられる場を確保します。</p>	健康福祉課
No.42	<p>◆留守家庭児童教室の障がい児の受け入れ（再掲）</p> <p>実施施設のバリアフリー化、職員の専門性の向上を図り、障がい児の受け入れを実施していきます。</p>	教育総務課

(10) 多胎児への支援

事業・取り組み		担当課
No.43	<p>◆多胎児への継続的な支援</p> <p>保健師等の訪問指導・多胎育児経験者を中心とした集りである「ぎふ多胎ネット」の情報提供など、妊娠期から子どもや保護者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。</p>	保健センター
No.44	<p>◆サービスの利用負担の軽減</p> <p>世帯の市町村民税所得割合算額や、兄または姉の数により、就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の軽減を図ります。</p>	健康福祉課

(11) ひとり親家庭・貧困家庭への支援

事業・取り組み		担当課
No.45	<p>◆ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業の周知を図ります。また、自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。</p>	子ども課
No.46	<p>◆ひとり親家庭への経済的支援</p> <p>ひとり親家庭の18歳未満の子ども（障がい児は20歳まで）の医療費の自己負担分について助成を引き続き行っていきます（所得制限あり）。</p>	健康福祉課
No.47	<p>◆学習支援</p> <p>ひとり親家庭・生活保護家庭の児童・生徒を対象として、地域住民の学習支援員による学習支援教室「スマイルゲンちゃん学習会」を月2～3回（土曜日）に実施します。</p>	生涯学習課

No.48	<p>◆子ども食堂の推進</p> <p>安価に提供された食事を地域の人と一緒に食べることで、子どもにとって安心できる居場所となり、身近な地域の中で子どもを見守り・支えることができる環境づくりができるよう支援をします。</p>	生涯学習課
No.49	<p>◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供</p> <p>岐阜県の実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度について周知し、相談を受け付けます。</p>	子ども課
No.50	<p>◆就学援助</p> <p>経済的理由により就学が困難な小中学生の保護者を対象として、子どもの学習に必要な、給食費、学用品費などの一部を援助します。</p>	教育総務課
No.51	<p>◆自立相談支援事業等の情報提供</p> <p>社会福祉協議会等と協力し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住宅確保給付金等について情報提供を行っていきます。また、必要に応じて関係機関へつなぎ、適切な支援の利用につないでいきます。</p>	健康福祉課
No.52	<p>◆生活福祉資金貸付制度等の情報提供</p> <p>社会福祉協議会において実施している、低所得者世帯等の経済的自立支援を目的とした生活支援費等の各種資金の貸付け制度について周知・案内します。</p>	健康福祉課

(12) 経済的負担の軽減

事業・取り組み		担当課
No.53	<p>◆福祉医療費助成事業</p> <p>乳幼児の健康の保持および増進を図るため、乳幼児医療費（中学校卒業まで）の助成を引き続き行っていきます。</p>	健康福祉課
No.54	<p>◆出産祝金の支給</p> <p>第3子以降の子を出産し、養育している父母に、出産祝金を支給します。</p>	子ども課
No.55	<p>◆保育料の軽減</p> <p>「岐阜県第3子以降保育料等無償化事業費補助金」を活用して、第3子以降の児童に係る保育料及び副食費を無償化し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。</p>	子ども課

(13) 児童虐待の防止

事業・取り組み		担当課
No.56	◆児童虐待防止の啓発 住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけいきます。	子ども課 教育総務課 保健センター
No.57	◆児童虐待の早期発見・早期対応 要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、保育園・こども園、小中学校、保健センター（子育て世代包括支援センター）、民生委員・児童委員、地域子育て支援センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化します。	健康福祉課 子ども課 教育総務課 保健センター
No.58	◆子ども家庭総合支援拠点の設置（関係機関の連携） 子ども支援の専門性を持ち、地域の18歳までの全ての子ども・家庭及び妊産婦を切れ目なく継続的に支援する体制を整えるように努めます。	子ども課 保健センター
No.59	◆養育支援訪問事業の推進（再掲） 乳児家庭全戸訪問や健康診査、または関係機関からの連絡等により把握された、極度の育児不安がある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師等による養育に関する助言、指導等を行い、適切な養育が行われるよう支援し、虐待の予防的支援などを行います。	保健センター

基本目標4 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまち

(14) 学校教育の充実

事業・取り組み		担当課
No.60	◆学校教育の充実 食育の一環として、地場産物や季節の食材を用いることで食からふるさとへの関心を深め、児童生徒の心身の成長につなげます。また「お弁当の日」を実施することで、児童生徒が自分でお弁当を作って持ってきたり、家庭の味のおにぎりを持参したりするなど、各学校で特色のある取り組みを行います。	教育総務課
No.61	◆インクルーシブ教育の推進 障がいの有無に関わらず、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。	教育総務課

No.62	<p>◆合理的配慮の提供</p> <p>児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。</p>	教育総務課
No.63	<p>◆学校保健の充実</p> <p>子どもの時から正しい生活習慣を身につけ、健康管理能力を高められるよう指導を行います。また、飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育、ストレスの解消法など心の健康づくりに関する教育を行います。</p>	教育総務課
No.64	<p>◆いじめや不登校などへの対応</p> <p>不登校などの学校不適應については、臨床心理士などの専門家を招いて行う教育相談、スクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員等による相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。</p> <p>また、不登校児童を対象とした適応指導教室を引き続き開設します。</p>	教育総務課
No.65	<p>◆児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施</p> <p>町内小中学校において、命の大切さを実感できる教育だけにとどまらず、社会で直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施します。同時に、周囲の大人が子どものSOSに気づく感度を高めるための啓発活動を推進します。</p>	教育総務課 保健センター
No.66	<p>◆人権教育・福祉教育の充実</p> <p>福祉教育は子どもの意識を大きく変えることから、引き続き総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある児童や高齢者との交流などを実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなどして、福祉の心を育てていきます。また、教職員の人権感覚を磨く研修を行ったり、福祉についての理解を高めたりして、指導力の向上を図ります。さらに、保育園・こども園、小中学校において「よさみつけ」を行い、人権教育を進めます。</p>	子ども課 教育総務課 生涯学習課
No.67	<p>◆相談体制の充実</p> <p>関係機関とのネットワークを構築し、就学前だけでなく就学後の発達相談にも対応していきます。</p>	健康福祉課 子ども課 教育総務課 保健センター そよかぜ教室
No.68	<p>◆PTA、子ども会育成協議会のあり方についての検討</p> <p>子ども数の減少が著しい地区があることから、複数単位での実施、保護者以外の地域住民の協力など、子どもと保護者に過度の負担とならないよう、活動内容や体制について検討します。</p>	教育総務課

(15) 文化・スポーツ活動の推進

事業・取り組み		担当課
No.69	<p>◆養老スポーツクラブの充実</p> <p>養老スポーツクラブの親子向けプログラム等を拡充して会員の増大を図り、子どもから高齢者までの、生涯にわたるスポーツ、健康、仲間づくりを推進します。</p>	スポーツ振興課
No.70	<p>◆スポーツ教室の開催</p> <p>養老スポーツクラブと連携して、テニス、卓球などの親子向け種目、スイミングスクールなど、乳幼児から各年齢層に応じたスポーツ教室を開催します。</p>	スポーツ振興課
No.71	<p>◆スポーツ指導者の育成・発掘</p> <p>地域スポーツの推進を図るため、指導者研修の充実を図ります。また、地域に潜在している指導者の発掘に努め、協力を働きかけていきます。</p>	スポーツ振興課
No.72	<p>◆文化活動の推進</p> <p>子どものときから芸術文化にふれたり、活動したりする地域子ども文化活動を推進します。具体的には、郷土芸能の育成、文化団体への助成などを推進していきます。</p>	生涯学習課
No.73	<p>◆講座・イベント等の充実</p> <p>子どもや子育て世代を対象にした講座・イベントの充実を図ります。</p>	生涯学習課 (中央公民館)

基本目標5 子どもにやさしいまち

(16) 防犯・交通安全・防災の推進

事業・取り組み		担当課
No.74	<p>◆学校等における防犯対策の推進</p> <p>学校においては安全計画に基づき、園においては防犯マニュアルを作成し、防犯対策を推進します。具体的には、学校、園において、不審者への対応を学ぶ防犯教室、訓練の開催、通報システムの整備、安全器具などの充実を図ります。</p>	子ども課 教育総務課
No.75	<p>◆通学路等の危険箇所の点検</p> <p>通学路、園児が日常的に集団で移動する経路、子どもの遊び場、河川等について危険箇所の点検を行い、歩道、ガードレールの整備など必要な改善を行います。信号機、横断歩道などの危険箇所への整備について警察と協議し、公安委員会に要望していきます。また、校区の危険マップを作成し、子ども・保護者へ危険箇所の確認を行います。</p>	子ども課 建設課 教育総務課

No.76	<p>◆子ども110番の家の推進</p> <p>学校、地域等が連携して、子どもを危険から守る「子ども110番の家」の推進を図ります。各校区で安全マップを作成し、緊急避難場所としての存在をPRし、子どもに関わる犯罪の抑制に努めます。</p>	<p>教育総務課 生涯学習課</p>
No.77	<p>◆防犯灯などの整備</p> <p>区が設置する街路灯や、集落から離れた通学路に区で設置する防犯灯に対し補助金を交付する制度についてPRし、防犯灯等の整備を促進します。</p>	<p>建設課 教育総務課</p>
No.78	<p>◆防災教育の推進</p> <p>各地区子ども会育成協議会や女性防火クラブを主体とした子ども参加型の消防教室を開催し防災教育の推進を図ります。また、一日消防士や、少年消防クラブリーダー研修会への参加を促進するなど、少年消防クラブの育成に努めます。</p>	<p>総務課 教育総務課 生涯学習課 消防署</p>

(17) 子育て家庭にやさしい公共施設等の整備促進

事業・取り組み		担当課
No.79	<p>◆公共施設のユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>公共建築物等の整備にあたっては、だれにも使いやすい施設をめざして、ユニバーサルデザインを導入した整備を推進します。</p>	<p>建設課</p>

(18) 地域の子育て支援

事業・取り組み		担当課
No.80	<p>◆見守り活動の推進</p> <p>地域ボランティアによる登下校時の見守り活動を推進します。</p>	<p>教育総務課</p>
No.81	<p>◆子育てサークル、子育て支援団体の育成支援</p> <p>子育て支援をはじめとするサービスの充実、サービス提供主体の多様化、住民の細かなニーズに対応するサービスの創設などの観点から、住民参加によるNPO法人の育成や支援を行います。</p>	<p>企画政策課 子ども課</p>

(19) 子育て意識の醸成

事業・取り組み		担当課
No.82	<p>◆若い世代の子育て意識の醸成</p> <p>中高生のこども園・保育園の訪問や交流、中学生の職場体験学習や高校生のインターンシップの受け入れによる保育体験を促進します。これらの体験の中で命の尊さや子育ての楽しさを感じることで、健全な母性・父性を育てていきます。</p>	子ども課 教育総務課
No.83	<p>◆父親の子育ての促進</p> <p>父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供します。パパママ教室では、沐浴、おむつ交換など子育ての技術指導や出産・子育ての男性の役割など、男性の子育てへの参加促進を豊富に盛り込んだ内容とするとともに、休日の開催など、男性が参加しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>また、男性の育児休暇の取得促進等、働きやすい職場環境づくりが積極的に行われるよう家庭、職場等、様々な角度から啓発活動を行います。</p>	子ども課 保健センター

(20) 職業生活と家庭生活の調和

事業・取り組み		担当課
No.84	<p>◆ワーク・ライフ・バランスの意識啓発</p> <p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画、子育て支援、雇用環境の改善など、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消を図るための考え方や取り組みについて、町広報誌等を通して啓発活動を推進します。</p>	企画政策課 住民人権課 子ども課 企業誘致・商工観光課 生涯学習課 (中央公民館)
No.85	<p>◆地域の子育て支援への意識啓発</p> <p>地域住民が、仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化など、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していくという意識を醸成していきます。広報はもちろん、ファミリー・サポート・センターの立ち上げや子育てボランティアの育成などを通して、あるいは自治組織を通じた啓発など、さまざまな機会を活用して理解と協力を呼びかけていきます。</p>	子ども課

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 養老町子ども・子育て支援会議

本計画の着実な推進を図るため、定期的に「養老町子ども・子育て支援会議」を開催して、事業・取組の進捗状況について把握・点検するとともに、取組の具体的な進め方への提案や検討を行います。また、必要に応じて量の見込み等の見直しや、新たに生じた課題についても柔軟に対応していきます。

(2) 町内の連携

子育て支援、教育、母子の健康、まちづくりなど幅広い分野にわたる計画であることから、計画に示した担当課との連携を強化して、全庁的な体制で推進していきます。

2 県・関係機関・団体等との連携

計画の推進に当たっては、県、関係機関との連携を図りながら取組を推進します。また、公的機関の取組だけでなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者等の協力が必要であることから、これらの関係機関等と連携しながら、地域ぐるみで子ども・子育て支援を推進していきます。

3 計画の広報

子育て家庭だけでなく、広く住民にこの計画を理解し、協力してもらう必要があることから、町の広報紙、ホームページ等を通じて広報に努めるとともに、地域活動への参加を働きかけていきます。

資料

1 計画の策定経過

年 月 日	事 項	内 容
平成30年9月27日	○第2回養老町子ども・子育て会議	・「第二期養老町子ども・子育て支援事業計画」策定に伴うニーズ調査の実施について
平成31年1月8日～ 平成31年1月25日	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	・就学前児童保護者 配布数 829 有効回答 649 (78.3%) ・小学生保護者 配布数 1,099 有効回答 751 (68.3%)
令和元年7月18日	○第1回養老町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・幼児教育・保育の無償化について
令和元年9月26日	○第2回養老町子ども・子育て会議	・令和2年度特定教育・保育施設の定員設定について ・第二期子ども・子育て支援事業計画案の検討（課題と提案）
令和元年12月23日	○第3回養老町子ども・子育て会議	・第二期養老町子ども・子育て支援事業計画（案）の検討 ・パブリックコメントの実施について
令和元年12月27日～ 令和2年1月31日	○パブリックコメントの実施	・意見なし

2 養老町子ども・子育て会議

(1) 養老町子ども・子育て会議条例

(平成25年6月28日 条例第28号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、養老町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民福祉部健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 養老町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名	備考（任期等）
保育園・幼稚園・認定子ども園保護者会代表	高 木 麻 衣 子 椿 井 晶 子	平成30年 令和元年
郡町PTA連合会代表	伊 藤 万 希 枝 戸 田 亜 弥	平成30年 令和元年
岐阜聖徳学園短期大学部幼児教育課	児 玉 俊 郎	会 長
町顧問弁護士	長 澤 清	
養老郡医師会	佐久間 孝	副会長
養老警察署生活安全課	高 家 渡 大 塚 晃 大 上 口 伸 也	平成30年 令和元年10月まで 令和元年11月から
子ども会育成協議会	中 村 辰 夫	
公立幼稚園・保育園・認定こども園長代表	若 山 義 郎	
小学校校長会	川 島 正 信 高 橋 誠	平成30年 令和元年
中学校校長会	森 島 恵 照	
岐阜県青少年育成推進指導員連絡協議会	早 崎 敏	
県民間保育園連盟・町私立保育園代表	若 山 章 人	
民生児童委員協議会	山 内 智 音	
子育て支援センター	佐 藤 圭 子	
子育てサークル	田 中 とも子	
教育支援委員会	高 橋 誠 河 瀬 実 浩	平成30年 令和元年
大垣養老高校	森 田 英 明 宮 川 直 樹	平成30年 令和元年
特別支援学校	高 橋 圭 子	
ことばの教室	田 中 千 里	
公募による町民	西 脇 春 菜 西 脇 実 環	令和元年 令和2年

(注) 任期の記載のない委員は平成30年から平成2年まで継続。

3 子育て支援関係施設の配置図



*養北こども園は令和2年4月1日時点の位置です。

第2期 養老町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行者◆養老町

編集◆住民福祉部子ども課

〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798

☎ 0584-32-5078 FAX 0584-32-1524